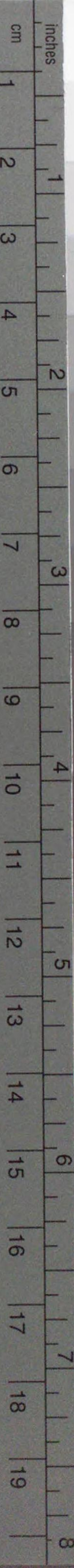


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

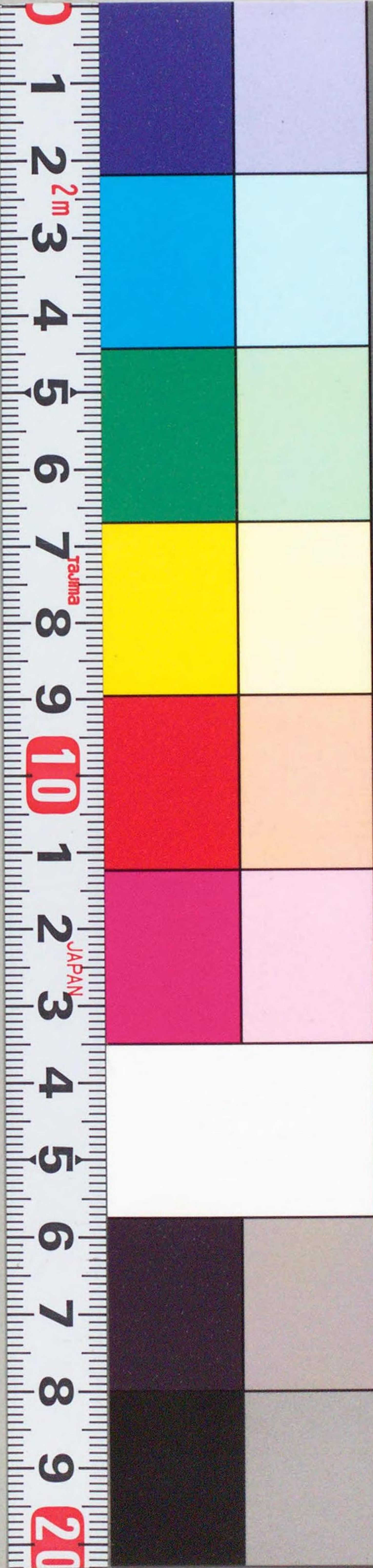
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



BZ-4-04



*U0064802 *

昭和三十一年度決算検査報告

会計検査院

R
343.8
Ka186k2

344



U 64802

昭和三十一年度決算検査報告 目次

第一章 総論	一頁
第一節 歳入歳出決算	一頁
第一歳 歳入	二頁
第二歳 歳出	三頁
第二節 債権および債務	四頁
第一 債権	四頁
第二 債務	四頁
第三節 国庫金、国有財産および物品	六頁
第一 国庫金	六頁
第二 国有財産	六頁
第三 物品	七頁
第四節 政府関係機関その他の団体	八頁
第五節 不当事項および是正事項	八頁

第二章 国の会計 一三

第一節 決算の検査確認 一三

第一 一般会計 一三

第二 特別会計 一四

第三 昭和三十一年度以前の未確認額の検査確認 一八

第二節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了 一八

第一 国税収納金整理資金 一八

第二 昭和三十一年度以前の検査未完了額の検査完了 一九

第三節 決算額と日本銀行証明額との対照 一九

第一 一般会計 一九

第二 特別会計 二〇

第四節 予備費の支出に対する国会の承諾 二一

第五節 各所管別の不当事項および是正事項 二三

第一 裁判所 二三

(一) 一般会計 二三

不当事項 二三

不正行為 二三

職員的不正行為により国に損害を与えたもの〔大阪高等裁判所ほか三箇所〕(一)―(四) 二三

第二 総理府 二四

(調達) 庁 二五

(一) 一般会計 二五

不当事項 二五

役務 二五

過大な土地借料を支出しているもの〔横浜調達局〕(五) 二五

是正させた事項 二六

その他 二六

建物の返還に伴う損失補償金の支払にあたり処置当を得ないもの〔横浜調達局〕(六) 二七

(自治) 庁 二七

(一) 一般会計 二七

不当事項 二八

補助金.....二八

新市町村建設促進費国庫補助金の経理当を得ないもの〔岐阜県ほか二府〕(七)―(一〇).....二八

(防衛庁).....二九

(一般会計).....二九

不当事項.....三〇

予算経理.....三〇

物品購入代金の支払にあたり処置当を得ないもの〔海上自衛隊術科学校横須賀分校〕(一一).....三〇

ロケット弾および発射装置の購入にあたり処置当を得ないもの〔防衛庁調達実施本部〕(一二).....三一

工事.....三三

飛行場照明施設工事の予定価格の積算が過大なため工事費が高価と認められるもの〔防衛庁大阪建設部〕(一三).....三三

物件.....三四

「T-34」練習機機体部品の購入にあたり処置当を得ないもの〔防衛庁調達実施本部〕(一四).....三五

不急の正帽を購入しているもの〔同〕(一五).....三六

不用の工具研ま盤および平面研ま盤を購入しているもの〔同〕(一六).....三七

艦船用造修材料の購入にあたり処置当を得ないもの〔海上自衛隊横須賀地方総監部〕(一七).....三八

ジェットエンジンテストスタンドの購入にあたり処置当を得ないもの〔防衛庁調達実施本部〕(一八).....四〇

使用目的に適しない規格のフライス盤を購入したため不経済となっているもの〔同〕(一九).....四一

普通実包の予定価格の積算が過大なため購入価額が高価と認められるもの〔同〕(二〇).....四二

航空揮発油の予定価格の積算が過大なため購入価額が高価と認められるもの〔海上自衛隊横須賀地方総監部〕(二一).....四二

役務.....四四

電子機器点検修理の予定価格の積算が過大なため点検修理費が高価と認められるもの〔海上自衛隊佐世保地方総監部〕(二二).....四七

その他の.....四九

用地の取得にあたり処置当を得ないもの〔防衛庁仙台建設部〕(二三).....四九

第三大蔵省.....五一

(一般会計).....五一

不当事項.....五一

租税.....五三

租税払もどしに關し処置当を得ないもの〔東京国税局〕(二四)―(二五).....五三

物件.....五五

機械器具の交換に關し処置当を得ないもの〔関東財務局ほか四箇所〕(二六)―(二七).....五五

普通財産の管理当を得ないもの〔関東財務局ほか四箇所〕(二八)―(三五).....五六

不正行為……………五九

職員的不正行為により国に損害を与えたもの〔練馬、村山両税務署〕(三六)……………五九

是正させた事項……………五九

租税……………五九

青色申告書の提出の承認を取り消させ徴収不足を是正させたもの〔神田ほか一二税務署〕(三七)―(四〇)……………五九

租税の徴収過不足を是正させたもの〔麴町ほか二六八税務署〕(四一)―(二四五)……………六一

租税の徴収上の過誤を是正させたもの〔東京国税局、麴町ほか八税務署〕(二四六)―(二四九)……………六二

第四文部省……………六三

(一般会計)……………六三

不当事項……………六三

予算経理……………六三

債権者に支払うべき小切手を現金化し貸付金に使用するなど経理がびん乱しているもの〔静岡大学文学部〕……………六三

(二五〇)……………六三

補助金……………六四

公立諸学校施設整備に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔東京都ほか三県〕(二五一)―(二五二)……………六四

第五厚生省……………六五

(一般会計)……………六六

不当事項……………六六

補助金……………六六

国庫補助金の経理当を得ないもの〔北海道ほか一六都県〕(二五三)―(二六九)……………六六

その他……………六九

診療収入の徴収にあたり処置当を得ないもの〔国立埼玉療養所ほか一〇箇所〕(二七〇)……………六九

(厚生保険特別会計)……………七〇

是正させた事項……………七一

保険……………七一

健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足を是正させたもの〔札幌社会保険出張所ほか九五箇所〕(二七二)……………七二

第六農林省……………七七

(一般会計)……………七七

不当事項……………七九

工事……………七九

橋りょう工事費を過大に負担しているもの〔金沢農地事務局〕(二七二)……………八〇

補助金……………八一

公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか三〇府県〕(二七三)―(三八四)……………八一

災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔長野ほか五県〕(三八五)……………八四

国庫補助金の経理当を得ないもの〔北海道ほか二八都府県〕(三八六)―(三九七)……………八八

その他の……………九七

土地改良事業費負担金の徴収が不足しているもの〔北海道開発局〕(三九八)……………九七

(一) 一般会計……………九八

(特定土地改良工事特別会計)……………九八

不当事項……………九八

工事……………九八

代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの〔京都農地事務局名古屋建設事務所、熊本農地事務局〕(三九九)―(四〇一)……………九八

(食糧管理特別会計)……………一〇一

不当事項……………一〇三

物件……………一〇三

製粉工場付属倉庫を利用しなかったため外国小麦を低額に売り渡しているもの〔群馬食糧事務所〕(四〇二)……………一〇三

役務……………一〇四

前年中に不経済な小出横持を実施したため三十二年度の運送単価が高価となっているもの〔食糧庁〕(四〇三)……………一〇四

(農業共済再保険特別会計)……………一〇六

不当事項……………一〇六

保険……………一〇六

農業共済保険事業の運営が適切でないもの〔農林省〕(四〇四)―(四〇九)……………一〇六

(国有林野事業特別会計)……………一一一

不当事項……………一一二

工事……………一一二

工事が粗漏または出来高不足となっているもの〔青森、秋田両営林局〕(四一〇)―(四一二)……………一一三

物件……………一一四

立木の売却にあたり処置当を得ないもの〔秋田営林局湯沢営林署〕(四一三)……………一一四

立木を売却しその代金を宿舍建築費等に使用しているもの〔前橋営林局坂下営林署〕(四一四)……………一一四

不正行為……………一一五

職員的不正行為により国に損害を与えたもの〔旭川営林局上川営林署〕(四一五)……………一一五

第七 通商産業省……………一一五

(一) 一般会計……………一一五

不当事項 一六

補助金 一六

中小企業輸出振興試作奨励費補助金の経理当を得ないもの〔東京通商産業局(四一六)..... 一六

中小企業協同組合共同施設等補助金を財源とする道府県の貸付金の運営当を得ないもの〔岩手ほか一〇県〕..... 一七

(四一七)―(四二〇)..... 一七

第八運輸省 一八

(一般会計) 一八

不当事項 一八

補助金 一八

公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔宮城県ほか五都県(四二一)―(四二四)..... 一九

災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔岩手ほか五県(四二五)..... 二〇

第九郵政省 二二

(郵政事業特別会計) 二二

(郵便貯金特別会計) 二三

(簡易生命保険及郵便年金特別会計) 二四

(郵政事業特別会計) 二五

(簡易生命保険及郵便年金特別会計) 二五

不当事項 二五

不正行為 二五

職員的不正行為により国に損害を与えたもの〔千葉ほか一四郵便局(四二六)―(四三六)..... 二五

第十労働省 二九

(一般会計) 二九

不当事項 三〇

補助金 三〇

失業対策事業費補助金の経理当を得ないもの〔北海道ほか六都府県(四三七)―(四四九)..... 三〇

失業対策国庫補助事業の計画が当を得ないもの〔北海道ほか二県(四五〇)―(四五二)..... 三二

(労働者災害補償保険特別会計) 三五

不当事項 三六

保険 三六

保険給付の適正を欠いたもの〔札幌ほか二二労働基準監督署(四五三)..... 三六

是正させた事項 一三八

保 險 一三八

労働者災害補償保険保険料等の徴収不足を是正させたもの〔北海道ほか二五労働基準局〕(四五四) 一三八

(失業保険特別会計) 一四〇

不 当 事 項 一四一

保 險 一四一

保険給付の適正を欠いたもの〔札幌公共職業安定所ほか一〇〇箇所〕(四五五) 一四一

是正させた事項 一四三

保 險 一四三

失業保険保険料等の徴収不足を是正させたもの〔北海道ほか二七都府県〕(四五六) 一四三

第十一 建 設 省 一四五

(一 般 会 計) 一四五

不 当 事 項 一四五

補 助 金 一四五

公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔青森県ほか一九都県〕(四五七)―(四七四) 一四五

災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔長野ほか六県〕(四七五) 一五二

防衛支出金による道路改良補助工事の計画が当を得ないもの〔兵庫県〕(四七六) 一五四

そ の 他 一五六

土地区画整理事業に対する国庫補助金の返還が著しく遅延しているもの〔東京都〕(四七七) 一五六

第六節 会計事務職員に対する検定 一五七

第一 出納職員に対する検定 一五七

第二 物品管理職員に対する検定 一五九

第三 予算執行職員等に対する検定 一六一

第七節 審 査 事 項 一六二

第三章 政府関係機関の会計 一六五

第一節 決算の検査完了 一六五

第二節 各政府関係機関別の不当事項 一六七

第一 日本専売公社 一六七

不 当 事 項 一六八

不 正 行 為 一六八

職員の不正行為により日本専売公社に損害を与えたもの〔日本専売公社一宮出張所〕(四七八)……………一六九

第二 日本国有鉄道……………一六九

不当事項……………一七二

工事……………一七二

予定価格の積算が過大なためひいて工事費が高価となっているもの〔日本国有鉄道東京工事局ほか三箇所〕

(四七九)―(四八二)……………一七二

工事の施行が設計と相違しているもの〔日本国有鉄道熊本鉄道管理局ほか三箇所〕(四八三)―(四八六)……………一七八

物件……………一八二

鉄製セントルの購入価額が高価と認められるもの〔日本国有鉄道資材局〕(四八七)……………一八二

断路器の購入処置当を得ないため不経済となっているもの〔同〕(四八八)……………一八三

購入計画が当を得ないため不経済となっているもの〔同〕(四八九)―(四九〇)……………一八四

固定財産部外使用料金の決定処置当を得ないもの〔日本国有鉄道〕(四九一)……………一八六

不正行為……………一八九

職員的不正行為により日本国有鉄道に損害を与えたもの〔日本国有鉄道名古屋、鹿児島両鉄道管理局〕(四九二)―

(四九四)……………一八九

第三 日本電信電話公社……………一九〇

不当事項……………一九三

工事……………一九三

撤去した部品の利用を考慮しなかったため不経済となっているもの〔日本電信電話公社近畿電気通信局大阪管

理部ほか二箇所〕(四九五)……………一九三

旧仕様のコネクタを施設したため不経済となっているもの〔日本電信電話公社近畿電気通信局ほか二箇所〕

(四九六)……………一九四

契約の更改を怠ったなどのため工事費が過払および高価となっているもの〔日本電信電話公社北海道電気通信

局〕(四九七)……………一九五

不正行為……………一九七

職員的不正行為により日本電信電話公社に損害を与えたもの〔日本電信電話公社関東電気通信資材配給局ほか

二箇所〕(四九八)―(五〇〇)……………一九七

第四 国民金融公庫……………一九八

第五 住宅金融公庫……………一九九

第六 農林漁業金融公庫……………二〇〇

不当事項……………二〇一

その他……………二〇一

農林漁業資金の貸付後の管理が不十分なもの〔農林漁業金融公庫〕(五〇一)	二〇一
第七 中小企業金融公庫	二〇四
第八 北海道東北開発公庫	二〇五
第九 公営企業金融公庫	二〇六
第十 日本開発銀行	二〇七
第十一 日本輸出入銀行	二〇八
第三節 会計事務職員に対する検定	二〇九
第一 出納職員に対する検定	二〇九
第二 物品管理職員に対する検定	二一〇
別表	二一三
第一 租税の徴収過不足を是正させたもの〔大蔵省〕(四一)―(二四五)	二一三
第二 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔農林省〕(二七三)―(三八四)	二四一
付表	二六九
第一 昭和三十二年一般会計決算未確認額表	二六九
第二 昭和三十二年各特別会計決算未確認額表	二七三

第三 既往年度一般会計決算未確認額表	二七五
第四 既往年度特別会計決算未確認額表	二七六
第五 昭和三十二年国税収納金整理資金受払計算書検査未完了額表	二七七
第六 既往年度国税収納金整理資金受払計算書検査未完了額表	二七八
第七 昭和三十二年度政府関係機関決算検査未完了額表	二七九

第一章 総論

会計検査院は、日本国憲法第九十条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第二十九条の規定に基づき、昭和三十二年決算検査報告を作成した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、国の財産に関する事項、会計事務職員に対する検定等のほか、会計検査院法その他の法律により検査を行なっているものの検査事項を掲記した。

第一節 歳入歳出決算

昭和三十二年歳入歳出決算は、三十三年十月二十五日本院においてこれを受領し、その検査を了して三十三年十二月四日内閣に回付した。

一般会計決算額および各特別会計決算額の総計は、左のとおり

歳入	歳出	歳入超過	一般会計	特別会計(四〇)	総計
一、三九九、八五八	一、一八七、六七五	二〇二、一八二	一、三九九、八五八	二、三七六、二八八	三、七七六、一四六
			二、一三九、三一八	三、三二六、九九四	三、三二六、九九四
			二、三三六、九六九	四四九、一五二	四四九、一五二

であつて、一般会計の歳入超過は二千二百二十一億八千二百余万円に上り、これを前年度の歳入超過千六百三十三億八百余万円に比べると四百八十八億七千三百余万円の増加を示している。

また、各会計間の重複額および前年度剰余金受入等を控除し、純計額を概算するときは、歳入二兆六千五百三十九億円、歳出二兆四千六百六億円で、前年度に比べると歳入において千四百四十八億円、歳出において千七百八十九億円の増となっている。

第一 歳 入

昭和三十二年一般会計の歳入決算額は、前記のとおり一兆三千九百九十八億五千八百余万円であるが、収納未済額は百五億九千八百余万円、そのうちおもなものは、公共事業費負担金八十一億二千余万円、病院収入六億五千二百余万円、弁償及返納金三億八千余万円、引継債権整理収入二億九千四百余万円、国有財産売却収入二億八千四百余万円、国有財産貸付収入二億三千五百余万円である。いま、一般会計の収納未済額に国税収納金整理資金の取扱分を含めて収納未済額を計算するとその徴収決定済額に対する割合は二・四%に当り、前年度の二・三%に比べてやや増加している。

各特別会計の収納未済額は百三十六億六千余万円、そのうちおもなものは、食糧管理の食糧売払代で延納を認められているものを除くと、厚生保険の保険料収入三十六億五千二百余万円、失業保険の保険料収入九億三

千五百余万円、特定多目的ダム建設工事の工事負担金収入八億七千三百余万円、開拓者資金融通の償還金収入八億五千八百余万円、労働者災害補償保険の保険料収入六億九百九十余万円である。

一般会計および各特別会計の収納未済額に国税収納金整理資金の収納未済額二百五十六億八千七百余万円を合計すると四百九十九億四千七百余万円であるが、他方、既往年度の収納未済額で本年度においてもなお収納にいたらなかったものが五百四十五億九千九百余万円に上つており、そのうち大部分を占めるものは国税収納金整理資金の分三百九十三億四千七百余万円である。

第二 歳 出

昭和三十二年一般会計の歳出決算額は、前記のとおり一兆八千八百七十六億七千五百余万円であるが、予算執行の結果、予算の翌年度に繰り越された額は三百十五億二千八百余万円、そのおもなものは、防衛庁、艦船建造費および施設整備費八十七億二千二百余万円、防衛支出金四十二億四千九百九十余万円、日本道路公団事業費十六億二千五百余万円、住宅施設費十三億六千六百余万円、道路事業費十三億五千余万円、都市計画事業費十一億九千六百余万円、公立文教施設整備費補助十億八千八百余万円であり、また、不用となつた額は九十四億九百九十余万円、そのおもなものは、防衛庁三十一億百九十余万円、国債費九億八千二百余万円、社会保険国庫負担金三億四千二百余万円である。

第二節 債権および債務

第一 債権

昭和三十一年度債権現在額総計算書における年度末債権現在額は一兆七千三百四十七億千四百余万円であつて、そのおもなものは、一般会計において、貸付金等回収収入千四百十九億四千八百余万円、各税受入金債権六百五十億三千三百余万円、特別会計において、資金運用部の政府関係機関貸付金債権四千五百四十七億六千六百余万円、地方公共団体貸付金債権四千百十六億三千九百九十九余万円、電源開発株式会社貸付金債権八百五億円、外国為替資金の特別決済勘定貸越金債権千八十七億二千七百九十九余万円、産業投資の運用金回収六百九十三億二百余万円、簡易生命保険及郵便年金の公共団体貸付金債権千六百六十八億八千四百余万円である。

第二 債務

昭和三十一年度国の債務に関する計算書における債務の年度末現在額は、左のとおり

種別	年度末現在額 百万円	年度首現在額 百万円	差引増減 百万円
財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為	四二、八四三	一八、二二三	二四、七二〇

財政法第十五条第二項の規定に基づく国庫債務負担行為

公債	一三八	八八三	△ 七四四
借入金	四七六、五五七	四八三、三八四	△ 六、八二六
一時借入金	一一九、六七二	九五、七五六	二三、九一五
短期借入金	一、〇五〇	八五〇	二〇〇
戦時納税貯蓄証券の発行に基づく債務負担行為	三六三、〇六六	四〇九、八九三	△ 四六、八二七
計	一、〇〇三、三二九	一、〇〇八、八九二	△ 五、五六二

備考 公債のうち、外債債については年度首および年度末における邦貨換算率によってそれぞれ邦貨に換算した。

であつて、年度首現在額に比べると国庫債務負担行為、借入金等が増加を示し、公債、短期証券等が減少を示している。

公債は、年度中に引揚者給付金等として交付したものと百二十五億四千二百余万円および借換発行したものと三百三十八億三千三百余万円があり、他方、償還等五百三十二億二百余万円があつたので、年度末において四千七百六十五億五千七百余万円となつてゐる。

また、借入金は、年度中に日本銀行から百六十五億二千四百余万円、資金運用部資金から七十七億二千余万円、「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」によりアメリカ合衆国政府から四十一億四百万円、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金等から十九億八百余万円を借り入れ、他方、六十三億四千余万円を償還したので、年度末において千九百九十六億七千二百余万円となつてゐる。

第三節 国庫金、国有財産および物品

第一 国庫金

昭和三十三年三月末における日本銀行政府預金勘定残高は、前年同期に比べると左のとおりである。

種別	三十三年三月末現在		三十二年三月末現在		差引増△減
	百万円	千円	百万円	千円	
当座預金	二二八、四七三		二二二、三五二		六、一二一
一般預金	二一三、三八一		二一〇、九三九		二、四四二
一 資金運用部	五、〇九一		一、四一三		三、六七八
別 別	一〇、二三五		一、三四〇		一、一〇四
指 定 預 金	一四、四七四		一五、八六一		△ 一、三八七
小額紙幣引換準備預金	〇		〇		〇
計	二四三、一八四		二三九、五五四		三、六二九

第二 国有財産

昭和三十二年国有財産増減及び現在額総計算書における年度末国有財産現在額は二兆千四百五十億九千九百九十九万円であつて、前年度末現在額二兆二百九十一億七千二百九十九万円に比べると千五百五十九億二千六百九十九万円の増を示している。

右は、年度中における増加額が行政財産において千六百八十億八千九百九十九万円、普通財産において九百二十一億六千九百九十九万円計二千八百七十二億四千九百九十九万円あり、他方、減少額が行政財産において四百七十七億七千九百九十九万円、普通財産において五百十五億三千七百九十九万円計九百二十三億四千九百九十九万円あつたためである。

いま、その増減のおもなものを示すと、増において、出資四百九十五億四千九百九十九万円、土地、建物、航空機等の購入二百七十七億八千九百九十九万円、船舶、航空機等の寄附百七十七億三千六百九十九万円、建物の新築百二十七億六千五百九十九万円、工作物の新設百九億九千二百九十九万円、地方債証券等による代物弁済七十一億六千七百九十九万円であり、減において、立木の実査百十億七千九百九十九万円、土地、建物、船舶等の売却八十五億五千九百九十九万円、建物、工作物等の出資五十二億二千九百九十九万円である。

また、昭和三十二年国有財産無償貸付状況総計算書における年度末無償貸付額は六十三億五千九百九十九万円であつて、前年度末の五十一億九千九百九十九万円に比べると十一億五千九百九十九万円の増を示している。

第三 物 品

昭和三十二年物品増減及び現在額総計算書における年度末物品現在額は九百七十九億九百九十九万円であつて、前年度末現在額八百四十二億五千九百九十九万円に比べると百三十六億五千九百九十九万円の増を示している。

年度中における増加額は三百四十七億五千九百九十九万円、そのおもなものは、土木機械六十八億六千七百九十九万円

円、車両及び軌条五十一億九千三百余万円、試験及び測定器二十七億八千七百余万円であり、また、減少額は二百一十一億二百余万円、そのおもなものは、土木機械五十億六千二百余万円、車両及び軌条三十億六千九百余万円である。

第四節 政府関係機関その他の団体

会計検査院法その他の法律によつて会計の検査を行つたものは、政府関係機関一一、国が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計および法律によりとくに会計検査院の検査に付するものと定められた会計四〇のほか、国から国庫補助を受けている都道府県、市町村、各種組合等の会計である。

第五節 不当事項および是正事項

本院において、昭和三十二年十二月から三十三年十一月までの間に、国および政府関係機関等の歳入、歳出等に関する計算書および証拠書類を検査したものは十九万四千余冊、五千余万枚である。会計検査に伴い関係者に質問を發したものは八千余件である。

このようにして検査した結果、ここに不当事項および是正させた事項として記載するものを所管別、政府関係機関別にあげると

所管または政府関係機関	租 税	予算経理	工 事	物 件	役 務	保 險	補助金	不正行為	その他	計
総 理 府	二	二	一	八	二		四	四	二	一九
大 蔵 省	(一一三)			一〇				一		(一一三)
文 部 省		一					二			三
厚 生 省						(一)	一七		一	(一九)
農 林 省			七	三	一	六	二二五	一	一	一四四
通商産業省							五			五
運 輸 省							五			五
郵 政 省								一		一
勞 働 省						(二)	一六			(二〇)
建 設 省							二〇		一	二一
日本専売公社								一		一
日本国有鉄道			八	五				三		一六
日本電信電話公社			三					三		六
農林漁業金融公庫									一	一

所管または政府 関係機関	租 税	予算経理	工 事	物 件	役 務	保 険	補助金	不正行為	その他	計
計	二二五件 (二二三)	三件	一九件	二六件	三件	一一件 (一一)	一九四件	二四件	六件 (六)	二五〇件 (二二七)

備考 (7) 件数は本検査報告の番号の数による。

(1) ()内の件数は是正させた事項の件数をうち書したものである。

であつて、合計五〇一件その批難金額概計十五億円に上つている。

これを前年度の一、二八件二十五億円に比べると件数、金額ともに減少しており、これは主として補助金において著しく減少したためであるが、なお国および政府関係機関の会計においてこのように不当な経理の多いことは遺憾に堪えないところである。

検査の結果、予算の執行についてとくに留意を要するものとしては次のとおり補助金、工事、物件、保険に関する事態があり、これらについては本院が従来から注意を喚起しているところであるが、なおその改善に格段の努力が必要と認められる。

補助金の経理については、災害の発生が比較的少なかったことに加え、関係当局における指導監督が徹底し、事業主体の自覚も高まつてきたため相当改善の実があがつているが、なお、事業主体が補助の対象となる事業量または事業費を過大に計算して査定を受けているもの、事業主体が正当な自己負担をしていないもの、補助の趣旨にそつた事業を実施していないものなどがとくに農林省所管において多数に上つている。

工事の施行または物件の調達については、経費予算を効率的に使用する配意が十分でなかったり、関係部局間において必要な連絡と調整を行わなかつたなどのため不経済な結果をきたしたものが多数見受けられる。すなわち、工事の計画または設計が実情にそわないため不経済となつているもの、使用材料の数量等についての調査が不十分なため工事費の積算が過大となつているもの、工事の出来形が設計と相違していたり施行が粗漏であるのにそのまましゅん功検査を了しているものなどが多数ある。

物件の調達、管理および処分については、購入計画が適切でないため使用時期を失しまたは過剰保有となつているもの、規格もしくは数量の決定、予定価格の積算または契約の締結にあつて十分な調査検討をしなかつたため不利な結果をきたしているものなどの事例が多い。このほか、交換物件に対する価格の決定または事後の処置が適切でないもの、長期にわたり使用料を徴収していないものなどがある。

なお、国が特別会計を設けて経営している各種保険事業については、従来から保険事業の運営、保険給付または保険料の徴収について適正を欠いていると認められる事例が少なくなかつたが、本年度においても、当局の改善への努力の跡は認められるが、なお保険事業の経理が好転しているとは認められず、健康保険、労働者災害補償保険、失業保険等においては、実施機関相互の連絡および事業主等に対する調査または指導監督が十分でないため保険料の徴収不足をきたしているもの、受給要件の適否等に対する調査が不十分なため給付の適正を欠いたものが依然として見受けられ、また、農業共済保険においては、本年度は主として蚕繭共済を検査したところ、

共済掛金の徴収、共済金の支払および保険金の基礎となる被害の評価等において著しく適切を欠いているものがある状況である。

（以下は非常に小さい文字で書かれた本文が続く）

第二章 国の会計

第一節 決算の検査確認

第一 一般会計

歳入	決算額	同士のうち未確認額
歳入	一、三九九、八五八、一四〇、八〇四・四四	七二、〇八四、六三二
歳出	一、一八七、六七五、九八二、一六五・六六	一三、二二二、九七四、〇三五

右決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

事由	歳入	歳出
前金払の精算未了		四、四七五、八〇五、〇三五
概算払の精算未了		七、七三五、三八一、二三七
質問に対する回答未済		一六、八〇八、七〇〇
証明済調査中		六一三、八八一、五九五
回答済調査中		三七〇、六〇六、三九七
犯罪に関し調査中		四九一、〇七一
計	七二、〇八四、六三二	一三、二二二、九七四、〇三五

であり、その各科目の金額は付表第一のとおりである。

第二 特別会計

所管および会計名	決算額		同士のうち未確認額
	歳入	歳出	
総府	27,029,520.00	23,029,520.00	
臨時受託調達			
総府及び大蔵省	33,183,770.25	33,496,826.95	
交付税及び譲与税配付金			
大蔵省	1,724,266,630.00	1,708,934,500.00	
造幣局	5,937,024,576.00	5,126,586,820.00	
印刷局	76,509,185,727.60	73,284,988,836.40	
資金運用部	445,842,035,336.60	428,346,104,814.00	
国債整理基金	326,067,573.08	172,424,770.00	
貴金属	5,849,120,820.00	2,087,404,070.00	
外国為替資金	51,245,696,942.54	42,866,679,532.00	
産業援助資金	1,067,949,714.00	5,814,819,252.00	
経済援助資金	718,394,591.40	272,210,307.00	
余剰農産物資金融通	3,657,634,467.00		
賠償等特殊債務処理			
国有財産特殊整理資金	10,721,546.00		
厚生省			
健康保険	71,987,740,230.00	63,993,556,971.00	
健康勤定	3,875,633,330.00	3,871,093,540.00	
日雇健康勤定	56,393,579,480.00	8,164,691,730.00	
年金勤定	3,597,023,634.00	3,486,156,290.00	
業務勤定	5,766,446,636.00	3,884,471,710.00	
船員保険	8,860,234,069.00	8,695,595,096.00	
国立病院	261,746,566.00	194,422,299.00	
あへん			
農林省			
食糧管理	868,709,759,990.00	860,833,933,647.00	
農業共済再保険	2,533,464,791.86		
再保険金支払基金	8,968,048,159.00	5,781,375,320.00	
勘定	1,497,184,383.74	1,423,861,962.00	
農業勘定	763,137,000.00	738,833,455.00	
家畜勘定	576,826,578.44	1,688,865.00	
業務勘定			
森林火災保険			
漁船再保険	2,033,631,607.00	980,737,800.00	
普通保険勘定	1,567,747,226.00	1,717,733,360.00	
特殊保険勘定	118,740,559.00	117,667,426.00	
給与保険勘定	24,394,990.00	24,394,562.00	
業務勘定	1,350,170,395.21	1,071,651,985.00	
自作農創設特別措置	2,016,574,499.26	1,977,854,370.00	
開拓者資金融通	471,692,900.00	41,941,468,899.00	
国有林野事業			

704,361

439,826,000

厚生省			
健康保険			
健康勤定			
日雇健康勤定			
年金勤定			
業務勤定			
船員保険			
国立病院			
あへん			
農林省			
食糧管理			
農業共済再保険			
再保険金支払基金			
勘定			
農業勘定			
家畜勘定			
業務勘定			
森林火災保険			
漁船再保険			
普通保険勘定			
特殊保険勘定			
給与保険勘定			
業務勘定			
自作農創設特別措置			
開拓者資金融通			
国有林野事業			

3,100,000

43,444,441

1,771

第二章 国の会計 第一節 決算の検査確認 第二 特別会計

所管および会計名	決算額		同上的うち未確認額
	歳入	歳出	
糸 価 安 定	四三六、〇九六、三八〇〇	四三〇、八七六、一〇〇〇	
中小漁業融資保証保	七九、三三三、四八二〇〇	五七、八五二、五六〇〇	
特定土地改良工事	三七四、二一〇、三六六〇〇	三四一、三〇一、五四九〇〇	
通商産業省			
アルコール専売事業	三三〇、七五八、二四〇〇〇	二、九七〇、六三八、二六〇〇〇	
輸出 保 險	五四〇、四九七、五〇七〇〇	四三七、一九四、一〇一〇〇	
中小企業信用保険			
保 險 勘 定	三三三、四九三、八八〇〇〇	一、二二三、五六六、〇三五〇〇	
融 資 勘 定	一〇一、五一一、九六四〇〇	九四四、六四八、六八九〇〇	
特別 鉅 害 復 旧	四五五、一〇九、二八一〇〇	三六九、六五七、四三三〇〇	
特定物資納付金処理	二四一九、五四七、六一〇〇	二四一、八六三、七七二〇〇	
運 輸 省			
木 船 再 保 險	一五、九二七、五〇〇〇	七八、九九九、八六九〇〇	
自動車損害賠償責任			
再 保 險			
保 險 勘 定	二八一〇、二一〇、一〇四〇〇	一、六八一、二三八、四〇六〇〇	
保 障 勘 定	一三三、五九三、二七四〇〇	八四八、六五、六五〇〇〇	
業 務 勘 定	四一、六四〇、四二八〇〇	三七、五二二、七三七〇〇	
郵 政 省			
郵 政 事 業	一四九、八八六、四五、七七六〇〇	一四七、八三三、四三九、三二一八	
郵 便 貯 金	四六、一五七、〇四四、〇〇〇〇〇	四六、一五七、〇四四、〇〇〇〇〇	
			二七、七〇、五三二

右各特別会計決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

所 管 会 計 名	事 由	歳入	歳出	金 額
簡易生命保険及郵便年金		一三三、〇九五、二五三、〇〇〇	三九、三三四、五六、四八四〇〇	
保 險 勘 定		二、〇八八、〇五五、五〇四〇〇	六八四、三四二、一六〇〇〇	
勞 働 省				
労働者災害補償保険		二九、七二二、四三三、三九五三	二五、〇三七、五四六、三八五〇〇	
失 業 保 險		四五、三三八、一八二、二七四〇〇	三二、八九一、九四一、六〇九〇〇	
建 設 省				
特定多目的ダム建設		六、一〇三、六二六、八〇〇	五、五四一、五四、六五七〇〇	一、三六〇、〇〇〇
工 事		二、七六二、八六七、四六二二五	二、一三九、三三八、六九八、三六六六五	七〇四、三六一
計				四七、六四三、〇一八
農 林 省				
食 糧 管 理				
漁 船 再 保 險				
普 通 保 險 勘 定	証明済調査中	歳入	歳入	七〇四、三六一
特 殊 保 險 勘 定	証明済調査中	歳入	歳入	四三九、八二六、〇〇〇
業 務 勘 定	証明済調査中	歳入	歳入	一七七、二七三
国 有 林 野 事 業	犯罪に關し調査中	歳入	歳入	一六、七七二
郵 政 事 業	犯罪に關し調査中	歳入	歳入	四三四、四四二
特定多目的ダム建設	犯罪に關し調査中	歳入	歳入	三、二〇〇、〇〇〇
工 事	質問に対する回答未済	歳入	歳入	二七、七一〇、五三一
	犯罪に關し調査中	歳入	歳入	一、二七八、〇〇〇

であり、その各科目の金額は付表第二のとおりである。

第三 昭和三十一年度以前の未確認額の検査確認

昭和三十一年度以前の一般会計および各特別会計の歳入歳出決算のうち未確認額でなお検査確認するにいたらないものは、付表第三および第四のとおり合計二、二九八、五六九、〇〇一円であつて、その他のものはこれを検査確認した。

第二節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

第一 国税収納金整理資金

受 入	収 納 済 額	一、〇六七、一四八、一三〇、二五三	受 払 額	同上のうち検査未完了額	三、九二〇、一一〇
支 払	支 払 命 令 済 額	一四、八九六、八四一、七八一			
	歳 入 組 入 額	一、〇五〇、二七四、八九〇、九六七			
事 由			受 入 額	一七、四四八、二二〇	
質問に対する回答未済				一四、四七一、八九〇	
回答済調査中				三一、九二〇、一一〇	
計					

右受払額は、検査未完了額を除いてこれを検査完了した。検査未完了額の内訳は、その科目の金額は付表第五のとおりである。

第二 昭和三十一年度以前の検査未完了額の検査完了

昭和三十一年度以前の国税収納金整理資金受払額のうち検査未完了額でなお検査完了するにいたらないものは、付表第六のとおり二、一四三、四二〇円であつて、その他のものはこれを検査完了した。

第三節 決算額と日本銀行証明額との対照

第一 一般会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において左の不符合がある。	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差増
歳 入 決 算 額	一、三九九、八五八、一四〇、八〇四・四四	一、三五三、二四〇・〇〇
右は、	一、三九九、八五九、四九四、〇四四・四四	四、四五〇、一三三・〇〇

出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のものがあつたため、日本銀行証明額は決算額に対し四、四五〇、一三三円減となつてはいるが、他方、

三十三年度歳入を三十二年度歳入として誤納したもの	三四二、一一一・〇〇
旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金を三十二年度歳入として払い込んだもの	五、四六一、二六二・〇〇
第二章 国の会計 第二節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	一九
第三節 決算額と日本銀行証明額との対照 第一 一般会計	

があつたため、日本銀行証明額は決算額に対し五、八〇三、三七三円増となつてゐる結果、差引前記のとおり一、三五三、二四〇円の差増を生じたものである。

第二特別会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において左の不符合がある。

所管および会計名	歳入決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差増△減	事由
大蔵省	円	円		
印刷局	五九三、七〇一、四五七六〇	五九三、七二七、八三三六〇	二六、一三六〇〇	前年度において出納閉鎖期までに払込未済であつたものを三十二年において払い込んだもの
農林省				
開拓者資金融通	二〇一、六五七、四四九六六	二〇一、六五七、四四九三六	三〇	三十三年度歳入を三十二年歳入として誤納したもの
国有林野事業	四七、一六九、二九〇、四〇〇	四七、一六七、三〇八、七四〇〇	△一、九〇一、三〇〇	出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの△一、二五七、四八四〇〇前年度において出納閉鎖期までに払込未済であつたものを三十二年において払い込んだもの九、四四七、三五四〇〇

なお、郵政事業特別会計では、他の会計と異なり、その歳入歳出を日本銀行において歳入または歳出として取り扱わないものがあるため、決算額と日本銀行証明額とは符合してゐない。

第四節 予備費の支出に対する国会の承諾

昭和三十二、三十三両年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続をとつてゐないものは、三十二年十二月二日現在で左のとおりである。

一、三十二年度分

所管	使用決定額	所管	使用決定額
国会	四〇、四二三	通商産業省	三〇、〇〇〇
総務府	三五、八〇六	運輸省	二五、六四五
法務省	一八六、二四八	郵政省	一四、〇〇六
大蔵省	一二五、三一七	労働省	三四二、六六四
文部省	五四、二八六	建設省	一、一四三、二九六
農林省	九一、八二七	計	二、〇八九、五一八
2 特別会計			
所管	使用決定額	所管	使用決定額
大蔵省	二六、七七七	通商産業省	一、四六五、六五三
厚生省	一三、〇七九	運輸省	二一四、〇〇〇
農林省	三〇、〇〇〇	郵政省	五〇、〇〇〇
	七、二一一	労働省	二、二三三、一一〇
	二〇、二七九	失業者補償	二、二二三、一一〇
	二四、八二六	失業保険	五、四〇一、三一八
	六五六、八〇四	計	一〇、五九八、七九二

二、三十三年度分

1 一般会計

所管	使用決定額
皇室費	八一、五一七
総務府	一二七、六七七
外務省	三、三八四
大蔵省	一三九、五〇五
文部省	四二、〇〇七
厚生省	一五二、五五四
農林省	一、〇四八、九二三

2 特別会計

所管	會計名	使用決定額
農林省	糸価安定	三、三三五、〇五九
通商産業省	中小企業信用保険	六、七〇一
	融資勘定	一四七

所管	使用決定額
通商産業省	六一四、八八三
運輸省	一、〇四〇、二八四
郵政省	二〇、七三三
労働省	九、四七九
建設省	一、九五八、六六二
計	五、二三九、六〇八

所管	會計名	使用決定額
労働省	労働者災害補償	一一二、二六〇
計	失業保険	二、七四七
	三、四五六、九一四	

第五節 各所管別の不当事項および是正事項

第一裁判所

(一) 一般会計

不当事項

不正行為

(四) 職員的不正行為により国に損害を与えたもの

大阪高等裁判所ほか三箇所、昭和二十六年十月ころから三十三年二月までの間に、関係職員により刑事領置金、前渡資金、歳入歳出外現金等を領得されたものが左のとおり四件現金二二、七七四、二九六円、腕時計一個評価額三、五〇〇円計二二、七七七、七九六円(うち三十三年九月末現在補てんされた額一、七四一、五三七円)ある。

不正行為をした職員 不正行為期間

不正行為金額

補てんされた額
(三三、九、三〇現在)

(一) 大阪高等裁判所

会計課
裁判所事務官

三一年、二から
三二年、八まで

九七〇、五〇〇円

一七、五〇〇円

同人が領置物取扱主任官の補助者として領置物の受払および関係帳簿の記帳事務に従事中、同主任官の保管にかかる刑事領置金を領得したものである。

(二) 名古屋高等裁判所金沢支部

刑事部
裁判所書記官補

二七、一〇から
三三、二まで

一、三三三、二〇四
ほかに腕時計一個
評価額三、五〇〇

四五二、八三七

同人が刑事部証拠品係として刑事領置物の受入、処分等の事務に従事中、領置金品の受入もしくは処分手続をしなかったり、または領置物取扱主任官を欺もうして領置金の交付を受けて領得したものである。

(三) 大阪地方裁判所

会計課
資金前渡官吏
裁判所事務官

二六、一〇ごろから
三二、九まで

七、九九三、三九二

同人が資金前渡官吏として勤務中、架空の名義または書類の二重利用等により小切手を振り出して預託金を引き出すなどの方法により前渡資金を領得したものである。

(四) 福岡地方裁判所

会計課
歳入歳出外現金出納官吏
裁判所事務官

三二、一〇および
三二、四

二、四七七、二〇〇

一、二七一、二〇〇

同人が歳入歳出外現金出納官吏として勤務中、架空の名義により小切手を振り出して預入金を引き出し領得したものである。

一、二、七七四、二九六
ほかに腕時計一個
評価額三、五〇〇

一、七四一、五三七

第二 総 理 府

(調 達 庁)

(一 般 会 計)

不 当 事 項

役 務

(五) 過大な土地借料を支出しているもの

(組織)調達庁 (項)防衛支出金

横浜調達局で、昭和二十二年五月から提供している東富士演習場のうち高根財産区等一六名所有の土地一八三、二八五坪の三十二年度分借料として三十三年三月八三七、四三二円を所有者に支払っているが、右土地のうち一部は東京電力株式会社所有のもので同会社が鉄塔敷地として使用しており、また、残部は所有者との間の契約に基き同会社および電源開発株式会社が送電線架設のため使用していることを考慮すれば、約六十八万円減額することができたものと認められる。

右借料は、駐留軍の用に供する土地等の損失補償等要綱(昭和二十七年七月閣議了解)により、前記東京電力株式会社所有のもので同会社が鉄塔敷地として使用しているものについては原野の坪当り借料年〇円八四、その

他のものについては山林経営の収益を補償する方式によって算出した坪当り借料年四円五七二をもつて計算したうえ前記のとおり支払ったものである。本件について三十三年七月本院会計実地検査の際調査したところ、右一八三、三八五坪は、東京電力、電源開発両株式会社を送電線架設のためうち二、五七七坪を鉄塔敷地として利用し、残余の一八〇、八〇八坪を線下地として制限し、東京電力株式会社所有の二〇〇坪を除き、それぞれ賃借料または使用料を所有者に支払っている。しかして、本演習場の総借上面積については、三十一年度は民公有の面積を一二、五九五、五二〇坪としていたものを、三十二年からは土地所有者からの要請による実測面積一四、三八九、八一四坪(大正五年ごろ静岡県吏員の測量による。)をそのまま採用して契約を改訂したいきさつもあるのであるから、その際同調達局においても現地を調査したうえ、演習場として使用することができない前記鉄塔敷地は借上げから除外し、また、電気工作物規程(昭和二十九年通商産業省令第十三号)第六六条の規定により、山林経営をすることができない状態にある前記線下地については同地帯の原野の借料坪当り年〇円八四として契約するのが妥当な処置であったと認められる。いま、仮にこれによって算出すれば年間一五一、八九六円で足り約六十八万円は減額することができた計算である。

是正させた事項

その他の他

(六) 建物の返還に伴う損失補償金の支払にあたり処置当を得ないもの

(組織)調達庁 (項)防衛支出金

横浜調達局で、昭和三十三年十月および十一月、日本郵船株式会社に横浜市中区所在建物の返還に伴う損失補償金として二、四〇四、三〇二円を支出したものがあつたが、支払の際すでに支払済の借料のうち過渡額二、五三八、五四五円は返納させなければならぬのにその処置を講じていないものがある。

右補償金は、建物返還の際、現場確認のうえ当該建物の変更箇所の原状回復工事に要する経費一、八五四、七〇〇円から工事による発生材の価格四四七、九八〇円を差し引いた額と管理補償金九九七、五八二円との合計額であるが、この補償金支払の際はすでに支払済の借料に過渡があれば返還財産処理要領第三十八条の規定によりこれを返納させなければならぬこととなっているものである。しかるに、本件建物に対する二十七年七月以降の借料については、同会社との契約に基づき建物の固定資産課税台帳に登録された価格に年七分の利率を乗じた額が算定要素となっているが、この価格には国費をもつて設置した暖房設備の価格が含まれていたため前記金額が過渡となつていたものであるからこれを返納させなければならぬのに、右暖房設備が国費をもつて設置されたことが判明していながら部内の連絡が不十分なためその処置を講じていなかったので注意したところ、三十三年十月および十一月前記金額を返納させた。

(自治庁)

(一) 一般会計)

不当事項

補助金

(七) 新市町村建設促進費国庫補助金の経理当を得ないもの
(二〇)

(組織)自治庁 (項)新市町村建設促進費

自治庁で、昭和三十二年中に、新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)に基き、新市町村の施行する施設整備事業に対し都道府県を通じて交付した国庫補助金のうち、補助金を交付された新市町村の六一・七%に当る北海道ほか三都府県管内の四四三市町村につき本院において実地に検査したところ、不実の申請に対し補助金を交付したなどの補助金の経理当を得ないものが岐阜県および京都、大阪両府で左のとおり四件三、四八七、九二一円ある。

府県名	事業名	事業主体	申請事業費 (実績事業費) 円	同上に対する国庫補助金 円	不当事業費 円	同上に対する国庫補助金相当額 円
(七) 岐阜県	橋梁整備	上石津村	一、〇一〇、〇〇〇 (九九八、〇〇〇)	五二〇、〇〇〇	九九八、〇〇〇	五二〇、〇〇〇
(八) 京都府	道路整備	峰山町	四、六三〇、〇〇〇 (四、四八八、一五七)	二、一〇〇、〇〇〇	八六八、〇〇〇	二八九、九二一

右事業のうち茂地線道路改修工事は三十三年二月中に事業費一、九八六、九五七円で完成したことをしているが、うち八六八、〇〇〇円に相当する分は三十一年度中に施行済であるのに三十一年度中に施行することとして申請し交付を受けたものである。

(九) 同	同	大宮町	二、一三八、〇〇〇 (二、一一七、〇〇〇)	九三〇、〇〇〇	一、二二三、〇〇〇	四七八、〇〇〇
(一〇) 大阪府	同	岬町	五、六五〇、〇〇〇 二、二〇〇、〇〇〇	五、六五〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇
計			一三、四二八、〇〇〇 (七、六〇三、一五七)	五、七五〇、〇〇〇	八、七二九、〇〇〇	三、四八七、九二一

(防衛庁)

(一般会計)

昭和三十二年における防衛庁関係の支出済歳出額は千百十九億八千六百余万円で、九十四億七千二百余万円を翌年度に繰り越し、三十二億千余万円を不用額としているが、前年度に比べて繰越額は百四十一億八千八百余万円、不用額は二十八億三千二百余万円減少している。

検査の結果によると、工事の施行については、予定価格の積算が実情と遊離し減額することができず工事費を看過している傾きがあり、物資の調達については、規格の選定が適切でなかったため使用目的に適しないものを

購入するなど不経済な結果となつたり、予定価格を過大に積算しひいて購入価額が高価となつてゐるなどの事例が見受けられた。

このような事態については、工事の施行、物資の調達を通じて各部門間の十分な協力と緊密な連絡のもとに実情に即応した実施計画、設計、規格を作成するよう留意し、経費の使用効率を高めるよう一層の配意が必要と認められる。

不当事項

予算経理 (一一)(一二)

(一二) 物品購入代金の支払にあたり処置当を得ないもの

(昭和三十一年度) (組織)防衛庁 (項)防衛庁

(組織)防衛庁 (項)防衛庁

海上自衛隊術科学校横須賀分校で、昭和三十一年一月、随意契約により太平洋工業株式会社に潜水艦潜航練習装置一式の製作を四、九九五、〇〇〇円で請け負わせたものがあるが、その納入代金の請求権が譲渡されていたにもかかわらず七月までに納入代金相当額を同会社に支払い、結局、十二月、債権譲受人に対してさらに三、五一〇、〇〇〇円を支払うのやむなきにいたつてゐる。

右は、潜水艦発令所要員を陸上で養成するために使用するもので、納期を三十二年三月としたものであるが、同会社は契約履行前の三月に本件代金受領に関する債権をファースト興業株式会社に譲渡し、同分校側もこれを認めていた。しかるに、四月にいたり太平洋工業株式会社が口頭で債権譲渡契約は解除されたので右代金を同会社に支払われたい旨を申し入れたところ、同分校側は事実を十分調査することなく七月までに代金相当額の全額を支払つたものである。その後九月にいたり債権譲受人である前記ファースト興業株式会社から本件代金の支払請求を受けたので、太平洋工業株式会社に對してさきに支払つた代金の返還を交渉したが回収することができず、十二月にいたりファースト興業株式会社に對して本件納入代金から同会社の太平洋工業株式会社に對する債務相当額一、四八五、〇〇〇円を控除した残額三、五一〇、〇〇〇円を支払つたものである。

また、本装置の契約額は四、九九五、〇〇〇円となつてゐるが、このうち一九五、〇〇〇円は同分校側において太平洋工業株式会社と話合のうへ四月同会社から受領し、うち一五四、二〇〇円は予算外の物品購入代金に充当したが、残額四〇、八〇〇円についてはその用途を証明する資料もない状況である。

(一二) ロケット弾および発射装置の購入にあたり処置当を得ないもの

(昭和三十一年度) (組織)防衛庁 (項)防衛庁

(組織)防衛庁 (項)防衛庁

防衛庁調達実施本部で、技術研究本部(旧技術研究所)の要求により、昭和三十一年三月、随意契約によりポ

ルベルフィチ・ジヨバンニ・スタツキーニ株式会社(以下「スタツキーニ会社」という。)から航空機塔載用八センチメートルロケット弾および発射装置一式を総額四七、三四六、三六八円で購入する契約を締結し、うち前払金として二二、七三〇、一七五円を支出しているが、前払金の保全に関する処置が適切を欠いたため契約が履行されない結果となつたにもかかわらずその回収が困難となつてゐる。

右は、空対空ロケット弾の研究開発のためイタリアのスタツキーニ会社製の本件ロケット弾および発射装置を選定して購入することとし、検査費を除く全契約金額の五〇%に相当する二二、七三〇、一七五円を銀行保証状(同会社において契約品の引渡が不可能となつた際は前払金額を限度として支払を保証することを内容とする。)と引換に前払すること、製品はナポリ港船積渡し、船積開始は前払金受領後七箇月以内とすることなどを条件として契約を締結し、三十二年三月、右前払金を支出し、四月、東京銀行を通じて同銀行のイタリアにおける取引先銀行クレジット・イタリアーノに送金したところ、スタツキーニ会社は契約書に定められてゐる銀行保証状を取得することが困難となり、十月にいたり同会社の要請により銀行保証状に代えてオルトレポ保険会社の発行する保険証券でも差支えないことに契約を更改し、三十三年三月三十一日を有効保証期限とする保険証券(保証期限内に船積が開始されない場合にはスタツキーニ会社の通知により防衛庁に対する前払金の返還を保証する。)と引換に三十二年十月十八日右前払金がスタツキーニ会社に支払われたものである。しかして、本件製品については同会社の事情により保険証券の有効期限を超過して三十三年十一月現在なお

船積されていないものであるが、一方、前払金の返還については保険会社から保険証券は失効したものととして返還を拒否され現在その回収が困難な状況となつてゐるものである。

このような結果となつたのは、本件契約が会社内容等も確知しない外国会社との直接契約でもあり、契約内容からして前払金を担保する保険証券の有効期限については少なくとも製品の船積時期までとすることが必要であつたのに、契約上の船積開始時期(スタツキーニ会社の前払金受領日が三十二年十月十八日であるので船積開始時期は三十三年五月十七日となる。)よりさらに早期の三十三年三月三十一日を有効期限とする保険証券を徴するなど前払金の保全に関する処置が適切を欠いたことによるものと認められる。

工 事

(一三) 飛行場照明施設工事の予定価格の積算が過大なため工事費が高価と認められるもの

(組織)防衛庁 (項)施設整備費

防衛庁大阪建設部で、昭和三十二年九月、指名競争契約により栗原工業株式会社に徳島航空隊施設整備工事のうち飛行場照明施設工事を二七、五七〇、〇〇〇円で請け負わせ施行しているが、予定価格の積算にあたり、諸経費を過大に見込んだため工事費が約百二十万円高価となつてゐると認められる。

右工事は、海上自衛隊徳島航空隊の飛行場照明設備、変電設備、受配電設備等を施行したもので、その予定

価格についてみると、直接工事費二二三、四八二、四〇〇円、仮設費三八一、〇〇〇円、損料四一、三〇〇円、運搬費四三、二〇〇円計二三三、九四七、九〇〇円に対し一律に約一七%の諸経費四、〇七一、一〇〇円を見込んだうえ、前金払金利相当額等二四九、〇〇〇円を控除して総額二七、七七〇、〇〇〇円と積算しているが、直接工事費二三、四八二、四〇〇円のうち一七、三三八、二二二円は特殊材料の価額で、その内訳は照明器具類七、二九三、二六〇円、配電盤類四、六五七、五九〇円、ケーブル類三、四五三、八九四円、アスベストコンクリートパイプおよび同曲管一、九三三、四六八円であり、これらのすえ付、配線、配管については別途に材料費、労務費等を計上しているから、特殊材料についての諸経費は取扱経費程度を積算するのが適当と認められる。

現に、本件工事着工以前に仙台建設部で施行した同種飛行場照明施設工事についてみると、前記同様の特殊材料費についての諸経費率は五%から七%で、その他工事費の一般諸経費率は一六%から二〇%としているものである。

いま、仮に特殊材料費の諸経費率を七%、一般諸経費率を二〇%として計算すると諸経費は二、五三五、六一二円となり、予定価格との間に約百四十万円の開差を生ずる計算となり、本件契約価額は約百二十万円高価となつていと認められる。

物 件 (一四)―(二一)

(一四) 「T-34」練習機機体部品の購入にあたり処置当を得ないもの

(昭和三十一年度) (組織)防衛庁 (項)防衛庁

(組織)防衛庁 (項)防衛庁

防衛庁調達実施本部で、航空幕僚監部の要求により、昭和三十二年一月から九月までの間に、随意契約により富士重工業株式会社から「T-34」練習機機体部品を総額三三〇、五〇四、六二五円で購入しているが、うち航空計器等価額一一七、九四六、一五三円については、製造会社から直接購入することが可能であるのにこの処置をとらなかつたため約二千二百万円が不経済となっている。

右は、富士重工業株式会社が社内製造している部品一億千三百余万円および同会社が他会社から購入した部品二億千七百余万円であつて、その予定価格は、社内製造品については工場原価に、また、購入品については従来の購入実績価格に、それぞれ一九%または二〇%の一般管理費および利益ならびに本件機体製造のための特許使用権および治工具の償却費を加えて積算し、これとほぼ同額で購入しているものである。しかし、右富士重工業株式会社が購入したもののうち航空計器等三六品目一億千七百余万円については、その製造会社が独自に米国における製造業者と技術提携または研究開発を行い製造しているものであり、しかも、これら製造会社は特定されていて買集めに手数を要するものではないから、これらの製造会社から直接購入することが困難であるとは認められず、さらに、その価格も高価で数量も多量に上るものであるから、製造会社から直接購入すべきであつたと認められる。いま、仮に右三六品目を製造会社から直接購入したとすれば富士重工業株式会社

の一般管理費および利益ならびに特許使用権および治工具の償却費相当分を節減することができるので、結局、約二千二百万円が不経済となつていと認められる。

現に、三十二年一月および二月、本件と同一規格の航空計器類を製造会社から直接購入しているものがあり、その予定価格は富士重工業株式会社の購入した価格とほぼ同額となつていている状況である。

(一五) 不急の正帽を購入しているもの

(組織)防衛庁 (項)防衛庁

防衛庁調達実施本部で、海上幕僚監部の要求により、昭和三十二年五月および八月、指名競争契約により大阪官帽制帽株式会社ほか一会社から正帽(甲)八、八一〇個を単価四九〇円総額四、三一六、九〇〇円で購入しているが、関係法規等に從つて所要数を算定すれば本件購入はその要がなかつたものである。

右正帽(甲)は防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定に基いて一等海曹等の海上自衛官に対し三年に一個貸与されるものであるが、関係法規の改正も行われておらず、また、予算においても貸与数の増加は認められていなかったのに、部内における貸与定数の増加または使用期間の短縮の要望に應ずるためとして、三年に一個としていた従来の貸与基準による年度所要数に貸与数を二個とした場合の増加分二、五一四個を加算し、これから三十一年度末在庫見込数を差し引き八、八〇五個を調達要求数量として前記のとおり購入したものである。

しかして、海上自衛隊においては引続き従来どおり三年に一個として貸与して、三十二年度末現在一四、六二一個が在庫となつていている状況である。

(一六) 不用の工具研ま盤および平面研ま盤を購入しているもの

(組織)防衛庁 (項)防衛庁

防衛庁調達実施本部で、航空幕僚監部の要求により、昭和三十二年度中に、指名競争契約により株式会社大隈鉄工所代理東京産業株式会社ほか二会社から万能研ま盤九台を単価一、八〇〇、〇〇〇円総額一六、二〇〇、〇〇〇円、工具研ま盤五台を単価一、三九五、九〇〇円総額六、九七九、五〇〇円および平面研ま盤九台を単価二、〇四二、〇〇〇円総額一八、三七八、〇〇〇円総額四一、五五七、五〇〇円で購入しているが、調達計画の作成にあたり機械の機能および作業内容等の調査検討が不十分であつたため必要のない工具研ま盤および平面研ま盤を購入する結果となり、約二千四百四十万円が不経済となつていている。

右は、航空自衛隊の各基地における航空機等の整備用として使用する目的のもので、万能研ま盤は円筒の内外面、平面および各種工具を、工具研ま盤はもっぱら各種工具を、また、平面研ま盤は平面だけを研ますことができるように製作されたものであるが、その購入は、米国防空軍の野外整備隊機械工場の実情を参考とし、各基地の現有機械設備数を勘案して所要数を算出し、三十二年度の調達計画を決定して実施したものである。しかるに、航空自衛隊の各基地における航空機等の整備方針からみて研まを必要とする作業もきわめて少な

(一八) ジェットエンジンテストスタンドの購入にあたり処置当を得ないもの

(組織)防衛庁 (項)防衛庁

防衛庁調達実施本部で、航空幕僚監部の要求により、昭和三十三年三月、随意契約により極東貿易株式会社から米国ジャンケ会社製のジェットエンジンテストスタンド一台を三〇、一一〇、〇〇〇円で購入する契約を締結しているが、高価な輸入品を購入したため、同一器材の国産品を購入する場合に比べて約五百万円が高価となっている。

右ジェットエンジンテストスタンドは、航空自衛隊でジェットエンジンおよびその補機類の総合運転検査に使用するもので、仕様書によると前記米国ジャンケ会社製の輸入品を指定しているものである。しかし、本件輸入品の購入と同時に国産品のテストスタンドを単価二〇、〇〇〇、〇〇〇円で購入契約しており、この国産品と輸入品を比較すると、国産品はその仕様書によれば、本件輸入品と同一品である航空幕僚監部所有の米国ジャンケ会社製のものと同等またはそれ以上の性能を備えることになっていて国産品に推力測定関係が含まれていないほかは性能はほとんど同一のものであり、右航空幕僚監部所有のテストスタンドはすでに三十二年三月に航空自衛隊第三操縦学校本校および整備学校にそれぞれ配置されているのであるから現物についての研究も可能であつて、また、国産品もメーター類の一部、ジェネレーター等は輸入品を使用することになっているものであるから国産品を購入しても支障がないものと認められる。現に、三十二年三月には高次の測定、検査に使

用するため本件器材より一層大規模で複雑な構造のジェットエンジンテストセルの国産品を購入している状況である。

いま、仮に輸入品に代えて国産品を購入することとすれば推力測定装置等の仕様の差を考慮してもなお約五百万円を節減することができたものである。

(一九) 使用目的に適しない規格のフライス盤を購入したため不経済となっているもの

(組織)防衛庁 (項)防衛庁

防衛庁調達実施本部で、航空幕僚監部の要求により、昭和三十三年一月および二月、指名競争契約により株式会社新潟鉄工所代理大倉商事株式会社ほか一会社から万能フライス盤七台を単価三、二四五、〇〇〇円価額二二、七二五、〇〇〇円および横フライス盤五台を単価三、四九七、〇〇〇円価額一七、四八五、〇〇〇円総額四〇、二〇〇、〇〇〇円で購入しているが、調達計画の作成にあたり使用目的に適しない規格を決定したため約千六百六十万円が不経済となっている。

本件フライス盤は、いずれも航空自衛隊の各基地における野外整備隊機械工場等において航空機等の整備用として使用する七・五馬力のもので、米国空軍の器具、器材装備表(E・C・L)と、各基地の現有機械設備数を勘案して所要数を算出し調達したものであるが、右装備表によると野外整備隊機械工場の設備機械のうちには七・五馬力のような大型のフライス盤はなく、いずれも二馬力以下の規格のものとなっており、また、航空自衛隊

の各基地における航空機等の整備作業方針は主として部品の交換および簡単な修理をすることだけを定めているので、この程度の作業には二馬力程度の規格のものが適当であると認められ、現に、海上自衛隊においては航空基地における航空機等の整備作業用として二馬力のフライス盤を購入している実情である。工作機械の設置については作業の内容に応じてこれに適した規格のものを設置することが必要であるのに、本件のような作業内容に適しないフライス盤を購入したのは処置当を得ない。

いま、仮に二馬力程度の規格品を購入したとすれば横フライス盤五台については単価二、二九五、〇〇〇円価額一一、四七五、〇〇〇円、万能フライス盤七台については単価一、七三〇、〇〇〇円価額一二、一一〇、〇〇〇円、総額二三、五八五、〇〇〇円程度で足り、購入価額四〇、二〇〇、〇〇〇円は約千六百六十万円節減することができたこととなる。

(二〇) 普通実包の予定価格の積算が過大なため購入価額が高価と認められるもの

(組織)防衛庁 (項)防衛庁

防衛庁調達実施本部で、陸上幕僚監部の要求により、昭和三十二年八月、指名競争入札後の随意契約により東洋精機株式会社ほか一会社から口径三〇普通実包紙箱入一八、八〇七、四〇〇発、保弾子帯付八四九、六〇〇発計一九、六五七、〇〇〇発を単価紙箱入三二円八七五、保弾子帯付三六円七六五総額六四九、五二八、八一九円で購入しているが、予定価格の積算にあたり調査検討が不十分であったため約千六百九十万円が高価となっている。

右普通実包は、口径三〇の小銃および機関銃等に使用する実包銃弾であつて、在日米国軍調達部の銃弾受注の経験を有する前記東洋精機株式会社ほか一会社を指名して競争入札に付したところ、納期に間に合わないことを理由として両会社が辞退したため数量を六、五七五、四〇〇発と一三、〇八一、六〇〇発に分割して随意契約によりそれぞれの製作を請け負わせるにいたつたものであるが、この購入については初めての契約であつたため、その予定価格は、右東洋精機株式会社が従来の受注当時二交代制で一箇月四、四〇〇、〇〇〇発製作した実績による諸資料に基き、これを一箇月二、〇〇〇、〇〇〇発ずつ一〇箇月製作することとし、これに準備期間二箇月分の諸費用を加算して一発当り単価を材料費一八円八九〇、加工費九円八九一、紙箱代または保弾子帯代一円〇七九または四円六一五を合計した総原価に一〇%の利益を入れた品代に輸送費を加えて紙箱入三二円八七六、保弾子帯付三六円七六八と積算している。しかして、その内訳を検討すると、

(ア) 薬きょうの材料費について

一発当りの材料費一八円八九〇のうち薬きょうの材料費単価六円六八七は、素材である黄銅板から銃弾圧搾うをとることとし、これに発注数量と試射発数を加えたものに仕損等の工廃率七%を考慮して圧搾うの総数量を二一、二九七、〇七八個とし、これに圧搾うの一個当りの素材重量を乗じて黄銅板の総所要量四八八、五九八キログラムを算出し、これに素材重量当り単価を乗じ、さらに、歩留り、工廃率等による作業くずの

代価を控除して素材の総金額を一三一、四四九、〇〇〇円とし、これを発注数量で除したものである。

しかし、同会社では従来受注していた当時から黄銅棒で葉きょうを製作しており、その月産能力は七五二、五〇〇発となっている。また、黄銅棒から製作する場合は黄銅板から製作する場合に比べて歩留りは著しく良好であつて、一〇箇月分の生産量七、五二五、〇〇〇発に対する黄銅棒の所要量は一三三、二二一キログラムで足り、その購入価格は黄銅板に比べて重量当り三〇程度高価ではあるが所要量の金額は四四、〇二〇、九三九円となり、これに残数の製造に要する黄銅板の所要量三〇一、九八四キログラムの金額八一、二二五、九四七円を加えた額二二五、二四六、八八六円を発注数量で除した一発当り単価は六円三七一となるものであるから、予定価格の積算にあつては、発注数量のうち七、五二五、〇〇〇発については黄銅棒から製作するものとして計算することが妥当と認められる。したがつて、これにより計算すると材料費で一発当り〇円三一六総額六、二二一、六一二円高価となる計算である。

(イ) 加工費について

一発当りの加工費九円八九一の内訳は、特定工具費一円〇九〇、労務費二円五七二、減価償却費一円五一〇、その他四円七二〇であるが、うち労務費については、同会社が従来受注していた当時の月産平均四、四〇〇、〇〇〇発(えい光弾約九十万発を含む。)という最も生産量の多かつた期間を含む一箇年の労務費の月平均七、七九三、五四八円を月産二、〇〇〇、〇〇〇発の場合に引き直した四、四七二、三九六円を基礎として一発当

り単価を算出している。しかし、従来の受注期間は大量発注による異常生産状態にあつたばかりでなく、普通実包に比べて加工手間のかかるえい光弾の生産量も含まれていたのであるから、単純にこの期間内の労務費を基礎として機械的に算出するよりも、特定工具等製造用機械を除く機械設備に対する合理的な所要人員を考慮し、本件契約当時の同会社の実情に照らして算出すべきものであると認められる。しかして、同会社においては、契約当時一箇月一、六〇〇、〇〇〇発の生産が可能で、その所要労務費は月平均約三百十万円程度であるから二、〇〇〇、〇〇〇発の生産に対しては約四百十一万円を要することとなり、これによつて積算すべきものと認められる。また、減価償却費については、同じく生産量の多かつた期間の月平均約二百五十万円を基礎として算出しているが、このうちには契約当時当然控除すべき特定工具等製造設備分三四七、二〇〇円が含まれているから、これを控除して算出すべきものと認められる。よつて、これらにより計算すれば労務費については二円三六四、減価償却費については一円二四六となり、結局、加工費で一発当り〇円四七一総額九、二五八、四四七円高価となる計算である。

以上の材料費および加工費により防衛庁の計算方式をもつて計算すると予定価格は約千七百万円高価となり、ひいては契約金額が約千六百九十万円高価となつていと認められる。

(二) 航空揮発油の予定価格の積算が過大なため購入価額が高価と認められるもの

(組織)防衛庁 (項)防衛庁

海上自衛隊横須賀地方総監部で、昭和三十二年度中に、指名競争契約または指名競争入札後の随意契約によ

り横須賀米油株式会社ほか一会社から一五航空揮発油四四四、七七八リットルを一七、二三九、三七五円で購入しているが、予定価格の積算にあたり調査不十分のため約百四十七万円が高価となっている。

右は、海上自衛隊機が東京国際空港に着陸する際に給油する航空揮発油を空港貯油槽から自衛隊機待期地点まで約四キロメートルをレフューラーで運搬し機上渡しすることとして、スタンダード・ヴァキューム、シエル両石油会社の特約代理店である前記会社から購入したものであるが、予定価格の積算にあたり、リットル当り三〇円一五から三二円四〇とし、これに鶴見、羽田間の輸送費〇円四四、貯蔵料二円〇三、輸入税二円一〇、レフューラー使用料三円五三を加算して三七円二五から三九円五〇とし前記価格で契約したものである。しかしながら、本院の調査によれば、東京国際空港におけるスタンダード・ヴァキューム、シエル両石油会社の三十二年四月から三十三年三月までの本件揮発油の販売価格は、国際線機上渡しの場合米ガロン当り四月以降三〇・七五セント(円貨換算額リットル当り二九円二五)、十二月以降二八・〇五セント(同二六円六五)となっている状況で、この価格を基準として積算するのが相当と認められる。

いま、仮にこれにより改算すると、右価格は東京国際空港における販売価格であるから、鶴見、羽田間の輸送費を除いた貯蔵料、輸入税およびレフューラー使用料を加算すればリットル当り三十二年四月以降三五円九一、十二月以降三三円三一総額一五、七六五、二九三円となり、これに比べて本件購入価額は約百四十七万円高価となる計算である。

役 務

(二二) 電子機器点検修理の予定価格の積算が過大なため点検修理費が高価と認められるもの

(組織)防衛庁 (項)防衛庁

海上自衛隊佐世保地方総監部で、昭和三十二年四月から七月までの間に、随意契約により日本飛行機株式会社に「TBM-3W」電子機器点検修理工事三件を総額一九、二二一、〇〇〇円で請け負わせているが、予定価格の積算にあたり調査検討が不十分であったため約百九十万円高価となっていると認められる。

右は、「TBM-3W」航空機(五機)に搭載されているレーダー等の電子機器の点検修理を行うもので、別途同時期に調達実施本部で同会社に請け負わせて右五機の機体のオーバーホールを実施させた際これを請け負わせたものである。しかし、その予定価格についてみると、各電子機器別の工費と材料費の合計に一五%の一般管理費利益を加算して総額一九、二二一、七二五円と積算しているが、

(ア) レーダーの修理費については、三十二年四月契約分(一機)は一、六三一、七五〇円、五月契約分(二機)は三、三四七、八〇〇円として、一機当りほぼ同額を計上している。しかし、本件契約前の三十二年三月同一機

種についての電子機器修理を同会社に請け負わせた際の契約書に原価調査条項を定めていたのであるから、これにより原価調査を実施していれば、その結果をこれらの予定価格の積算に反映させることができ、一機

当り約四十万円は減額することができたのに、原価調査を行わないで予定価格を積算したため約百二十万円が過大となつていと認められ、現に、実績についてみると二契約分の修理費は三、七一八、〇〇〇円となつてゐる状況である。

(イ) 材料費のうち燃料費を一機につき地上運転用一二二、五八〇円、試験飛行用八一、七二〇円計二〇四、三〇〇円としていて、これは電子機器修理工事完了後領収検査にあつて地上運転九時間、試験飛行六時間を実施するに要するものとして一時間当り一三、六二〇円として積算したものであるが、一方、調達実施本部でも機体のオーバーホールの領収検査に必要な燃料費を積算しており、機体の領収検査の試験飛行は電子機器を搭載して行うことになつてゐるから、電子機器の領収検査の試験飛行は機体の領収検査と同時に実施することができると、試験飛行用燃料費八一、七二〇円は計上の必要がないものであり、また、地上運転用燃料費については、一時間当り九、〇〇〇円程度、一機当り約八万円足りるのに一二二、五八〇円を計上しているため約四万円過大となつていて、結局、電子機器修理工事の燃料費は一機当り約十二万円、五機分の計約六十万円が過大となつていと認められる。

以上の修理費および材料費により防衛庁の計算方式をもつて計算すると予定価格は約千七百十五万円となり、ひいては契約金額において約百九十万円が高価となつていと認められる。

その 他

(三三) 用地の取得にあたり処置当を得ないもの

(組織)防衛庁 (項)施設整備費

防衛庁仙台建設部で、昭和三十一年六月および九月、航空自衛隊松島基地の滑走路新設用地として購入した宮城県矢本町所在の土地一、七五、七二二坪の代金九二、五〇三、二二二円および離作等補償費六九、三六八、九〇七円計一六一、八七二、一二九円を矢本町菅原某ほか一〇〇名の代理人矢本町長片倉某に支払つてゐるが、土地の取得方法および畑の作物補償費の算出方法等が適切であれば約二千万円を節減することができたものと認められる。

本件土地は、航空自衛隊が東北財務局の承認を得て使用中であつた旧海軍航空隊基地に滑走路を増設するため新たに取得した民有地二十三万五千余坪の一部であつて、うち、立沼地区一一四、六七六坪については、同建設部が、土地所有者に対して同地区に隣接する基地内の約十二万坪を代替地として売り渡すよう管理者である東北財務局にあつて旋することを条件として、田六九、一八六坪を単価四三〇円で二九、七五〇、三一一円、宅地一七、五八七坪を単価一、二〇〇円で二一、一〇四、九八八円、畑その他二七、九〇一坪を一四、二二八、三三七円総額六五、〇八三、五三六円をもつて購入したものであるが、右代替地のうち九八、七八四坪については同財

務局が三十三年五月から七月までの間に単価一五〇円総額一四、八一七、六七〇円で売渡済である。

しかして、本件購入地と右代替地とは地続きで旧海軍使用前は民有地であったもので、もともと土地に差等は認められず、三十一年十二月には代替地提供の方針が確定していたものであり、また、別に耕地の離作補償費三一、五九五、六一八円を支払っているばかりでなく、代替地の宅地化および水田化については、電燈線移設費および水道取付費の補償を行ったり、直ちに耕作することができるよう別途施行の滑走路工事において排土し、売渡手続前に代替地に移転させるなどの便宜をはかっていたことからみても、東北財務局から右代替地の所管換を受けこれと本件購入土地と等価交換するなどの手続をとるべきであったと思料されるのに、このようなことを考慮しないで購入しているのは当を得ない。

いま、仮に耕地についてはしばらくおき、土質についてとくに問題がない宅地の部分についてだけ等価交換をしたとしても購入価格は坪当りで一、〇五〇円、一七、五八七坪では約千八百四十万円節減することができた計算である。

また、なし畑五、八八九坪については、土地購入代金として坪当り五〇〇円総額二、九四四、七六五円を支払っているほかに作物補償として矢本町菅原某ほか三名に対し七、八五二、七〇五円を補償しているが、この算出にあたって、反当り補償額は各人の年間純収入額を聞き取りによる栽培面積四、九八〇坪で除して算出し一律に四〇〇、〇〇〇円としながら、これに実測面積である五、八八九坪を乗じて補償費総額を算出したり、防衛庁で

定めた補償要綱によれば当該果樹の所得にその効用年数に応ずる年八分の複利年金現価率を乗じて算出した価格を標準として補償費を算出すべきであるのに、単純に八年の効用年数を乗じて算出しているため約二百六十万円が過大な評価となっている。

第三 大 蔵 省

(一) 般 会 計

(租税について)

昭和三十二年における国税収納金整理資金への受入金の徴収決定済額は一兆九百九十六億五千三百余万円、収納済額は一兆六百七十一億四千八百余万円であって、その収納割合九七％は前年度とほぼ同率であり、収納済額は前年度に比べて千五十六億四千六百余万円増加している。収納未済額は二百五十六億八千七百余万円、前年度に比べて四十一億八千六百余万円の増加となっているが、既往年度分を加えた収納未済額は六百五十億三千四百余万円で、前年度に比べて四十五億千二百余万円の減少となっており、不納欠損額は六十八億千七百余万円で、前年度に比べて十億四千六百余万円減少している。なお、本資金から三十二年一般会計歳入へ組み入れた額は一兆二百八億五千三百余万円、三十二年交付税及び譲与税配付金特別会計歳入へ組み入れた額は二百九十

四億二千百余万円である。

本年度の国税収納金整理資金に対する検査は、主として所得税および法人税の賦課ならびに徴収上の処置等に重点を置いて実施したものであるが、課税資料の収集活用が不十分なため課税漏れを生じたり、不注意により法規の適用を誤つて徴収過不足を生じていたものが依然として見受けられ、徴税事務の一層適確な処理が望まれるところである。

(国有財産の管理および処分について)

全国一〇財務局の昭和三十三年度における国有財産の処分収入および利用収入の徴収決定済額は百一億四千七百百余万円、これに対する収納済歳入額は九十四億二千八百余万円、不納欠損額は二百余万円、収納未済歳入額は七億千五百余万円であり、収納未済歳入額は徴収決定済額の七%余に当り、前年度の三%余に比べて高率となつており、既往年度分の収納未済歳入額六億七千三百余万円を加えると収納未済歳入額は十三億八千九百余万円に達する状況で、そのおもなものは国有財産売却収入五億六千六百余万円、国有財産貸付収入五億二千余万円、共有船舶利用収入一億六千四百余万円である。

普通財産の管理については、基本となるべき財産の現況は、握のため実態調査を三十二年五月以降おひね三箇年の計画で逐次実施しその整理促進をはかり改善の跡が認められるが、まだ貸付等正規の手続をとらないで長期間使用料未徴収のまま旧軍用財産等を使用させているもの、または長期にわたり使用されているものなどがあり

財産の管理については一段の努力が望ましい。

普通財産を従来から継続して貸付しているものの使用料の徴収処置については、従来から著しく遅延がちであり、本院においてもしばしばその改善方を要望してきたところであるが、まだ年度末にいたつて一箇年分を徴収決定するものが多く、また、年度内に徴収決定していないものも相当見受けられ、関東ほか六財務局の会計実地検査の結果によると、三十二年度分使用料一件五十万円以上のもの二九七件八億七千余万円のうち一箇年分を三十二年三月に徴収決定したものは一〇一件四億九千余万円で件数において三四%余、金額において五六%余に当り、徴収決定が著しく遅延しているばかりでなく年度内に徴収決定をしていないものが七九件一億七千五百余万円、件数において二六%余、金額において二〇%余に及んでいる状況である。

不 当 事 項

租 税

(二四) 租税払もどしに關し処置当を得ないもの

(二五)

国税収納金整理資金

(二四) 東京国税局で、昭和三十三年一月、東宝株式会社に対し、源泉所得税過誤納金二、一〇四、〇〇〇円を還付し、これに対する還付加算金一、四五二、八四〇円を支払っているが、麴町税務署における処理が確實でなかつ

ため還付手続が著しく遅延し約百二十万円多額に還付加算金を支払う結果となっている。

右は、二十八年三月、麴町税務署で前記会社の二十三年七月から二十五年三月までの源泉所得税に対する追徴税二、二〇四、〇〇〇円の取消決議をしたが、同税務署から東京国税局への事務引継が確実に行われていなかったため、同会社が二十七年十月および十二月納付した追徴税二、一七三、八六五円ならびに三十年六月充当納付した追徴税三〇、一三五円の還付手続が遅延し、そのため多額の還付加算金を支払う結果となったものである。

いま、仮に取消決議後三箇月以内に処理を了し還付したとすれば還付加算金約百二十万円は支払う要がなかったものである。

(二五) 東京国税局で、昭和三十三年二月、株式会社京浜百貨店に対し、法人税過誤納金一、四三二、三二〇円を還付し、これに対する還付加算金九五五、七六〇円を支払っているが、芝税務署において処理を誤り還付手続が著しく遅延したため約八十万円多額に還付加算金を支払う結果となっている。

右は、同会社が、二十七年二月から七月までの事業年度分確定申告法人税額(利子税額を含む。)として二十七年十二月までに一、四六五、〇四〇円を納付したところ、東京国税局の調査に基き、二十八年二月、芝税務署で欠損三、八七二、四一〇円と更正したもので、同税務署においては、納付済税額的全額を過誤納金として還付する処理をすべきであったのに、内部の事務連絡が適確でなかったため誤って三二、七二〇円を過誤納金とし

て還付処理しただけでそのまま放置し、そのため多額の還付加算金を支払う結果となったものである。

いま、仮に更正後三箇月以内に過誤納金を還付したとすれば還付加算金約八十万円は支払う要がなかったものである。

物 件 (二六)―(三五)

(二六) 機械器具の交換に關し処置当を得ないもの

旧軍用財産である機械器具を中小企業者の所有する老朽した機械器具と交換したものの事後管理状況について、昭和三十三年中一、三九五事項四、一四九個を実地に調査したところ、前年の検査の結果に比べて改善の跡がみられるが、まだ、相手方が契約条項に違反して無断で他に転売するなどしているのに違約金の徴収または契約解除等適宜の処置をとらないでそのままとなつていたものが関東財務局ほか四箇所^(注)において九事項一二個あり、そのおもな事例をあげると次のとおり二件二個である。

(注) 関東財務局、同財務局長野財務部、東海財務局熱田、豊橋両出張所、同財務局津財務部

(二六) 関東財務局で、昭和三十一年十二月、木田東重工業株式会社に東京都所在元東京第一陸軍造兵廠十条工場ほか二箇所所屬の機械六個(交換契約時の評価額三、一六二、三五〇円)を交換渡ししその差金一、三〇〇、九四八円を収納しているが、同会社は三十二年五月株式会社田製作所に右のうち機械プレス一個(交換契約時の評

価額六六一、三三〇円)を売り渡している(転売価額不明)ので注意したところ、三十三年八月、転売分について契約を解除したが、弁償金等の徴収処置については九月末現在まだそのままとなっている。

なお、契約解除により国が徴収しなければならない金額は違約金、弁償金および使用料計一、一一四、〇一五円、これに対し国が返還しなければならない金額は四二九、八六五円となる見込である。

(二七) 東海財務局熱田出張所で、昭和三十一年十月、合資会社間瀬鉄工所(旧間瀬製作所)に名古屋市所在元名古屋陸軍造兵廠島居松製造所所属の旋盤一個(交換契約時の評価額一九九、三〇〇円)を交換渡ししその差金五六、二四五円を収納しているが、同会社は三十二年五月有限会社稲村商店に価額六五〇、〇〇〇円で売り渡しているので注意したところ、三十三年八月、契約を解除し、九月、違約金、弁償金および使用料計七六九、六六二円を徴収決定した。

なお、契約解除により国が返還しなければならない金額は一二九、五四五円となる見込である。

(二八) 普通財産の管理当を得ないもの

旧軍用財産が長期にわたり使用されもしくは転貸されているのに適宜の処置を講じていないものまたは使用料未徴収のまま使用させているものがあり、そのおもな事例をあげると次のとおり八件である。

(一) 土地、建物について

(二八) 関東財務局 土地 二四三 六、八〇九、三二〇円 東京都千代田区 鹿島建設株式会社
二十五五年九月以降工事用材料置場兼作業場として使用されているのに、三十二年八月に三十年十二月までの使用料を収納し立のきを要求しただけであったので注意したところ、三十三年十月使用をやめさせ、十一月、三十一年一月から三十三年十月までの使用料一、三四五、八〇〇円を徴収決定した。

(二九) 同 土地 二、七七一 三三三、二五三、五六〇 東京都港区 東京 都 都
二十一年三月戦災者の収容施設として一時使用を認可したもので、東京都はこの管理、運営を恩賜財団同胞援護会東京支部赤坂支会に委任していたが、同会は二十六年限り本施設の管理を打ち切ったものである。しかして、二十七年貸付契約の更新にあたり東京都は同会に管理、運営を委任していたことを理由に契約に応じなかったものであるのに、その後東京都から返還させることもなく二十九年三月までの使用料を東京都から徴収しただけでそのままとなっていたので注意したところ、前記物件のうち土地八九七坪、建物八八〇坪について居住者に貸し付けることとし、三十三年十一月、居住者代表鈴木某に対し二十九年四月から三十三年三月までの使用料一、〇三七、二七一円を徴収決定した。

(三〇) 同 土地 三〇〇 一、六七九、七六六 東京都新宿区 医療法人財団新生会
二十八年二月以降使用料未徴収のまま使用させていたので注意したところ、三十三年十一月、二十八年二月から三十三年三月までの使用料六九八、八九〇円を徴収決定した。

(三一) 同 横浜財務部 建物 一、〇九七 四、二六六、七五〇 横浜市 神奈川 県
二十五五年四月以降引揚者等生活困難者収容施設として無償貸付してきたものの一部で、神奈川県が恩賜財団神奈川県同胞援護会に委託経営させていたため二十七年以降無償貸付から除外し三十二年からは右同胞援護会に貸し付けたが、二十七年四月から三十二年三月までの使用料については未徴収のままとなっていたので注意したところ、三十三年十一月、神奈川県に対し右期間の使用料一、〇四九、八三二円を徴収決定した。

(三二) 庁 名 区 分 数 量 台 帳 価 格 所 在 地 使 用 者
 千 葉 財 務 部 建 物 一五、五〇〇 一、九三五、〇〇〇 円 (口) 船 橋 市 千 葉 県
(元 東 部 軍 教 育 隊)

二十三年十月以降習志野農業高等学校組合に学校施設として貸し付けたが、同校は二十五年四月千葉県立船橋高等学校習志野分校として千葉県に移管されたものである。しかして、二十九年三月までの使用料を同組合から徴収しただけで、その後の使用料については未徴収のままとなっていたので注意したところ、三十三年十一月、千葉県に対し二十九年四月から三十三年三月までの使用料一、一六七、七五三円を徴収決定した。

備考 数量欄の単位は、土地は坪、建物は延坪とする。なお、数量は使用期間中の最終のものを示す。

(一) 工作物について

(三三) 庁 名 名 称 数 量 台 帳 価 格 所 在 地 使 用 者
 関 東 財 務 局 昇 降 機 一 二 個 一、〇四四、二六〇 円 (口) 横 須 賀 市 東 京 湾 倉 庫 株 式 会 社
(元 横 須 賀 海 軍 軍 需 部)

二十一年九月以降建物一六、九一〇坪等を貸し付けているが、同建物付属の昇降機は国有財産台帳に記載されていないばかりでなく三十年四月以降使用料未徴収のまま使用させていたので注意したところ、三十三年十月、国有財産台帳に記載を了し、三十年四月から三十三年三月までの使用料一、五九三、三〇八円を徴収決定した。

(三四) 同 横 須 賀 財 務 部 横 須 賀 配 電 鉄 塔 一 五、八八二、六三六 円 (元 横 須 賀 海 軍 工 廠) 東 造 船 株 式 会 社
 出張所 四 二、〇〇〇、〇九〇

二十五年一月以降土地四、八二六坪を貸し付けているが、同地上にある船台および配電鉄塔をその後使用料未徴収のまま使用させているばかりでなく配電鉄塔は国有財産台帳にも記載されていなかったので注意したところ、配電鉄塔については三十三年十月、国有財産台帳に記載を了し、二十九年十月から三十三年三月までの使用料五七、五九八円を徴収決定したが、船台の使用料については十一月末現在まだそのままとなっている。

(三五) 中 国 財 務 局 床 板 (一四一ト) 三、九四八、二二四 具 (元 呉 海 軍 工 廠 第 一 区) 市 尼 崎 製 鉄 株 式 会 社

二十五年四月以降建物一三、七七五坪等を貸し付けているが、同建物内にある炉前床板等は国有財産台帳に記載されていないばかりでなく使用料未徴収のまま使用させていたので注意したところ、三十三年七月、国有財産台帳に記載を了し、十一月、二十五年四月から三十三年三月までの使用料一、四三九、五七一円を徴収決定した。

不正行為

(三六) 職員の不作為により国に損害を与えたもの

(三六) 練馬、村山両税務署で、昭和二十九年九月から三十三年五月までの間に、関係職員により国税収納金整理資金に属する現金をほしほしに領得されたものが二事項四二一、三五四円(うち三十三年九月末現在補てんされ九額三〇、〇〇〇円)ある。

是正させた事項

租 税 (三七)―(二四九)

(三七) 青色申告書の提出の承認を取り消させ徴収不足を是正させたもの
 (四〇) 国税収納金整理資金

青色申告書を提出することについて承認を受けた法人のうちで、その帳簿書類に取引の一部を隠べいしまたは仮装して記載するなど青色申告法人としての実質を失っているのに、法人税の課税にあたって依然として青色申告法人としての特典を認めていたものについて、本院会計検査の結果、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第二十五条第八項第三号ま

たは第四号の規定に該当するものとして青色申告書の提出の承認を取り消し法人税額を追徴させたものが神田ほか一二税務署において一五事項八、八四五、二〇〇円あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり四件四、八一五、〇一〇円である。

税務署	年度	不実記載等の あつた事業年度	青色申告 取消年月	追徴法人税額	納税義務者	
(注) 神田、日本橋、鯉沢、浦和、川口、東、西、西成、富田林、布施、海南、半田、津各税務署						
税務署	年度	不実記載等の あつた事業年度	青色申告 取消年月	追徴法人税額	納税義務者	
(関東信越国税局)	浦和	三一	二五、一から 二九、一二まで	三一、八	一、九四五、四七〇	合資会社大畑伸銅所
(三七)	浦和	三一	二五、一から 二九、一二まで	三一、八	一、九四五、四七〇	合資会社大畑伸銅所
(三八)	川口	三一	三二、一から 三二、五まで	三三、四	一、〇四六、一四〇	株式会社三豊製作所川口工場
(三九)	布施	三二	三〇、四から 三二、三まで	三三、三	七六二、〇六〇	株式会社内外電機製作所

(注) 神田、日本橋、鯉沢、浦和、川口、東、西、西成、富田林、布施、海南、半田、津各税務署

税務署 年度 不実記載等のあつた事業年度 青色申告取消年月 追徴法人税額 納税義務者

(関東信越国税局)

(三七) 浦和 三一 二五、一から二九、一二まで 三一、八 一、九四五、四七〇 合資会社大畑伸銅所

(三八) 川口 三一 三二、一から三二、五まで 三三、四 一、〇四六、一四〇 株式会社三豊製作所川口工場

(三九) 布施 三二 三〇、四から三二、三まで 三三、三 七六二、〇六〇 株式会社内外電機製作所

(名古屋国税局)

定期預金計上漏れ等不実の記載があつたので注意したところ、青色申告書の提出の承認を取り消し、価格変動準備金勘定繰入額を所得に加算することとしたものである。

(四〇) 半田 三一 二六、七から二七、六まで 二八、七から二九、六まで 三三、二 一、〇六一、三四〇 合資会社西森商店

架空買掛金等不実の記載があつたので注意したところ、青色申告書の提出の承認を取り消し、価格変動準備金勘定繰入額を所得に加算し、繰越欠損金額を所得から控除しないこととしたものである。

計 四、八一五、〇一〇

(四一) 租税の徴収過不足を是正させたもの

(二四五) 国税収納金整理資金

租税の徴収過不足をきたしていたものについて、本院会計検査の結果是正させたものが、過不足の税額一事項十万円以上のもので集計すると麴町ほか二六八税務署において一、〇三〇事項徴収不足四三六、四〇五、〇三九円、徴収過三、八二四、六六〇円あるが、これを態様別にみると次のとおり

(一) 個人の取引関係等の調査不十分なもの	二六七事項	徴収不足	一一七、二九〇、五五〇円
(二) 法人の経理内容等の調査不十分なもの	一七五事項	徴収不足	八七、一六一、四三〇円
(三) 法令の適用を誤つたもの	三五八事項	徴収過	一三五、三八〇円
(四) 課税資料についての通報連絡または活用の不十分なもの	一六九事項	徴収不足	一四五、一三五、五一〇円
(五) 源泉徴収所得税に関する調査不十分なもの	四五事項	徴収不足	三五、六八九、二八〇円
(六) その他の過誤によるもの	一六事項	徴収不足	二四、八五一、〇八〇円
		徴収不足	六、七九七、一四九円

であつて、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると別表第一のとおり二〇五件徴収不足二四五、一六四、七八六円、

徴収過一、一三〇、四四〇円である。

(二四六) 租税の徴収上の過誤を是正させたもの
(二四九)

国税収納金整理資金

租税の徴収上の処理を誤り、租税債権確保の処置を講じていなかったもの、相当の所得または財産があるなど滞納処分
の執行停止の事由に該当しないのに執行停止をしていたものなどについて、本院会計実地検査の結果是正させたものが東
京国税局および麴町ほか八税務署^(注)において一四事項滞納額一、四八二、六六九円あるが、そのうち一事項五十万円以上の
ものをあげると左のとおり四件九、三三六、〇二九円である。

(注) 麴町、京橋、中野、青梅、八王子、立川、大宮、前橋、天草各税務署
庁 名 元年度および税目等 滞 納 額 滞 納 者

(二四六) 東 京 国 税 局 二八年度所得税等

九八二、四七〇

第一カーボン株式会社

三十年十一月末現在五、六七五、七八一円の債務超過があると認め、三十一年十月、利子税額七〇七、二八〇円および延滞加算税
額四八二、五五〇円を免除していたが、同会社の法人税確定申告書添付書類によれば三十年十一月末現在純資産が四四、〇八一、
四五六円あるので注意したところ、三十二年十二月、利子税額七〇七、二八〇円および延滞加算税額のうち二七五、一九〇円の免
除を取り消し、三十三年五月までに全額収納したものである。

(二四七) 麴 町 税 務 署 二九年度法人税等

六、二九六、四七二

広告社株式会社

電話加入権、什器備品(評価額四〇〇、〇〇〇円)を差し押えているにすぎず、滞納額に比べて著しく少額と認められたので注意
したところ、三十二年九月、有価証券、自動車、什器備品等(評価額四、八四〇、〇〇〇円)を差し押え、三十三年十月までに五、九
五六、一九二円を収納したものである。

(二四八) 京 橋 税 務 署 二七年度法人税等

一、三八二、二五七

有限会社根本商会

電話加入権、什器備品等(価額三〇六、八四〇円)を差し押えたが、滞納額に比べて少額と認められ、また、名義変更されている同会

(二四九) 同 三〇年度法人税等

六七四、八三〇

太陽保温工業株式会社

社所有の建物一むね四二坪および宅地六三坪があったので注意したところ、三十一年九月右不動産を差し押え、三十二年十一月
までに全額収納したものである。 建物二むね延七五坪および電話加入権五本を所有していたのに債権確保の処置を講じていなかったので注意したところ、三十一
年七月これを差し押え、三十二年三月までに全額収納したものである。 計 九、三三六、〇二九

第四文 部 省

(一 般 会 計)

不 当 事 項

予 算 経 理

(二五〇) 債権者に支払うべき小切手を現金化し貸付金に使用するなど経理がびん乱しているもの

(組織)国立学校 (項)国立学校

静岡大学文学部で、昭和三十年四月から三十三年一月までの間に、資金前渡官吏が支払のため振り出した
小切手一二件八二五、五〇八円(うち三十、三十一両年度分七三件五〇四、一九一円)を会計係職員が現金化し
て保有し、債権者に支払うまでの間、職員等に対する貸付金等に使用していたものがある。

右は、同学部会計係職員が物品購入等の代金支払のため振り出した小切手一三八件一、〇〇〇、六二七円を現金化し、うち一二二件八二五、五〇八円については債権者に対する支払を繰り延べて、別途会計係職員名義で借り入れた三二、八八〇円と合わせ八五八、三八八円の資金を保有し、債権者に支払うまでの間、職員等に対する貸付金等に一時使用していたものであって、三十三年二月本院会計実地検査当時、債権者に支払未済となっているもの一二件九〇、一三九円、借入残金三二、八八〇円計一二三、〇一九円の債務があるのに対し、手元保有金一八、五九九円、貸付および立替金の未回収額六七、四六四円計八六、〇六三円の支払財源があるにすぎず、不足額三六、九五六円のうち二三、四六〇円は交際費等に使用したものであるが、残額一三、四九六円についてはその使途も明らかでない状況であつて、経理が著しくびん乱しており、しかも、現金の受払についての記帳および証拠書類も整備されていなかったものである。

なお、本院の注意により、右支払未済額については回収等の手続をとり、三十三年四月支払を了した。

補助金

(二五一) 公立諸学校施設整備に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの

(組織)文部本省 (項)公立文教施設整備費補助
昭和三十三年度における公立小中学校施設整備費補助金および公立諸学校危険校舎改築費補助金の経理の実

態に関し福島県ほか九都府県を実地について検査した結果、従来に比べて相当改善の跡が見受けられるが、なお、事業主体が国庫補助金の申請にあたり、その配分の基本となる児童等の数または保有坪数を事実と異なる計数によつたり、危険校舎改築について対象外工事費を実施工事費に含めたりしている事態があるのに、申請のまま国庫補助金を交付したりまたは交付金額のまま精算しているため国庫補助金を除外すべきであると認められるものが東京都ほか三県において四事項二、二六三、九〇〇円あり、そのうちおもなものは左のとおり公立小中学校施設整備費補助金に関するもの二件一、九五〇、八〇〇円である。

(注) 東京都、岐阜、愛知、島根各県

都 県 名	事業主体	工 事	国庫補助(負)担(基本)額	国庫補助(負)担(額)	国庫補助(負)担(基本)額から除外すべき額	同上に対する国庫補助(負)担(金)相当額
(二五一) 東京都	沼袋小学校不正常授業解消		三〇三、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円	一五二、〇〇〇円	五五、五〇〇円
(二五二) 岐阜県	梅林中学校整備		五七二、二〇〇	二八〇、六〇〇	二八九、六〇〇	一、四四三、〇〇〇
計			八八五、二〇〇	三八一、六〇〇	四四一、六〇〇	一、九五〇、八〇〇

三十二年五月一日現在の保有坪数は三三五坪であるのに校舎等一四五坪を保有坪数に計上しないで一九〇坪としているものなどである。

三十二年五月一日現在の生徒数は二、二四四名で二十九年五月一日現在の二、一六七名に比べて七七名の増加にすぎないのであるから、二十九年五月一日現在の生徒数で資格坪数を算出しなければならないのに三十二年五月一日現在の生徒数によつたものである。

第五 厚生省

(一) 一般会計

不当事項

補助金

(二五三) 国庫補助金の経理当を得ないもの
(二六九)

(組織)厚生本省 (項)保健所費補助 ほか二科目

(一) 保健所、伝染病予防事業に対する国庫補助金の経理当を得ないもの

(二五三)
(二六〇)

公衆衛生関係国庫補助金についての検査は、昭和三十三年中、従来実施してきた保健所に対するもののほかとくに伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)に基く事業を中心として、その経理の実態に関し北海道ほか二六都府県について精算状況を調査したところ、国庫補助基本額のうちに厚生省で定めた補助金の交付基準では認めていない経費を含めていたなどのため補助金が過大に交付されていて返納を要するものが北海道ほか一都県において一五事項五、三四〇、八八〇円あり、そのうち一事項二十万円以上のものをあげると左のとおり八件四、二四八、五五九円である。

(注) 左に掲記した都道府県のほか和歌山、岡山、香川、愛媛、佐賀各県

(1) 保健所費補助金

道県名	補助団体	事業年度	国庫補助基 本額	国庫補助金 交付済額	国庫補助基 本額から控 除すべき額	国庫補助金 交付済額中 返納を要す る額	摘	要
(二五三)	北海道	北海道三一	二七、四六、三七円	九、七六、五四円	二、四七、九七円	七五、九九〇円	補助対象外の食品衛生監視員等の人件費、旅費を含めていたもの	
(二五四)	茨城県	茨城県シ	八、九七、七三	二九、九九、五三	八三、八三	二七、六〇四	補助対象外の長期休養職員等の人件費、旅費を含めていたもの	
(二五五)	岐阜県	岐阜県シ	六、九九、八六	三、六六、二〇	一、三三、八八	四二、二九六	補助対象外の食品衛生監視員等の人件費、旅費を含めていたもの	
(二五六)	愛知県	愛知県シ	一五、八二、七九	五、七六、七四	六五〇、三七九	二六、七九三	補助対象外の食品衛生監視員の人件費を含めていたもの	
計			五九、三六、九六	二〇、二〇、八四	四八三、〇五一	一六二、六八三		

(2) 法定伝染病予防費補助金

都道府県名	補助団体	事業年度	国庫補助基 本額	国庫補助金 交付済額	国庫補助基 本額から控 除すべき額	国庫補助金 交付済額中 返納を要す る額	摘	要
(二五七)	北海道	北海道三一	六、五五、四〇円	三〇、七七、七三円	四三、三七三円	三二、六八六円	職員および臨時雇の人数等を誤り伝染病院費を過大に計上するもの	
(二五八)	東京都	東京都シ	一七、四三、三四	七、七六、一七	三、九七、七五	一、九八、八八七	職員および臨時雇の人数等を誤り伝染病院費を過大に計上するもの	
(二五九)	広島県	広島県シ	二、一〇、四七	一一、一〇、〇〇	四、五、〇四	三、七五、三	職員および臨時雇の人数等を誤り伝染病院費を過大に計上するもの	
(二六〇)	長崎県	長崎県シ	三、八九、〇三	一九、四五、五三	四、一五、九九	二〇、七八〇	職員および臨時雇の人数等を誤り伝染病院費を過大に計上するもの	
計			二九、四二、九五	一四〇、〇九、三八	五、二七、七四	二、六三、八七	自動車燃料費を過大に計上するもの	

(二一) 国民健康保険療養給付費補助金の経理当を得ないもの

(二六一) 国民健康保険療養給付費補助金の経理状況については、昭和二十八年度以降毎年度の検査報告に掲記して注意を促してきたところであるが、三十三年中においても、三十一年度分療養給付費補助金として交付した七十九億六千九百余万円の対象となった二、八一九保険者のうち、北海道ほか二四都府県で、その約七%に当る二一五保険者につき補助金の精算状況についてその適否を調査したところ、補助金算定の基礎である実績報告書の保険料収納率が事実と相違していたのにそのままこれによつて算定していたため超過交付となつたものが北海道ほか八都府県において一二事項三、一二三、五二五円あり、そのうち一事項二十万円以上のものをあげると次表のとおり九件二、六八〇、二二三円である。

このような事例が毎年繰り返されているのは、関係当局の審査が十分でないことによるものであるが、保険者側においても正当交付額以上に交付を受けようとする傾向があり、なお一層指導監督に努める必要があると認められる。

(注) 左に掲記した都道府県のほか青森県

都道府県名	保険者	補助金交付 済額 円	正当交付額 円	超過交付額 円	摘 要
(二六一)	北海道 富良野町	三、八〇、九五五	三、三〇、六四四	五〇〇、九一一	保険料調定額、同収納額が決算額と相違して、同収納額のうち翌年度分として整理すべきものを含めていたことによるもの

(二六二)	秋田県 千畑村	二、五元、五九九	二、三三、五四〇	二、九四、一三九	保険料収納額が決算額と相違して、翌年度分として整理すべきものを含めていたことによるもの
(二六三)	東京都 大島町	二、六元、一三六	二、三三、二五三	三〇六、八七六	保険料調定額、同収納額が決算額と相違して、同収納額のうち翌年度分として整理すべきものを含めていたことによるもの
(二六四)	神奈川県 真鶴	一、五元、九七七	一、三三、四三七	三〇三、四九〇	保険料収納額のうち翌年度分として整理すべきものを含めていたことによるもの
(二六五)	新潟県 湯沢	二、五元、二四三	二、三三、〇〇六	二〇五、一三七	同
(二六六)	長野県 高遠	二、一〇〇、〇四四	一、九元、三三九	二七、七五五	同
(二六七)	愛媛県 美川村	二、〇四二、八〇二	一、八〇五、二六六	二三七、五三六	同
(二六八)	同 黒瀬川	四〇、四二、九五四	三、七九、二六二	二六三、六七三	同
(二六九)	香川県 内海町	三、〇二、九六〇	二、六三、四三三	三九七、六二七	同
計		二四、三三、六三三	二、六三、四〇九	二、六八〇、三三三	

その他の他

(二七〇) 診療収入の徴収にあたり処置当を得ないもの

(部)官業益金及官業収入 (款)官業収入 (項)病院収入

昭和三十二年度における国立療養所の診療料金徴収の適否について国立岩手療養所ほか三八箇所を調査したところ、診療費徴収決定の基礎となる診療費計算書または診療費の請求に必要な医療券の整理が不十分であったり、各人別の徴収決定の済否確認が適確に行われていないなどのため徴収決定漏れとなつているものが少なくなく、そのうち徴収決定漏れ金額二十万円以上のものをあげると次表のとおり国立埼玉療養所ほか一〇箇所

で六、八五二、三二一円ある。

このような事態に対し経理の適正を期するためには、診療費算定の任に当る医事係と徴収決定の任に当る会計係との間の連絡を密にし、請求すべき金額、徴収決定済額および徴収決定未済額について、常時正確には、握ることができるような体制を整える必要があると認められる。

施設名	件数	金額
国立埼玉療養所	二七二	一、五一九、四七七
国立療養所習志野病院	二〇三	一、四〇七、三三二
国立療養所下志津病院	四八	二二七、六一五
国立長野療養所	一二四	二一七、三八九
国立大阪療養所	八一	二九五、二四四
国立島根療養所	三九	二七七、三一五
国立広島療養所	二二〇	七九〇、四五一
国立賀茂療養所	四〇	六八二、一一八
国立福岡療養所	三九	四二六、一一三
国立療養所清光園	九二	二六二、五六六
国立療養所福寿園	一、三九四	七四六、六九一
計		六、八五二、三二一

(厚生保険特別会計)

昭和三十二年度における健康勘定の保険料収入等利益は六百八十一億千三百余万円、保険給付費等損失は五百八十億三千六百余万円で、差引百億七千七百余万円の利益となっている。

これを前年度の利益四十七億六千九百余万円に比べると五十三億七百余万円の増加となっているが、これは、主として保険料収入において被保険者数が増加したこと、被保険者の標準報酬月額が上昇したことおよび標準報酬等級区分を改訂し最高標準報酬月額三六、〇〇〇円を五一、〇〇〇円としたことにより前年度に比べて百十九億七千三百余万円が増加したのに対し、保険給付費においては、被保険者数が増加しているにもかかわらず受診率が低下し被保険者一人当りの給付費は減少したため六十六億九千余万円の増加にとどまったことによるものである。

保険料の徴収不足をきたしている事態については、本年度においてもその事例が少なくないのは遺憾であるが、都道府県の保険課および社会保険出張所のうちには、事業主に対する平素の指導が行き届いていたり、実地調査に工夫をこらしているため徴収成績の比較的良好なものも見受けられるのであるから、事業所の実態調査を徹底すれば右のような事態は減少するものと認められ、なお一段と指導監督の強化が望まれる。

是正させた事項

保 険

(二七一) 健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足を是正させたもの

(健康勘定) (款) 保険収入 (項) 保険料収入
(年金勘定) (款) 保険収入 (項) 保険料収入

政府管掌健康保険および厚生年金保険事業における保険料の徴収不足については、昭和二十九年以降の検査報告において指摘してきたところであるが、三十三年においても、北海道ほか二八都府県における一八保険課および七八社会保険出張所管内の二三五、〇一一事業所のうち七、四五八事業所について検査を施行した。従来の検査においては被保険者数が多く、しかも、標準報酬月額が著しく上昇したと認められる事業所を重点的に調査したのに対し、本年は、前記各都道府県について業種別、人員規模別に事業所を無作為に選定して調査したところ、その結果は依然として不適正なものが多く、札幌社会保険出張所ほか九五箇所において次表のとおり七、四五八事業所の四〇・三%に当る三、〇〇七事業所で健康保険保険料五九、〇六五、一四〇円、厚生年金保険保険料一六、六六七、八二〇円計七五、七三三、九六〇円の徴収不足をきたしているものがあつたので、これを徴収決定させた。

右は、保険料算定の基礎となる標準報酬月額が過少であつたことなどによるものであり、このような事態を生じたのは、主として事業主において届出義務を怠つたり、届出に不実な点があつたことによるものであるが、実施機関側においても事業主についての調査および指導監督を十分にする必要があると認められる。

庁	名	所在都道府県	健康保険保険料	厚生年金保険保険料	計	納付義務者数
札幌社会保険出張所(北海道)			五七六、七四五円	一九〇、五六〇円	七六七、三〇五円	三八

小樽	〃	(同)	一一七、二六〇	三七、五六〇	一五四、八二〇	一三
函館	〃	(同)	二八九、〇五五	九一、〇五〇	三八〇、一〇五	二三
旭川	〃	(同)	一二七、六六〇	四一、三七〇	一六九、〇三〇	一三
釧路	〃	(同)	六六六、五七五	一五一、五四五	八一八、一二〇	一九
岩見沢	〃	(同)	一七五、五六五	五〇、四九〇	二二六、〇五五	二〇
室蘭	〃	(同)	七三、九〇五	二二、五〇〇	九六、四〇五	五
青森県衛生民生労働部保険課			一、五七九、四三五	四七八、四四〇	二、〇五七、八七五	六二
岩手県厚生部保険課			一、七九三、一〇〇	六八〇、七三〇	二、四七三、八三〇	九九
秋田県厚生部保険課			一、三四八、一五〇	四六〇、八八五	一、八〇九、〇三五	七〇
福島県厚生部保険課			三九二、七九五	一五三、一七〇	五四五、九六五	四五
平社会保険出張所(福島県)			一五一、一二五	五三、九二五	二〇五、〇五〇	一七
茨城県民生労働部保険課			一、四八五、七七〇	五五二、八〇〇	二、〇三八、五七〇	八〇
麴町社会保険出張所(東京都)			八五五、三二五	一二八、九一〇	九八四、二三五	一八
神田	〃	(同)	一、〇五二、二二〇	二四五、六七〇	一、二九七、八九〇	四六
港	〃	(同)	一、三二三、五三〇	二九九、四六〇	一、六二二、九九〇	六三
日本橋	〃	(同)	一、五八六、五二〇	四二八、七三〇	二、〇一五、二五〇	三九
京橋	〃	(同)	二、八五二、八二五	五九四、八三〇	三、四四七、六五五	六五
上野	〃	(同)	一、六五六、三〇〇	三九二、七一〇	二、〇四九、〇一〇	五八
足立	〃	(同)	一、六一五、九〇五	四四六、一九〇	二、〇六二、〇九五	六二
江東	〃	(同)	九一九、五五五	一六二、五五〇	一、〇八二、一〇五	六〇
墨田	〃	(同)	一、一四二、六三五	三五七、九九〇	一、五〇〇、六二五	六六
板橋	〃	(同)	一、二二二、〇六五	三〇一、九八〇	一、五二四、〇四五	五九
池袋	〃	(同)	六八七、六三五	一七三、一九〇	八六〇、八二五	四一
新宿	〃	(同)	二五八、七六五	八六、六四〇	三四五、四〇五	三一

序名	所在都道府県名	健康保険保険料		厚生年金保険保険料		計	納付義務者数
		徴収	不足	徴収	不足		
渋谷社会保険出張所(東京都)	(東京都)	一、六〇五、五〇五	四五三、五九〇	一、〇五二、九一五	五五	二五	五五
品川	(同)	六〇〇、二六五	一五四、七七〇	四五五、〇三五	二五	二八	二五
大田	(同)	六二二、七四〇	一三〇、一四〇	七五三、八八〇	二八	二八	二八
立川	(同)	六三六、六七五	一七八、九五〇	八一五、六二五	五〇	六八	五〇
鶴見	(神奈川県)	一、三八八、四六〇	三三〇、四〇〇	一、七〇八、八六〇	六八	一〇	六八
川崎	(同)	五四三、九二〇	一四三、四〇〇	六八七、三二〇	一〇	一〇	一〇
横浜	(同)	二一七、三四〇	四四、七九〇	二六二、一三〇	九	九	九
平塚	(同)	三五二、六二五	一一〇、一八〇	四七二、八〇五	二一	二一	二一
新潟	(新潟県)	一、四三四、二二五	四〇八、四五〇	一、八四二、六七五	四三	四三	四三
長岡	(同)	五五三、九三〇	一七一、二一〇	七二五、一四〇	三〇	三〇	三〇
高田	(同)	九一八、三二〇	三一六、八〇〇	一、二三五、一二〇	六〇	六〇	六〇
長野県社会部 保険課		一、四六七、七三五	五二八、五七〇	一、九九六、三〇五	七六	七六	七六
岡谷社会保険出張所(長野県)		四三一、三四〇	一四九、〇七〇	五八〇、四一〇	二八	二八	二八
岐阜県厚生部 保険課		二四五、七〇〇	七五、〇九〇	三二〇、七九〇	二二	二二	二二
多治見社会保険出張所(岐阜県)		四二二、四一〇	一三八、六九〇	五六一、一〇〇	二一	二一	二一
大垣	(同)	二〇八、九一〇	六一、四一〇	二七〇、三二〇	一四	一四	一四
静岡	(静岡県)	四四七、〇〇五	一五三、九六〇	六〇〇、九六五	一六	一六	一六
浜松	(同)	二五八、七〇〇	八六、四九〇	三四五、一九〇	一五	一五	一五
沼津	(同)	六九、二九〇	一八、六三〇	八七、九二〇	五	五	五
島田	(同)	七二、八八〇	二八、二一〇	九九、〇九〇	三	三	三
中村	(愛知県)	四八八、四七五	一二八、三七〇	六一六、八四五	二一	二一	二一
熱田	(同)	六五二、九九〇	一五四、一七〇	八〇七、一六〇	二七	二七	二七

一宮	(同)	二四八、〇四〇	七二、六六〇	三二〇、七〇〇	一四	一四	一四
岡崎	(同)	四〇六、三一五	一一九、三七〇	五二五、六八五	一六	一六	一六
豊橋	(同)	一〇八、四二〇	四二、九〇〇	一五一、三二〇	九	九	九
鶴舞	(同)	二〇八、〇〇〇	五二、九八〇	二六〇、九八〇	二〇	二〇	二〇
大曾根	(同)	六三三、八一五	一六五、六一五	七九九、四三〇	一六	一六	一六
笠寺	(同)	二七九、八九〇	八〇、七〇〇	三六〇、五九〇	一	一	一
三重県民生労働部 保険課		六二五、八二〇	二一九、〇三〇	八四四、八五〇	四七	四七	四七
四日市社会保険出張所(三重県)		九九九、九六〇	二二〇、六六〇	一二一九、六二〇	四〇	四〇	四〇
滋賀県厚生労働部 保険課		四三三、〇三〇	一四一、四五〇	五七四、四八〇	五一	五一	五一
今里社会保険出張所(大阪府)		三二六、二三五	六八、九四〇	三九五、一七五	一三	一三	一三
天満	(同)	三八四、七三五	八五、四一〇	四七〇、一四五	一九	一九	一九
淀川	(同)	二二七、一二〇	六四、一四〇	三〇一、二六〇	一三	一三	一三
福島	(同)	二九七、五〇五	五四、六六〇	三五二、一六五	一一	一一	一一
天王寺	(同)	三六九、九八〇	八六、一九〇	四五六、一七〇	二一	二一	二一
堺	(同)	四二二、二八〇	九三、七八〇	五一一、〇六〇	九	九	九
大手前	(同)	四九三、九七〇	一〇四、四三〇	五九八、四〇〇	一八	一八	一八
難波	(同)	二八三、七九〇	六七、一七〇	三五〇、九六〇	一四	一四	一四
堀江	(同)	三三七、三五〇	五四、七八〇	三九二、一三〇	二二	二二	二二
布施	(同)	二二六、六〇〇	七九、九二〇	三〇六、五二〇	一三	一三	一三
三宮	(兵庫県)	四三九、八七〇	一四四、九〇〇	五八四、七七〇	一九	一九	一九
須磨	(同)	四六〇、七八〇	一三四、九四〇	五九五、七二〇	一七	一七	一七
尼崎	(同)	三三四、二三〇	七四、八二〇	四〇九、〇五〇	一九	一九	一九
姫路	(同)	二五七、七二五	六五、〇七〇	三二二、七九五	二八	二八	二八
明石	(同)	三〇七、一九〇	一一一、二三〇	四二八、四二〇	二二	二二	二二
和歌山県民生部 保険課		七一〇、四五〇	一八七、九五〇	八九八、四〇〇	四一	四一	四一

庁名	所在都道府県名	徴収		計	納付義務者数
		健康保険保険料	厚生年金保険保険料		
鳥取県厚生労働部保険課		五四二、六二〇	一八八、七九〇	七三一、四一〇	四〇
島根県厚生部保険課		六〇〇、九一〇	二四三、二七〇	八四四、一八〇	六四
岡山社会保険出張所(岡山県)		一、八二二、六二〇	四六五、七二〇	二、二八八、三四〇	四一
倉敷	(同)	四〇九、八九〇	一三一、〇七〇	五四〇、九六〇	四三
広島東	(広島県)	四三九、四六五	九九、七八〇	五三九、二四五	二八
広島西	(同)	四〇四、一九五	一二三、三九〇	五二七、五八五	二七
福山	(同)	五七四、四〇五	一五六、〇〇〇	七三〇、四〇五	四六
呉	(同)	七五五、三〇〇	二六五、七七〇	一、〇二一、〇七〇	一三
山口県労働民生部保険課		一九〇、三二〇	四四、六七〇	二三四、九九〇	一五
下関社会保険出張所(山口県)		一、一三二、六二五	三九六、七一五	一、五二九、三四〇	四〇
徳山	(同)	一九三、〇五〇	六一、〇二〇	二五四、〇七〇	一八
香川県民生衛生部保険課		二六一、二三五	九六、一二〇	三五七、三五五	二九
愛媛県民生部保険課		九五、八一〇	三〇、〇三〇	一二五、八四〇	一一
今治社会保険出張所(愛媛県)		二八、〇一五	五、一三〇	三三、一四五	七
東福岡	(福岡)	四〇二、三五〇	九一、四七〇	四九三、八二〇	四五
西福岡	(同)	九六、七八五	一六、五〇〇	一一三、二八五	一三
直方	(同)	三二九、二九〇	八八、一六〇	四一七、四五〇	二五
小倉	(同)	四四、五二五	一〇、九五〇	五五、四七五	一八
八幡	(同)	二三九、三九五	八一、〇三〇	三二〇、四二五	三一
久留米	(同)	一一四、八五五	三八、九四〇	一五三、七九五	一一
佐賀県厚生部保険課		九〇四、四七五	二三〇、九一〇	一、一三五、三八五	三九
長崎県民生労働部保険課		五六六、六〇五	一七〇、二八〇	七三六、八八五	二五

第六 農 林 省

(一) 一般会計

佐世保社会保険出張所(長崎県)	三九九、九七〇	九七、九八五	四九七、九五五	二三
熊本県民生労働部保険課	四四〇、四七〇	一三八、二一〇	五七八、六八〇	四〇
計	五九、〇六五、一四〇	一六、六六七、八二〇	七五、七三三、九六〇	三、〇〇七

昭和三十三年度歳出決算額は千二百二十億九千三百余万円、そのうち国が直轄または都道府県に委託して施行する土地改良、開拓、干拓等の事業および機械の整備等に使用したものは百五十九億六千四百余万円であり、また、地方公共団体等の施行する事業に対する国庫補助は一八三億五百十一億二千七百余万円に上っていて、そのうち土地改良、地盤変動対策、林道開設、漁港修築および災害復旧等公共事業関係は六三億三百三十億二百余万円となっている。

土地改良、開墾等の直轄工事の事業費は九十四億八千七百余万円、そのうち、農地のかんがいおよび排水の基幹工事となる諸施設を施行する農業水利事業は五十五億八千余万円をもって六七箇所の工事を施行しており、また、地方公共団体に委託施行する事業は三十三年度において二十億四千余万円を使用している。本院においては、三十三年中、これら直轄施行による農業水利事業のおもな箇所を、地方公共団体に委託施行

しているものとあわせ施設の活用状況にとくに留意して検査したところ、

(ア) 国の直轄により施行している用水源施設、幹線水路等の基幹工事は、多くは二十二年度から二十八年度ごろまでに着工し、以来三十二年まで累計三百三十三億千四百余万円に上る多額の事業費を使用しているのに、これを活用するため必要な支線水路等の道県営および団体営補助工事が著しく遅延し、国の投資額がその効果を十分にあげていないものが多数見受けられた。そのうち、両総用水農業水利事業は、二十二年度から総事業費五十八億円をもって耕地二万余町の用水等の施設を施行するもので、三十二年まで三十三億六千余万円をもって揚水機場二箇所、幹線水路等の工事を施行し、耕地一万千余町のかんがいが可能となつてゐるが、これに関連する事業は、県営の支線水路は計画延長十五万余メートルの約一七%、また、団体営の耕地整備事業等は計画一万六千余町の約一三%をいづれも全地域に分散して施行しているにすぎない。

また、このほかにも国の直轄により施行した明治用水農業水利、那賀川北岸農業水利、北海道石坂地区明渠排水各事業および広島、島根両県に委託して施行させた山内地区、新川地区両開墾建設事業も右と同様、十一億六千三百余万円を投じ基幹工事として施行した頭首工、幹線水路、ため池はすでに完成しまたは相当進ちよくしているのに、地方公共団体等がこれに関連する支線水路等の工事を完成していなくつたりまたは着工もしてゐない。

(イ) 農業用水、洪水調節、発電等の多目的えん堤を建設省で施行し、工事がすでに完成して農業用水源として利用することが可能であるのに、これに関連する工事の施行を遅延しているものがあり、北海道美唄地区総合かんがい排水事業においては、建設省で桂沢えん堤を総事業費四十八億七千三百余万円うち農業水利の負担分二十一億千六百余万円をもって三十一年度に完成しているが、農林省において施行する頭首工二箇所および幹線水路を施行していないため右えん堤からの放流水がほとんど利用されておらず、また、十津川紀の川農業水利事業においても同様、建設省で猿谷えん堤を総事業費四十八億千三百余万円うち農業水利の負担分二十三億七千二百余万円をもって三十二年度に完成しているが、農林省および地方公共団体等がこれに関連する幹支線水路等の工事をほとんど施行していない状況である。

(ウ) 農林省自体の工事についても、全体計画に対し毎年少部分の工事しか施行しておらず、完成までに著しく長期間を要すると認められるものがあり、二十四年度から総事業費百七十三億円をもって施行している豊川農業水利事業をみると、着工以来九年を経過したにもかかわらず二十億九千九百余万円をもって宇連えん堤を完成しただけで、残事業の幹線水路工事等の事業はまだ着工されていない状況である。

不当事項

工 事

(二七二) 橋りよう工費を過大に負担しているもの

(組織)農林本省 (項)土地改良事業費

金沢農地事務局で、昭和三十二年十一月着工し、三十三年三月工事費八、六五二、七三〇円をもって完成した阿賀野川農業水利事業新発田川自然排水幹線流末改修工事のうち橋りよう工事七、六四五、七三〇円は、その全額を本費支弁とすべきものでなく約百九十万円を過大に負担しているものと認められる。

右橋りよう工事は、本件農業水利事業における新発田川の改修に伴い、県道安田、京ヶ瀬、松ヶ崎線に架設されていた木造橋(橋りよう延長三六メートル、幅員四・五メートル)の架換を要することとなったものであるが、右県道は新潟県が本件農業水利事業と関係なく三十一年度から改良工事を施行中のものであり、右木造橋付近の路線は、木造橋の下流約四十八メートルの地点に変更されることとなっていたので、在来地点における架換工事に代えて右変更地点に橋りよう延長四四メートル、幅員六メートル、耐荷重一四トンの永久橋を架設したものである。しかしながら、永久橋を右変更地点に架設することは必要であつたとしても、この種補償工事の費用負担については、その原因となつた事業の施行者が工事の必要を生じた程度においてこれを負担すれば足りるものであつて、本件農業水利事業に伴う補償工事としては、旧橋と同程度の木造橋を在来の地点に新たに架設する場合に要する橋りよう架設費三、三二八、〇〇〇円および仮橋、う、回道路費等二、四一六、七〇〇円計五、七四四、七〇〇円を負担すれば足りるものと認められ、本件橋りよう架設費との差額一、九〇一、〇三〇

円は過大に負担したものである。

補助金 (二七三)―(三九七)

(二七三) 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの (三八四)

(組織)農林本省 (項)土地改良事業費 ほか九科目

(組織)林野庁 (項)治山事業費 ほか三科目

(組織)水産庁 (項)漁港施設費 ほか二科目

地方公共団体、土地改良区、森林組合等が施行した土地改良、地盤変動対策、林道開設、漁港修築、災害復旧等の工事に対する国庫補助金または国庫負担金(以下「国庫補助金」という。)は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)等の根拠法規に基いて交付されるものであるが、本院において、昭和三十三年中、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場三七、〇二二箇所のうち北海道ほか四一府県につきその八%に相当する三、〇五四箇所(工事費一七、一一九、七三八、三一六円、国庫補助金九、二七〇、〇一八、七八二円)を実地に検査したところ、関係当局の指導監督が強化され、しゅん功検査においても四千余の工事につき約五億円相当の手直しおよび減額の処置を講じてその是正をはかつており、事業主体の自覚等と相まって従来に比べて相当改善の跡が認められたが、なお、設計が過大と認められるもの、設計に対し工事の出来高が不足しているもの、工事の施

行が粗漏で補助の目的を達していないもの、災害復旧とは認められない改良工事を施行しているものなどがあり、また、設計額と同額で施行したこととして国庫補助金の交付を受けていながら、実際はこれより低額で施行し事業主体が正当な自己負担をしていないものが相当数あり、なかには国庫補助金を下回る金額で工事を施行し国庫補助金に剰余を生じたこととなっているものも見受けられる状況で、国庫補助金を除外すべきことの判明したものが、北海道ほか三〇府県において、除外すべき額一工事十万元以上のものをあげると、農業施設において二〇一工事六三、一五七、〇三〇円、山林施設において一〇工事二、〇二九、九五五円、漁港施設において一三工事六、二〇五、六八八円計二三四工事七一、三九二、六七三円あり、これを事項別に分類して示すと次表(折込)のとおりである。

しかし、次表の類別のうち多数を占めるものは、事業主体負担不足、出来高不足および粗漏工事であつて、その施行の実態をみると、農業施設等の工事において水路、堤とう、農道等の石積工事における胴込量、裏込量が設計に比べて不足していたり、排土量、客土量が設計と相違しているもの、林道工事においては法こう配が設計と相違しているもの、漁港施設工事においては防波堤の張石、捨石等の規格または船揚場護岸のコンクリート量が設計と著しく相違し、工事の手抜きがはなはだしく完成後間もないのに崩壊して補助の目的を達していないものなどがある。

これら不当事項のうち国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると別表第二のとおり一

Table with multiple columns and rows, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.

計	金額	類別	
		道府	県名
四、九九〇	千円	北	海
一、二二四		青	森
五、五六一		福	岡
二、四六一		佐	賀
一、九五七		長	崎
一、九七一		熊	本
一、一一三		大	分
三九五		鹿	兒
七、三九二		合	計

道 府 県 名 別	改良工事その他補助の対象としてはならないもの		工事の施行が粗漏で目的を達していないもの		工事の出来高が不足しているもの		事業主体が正当な自己負担をしていないもの		その他		合計	
	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額
北海道	一	一、三五〇	一	一、三五〇	二	六二八	九	三、〇二二	九	三、〇二二	一一	四、九九〇
青森県	一	一、〇八八	二	一、五七八	二	一、三三五	二	一、四八七	四	三、〇六六	二	一、二二四
岩手県			二	一、五七八	二	一、三三五	二	一、四八七	四	三、〇六六	四	三、〇六六
宮城県			一	三、八二二	一	三、八二二	二	七六五	三	一、一四八	三	一、一四八
秋田県			一	一、〇一〇	三	八三八	二	三、三八九	二	三、三八九	一三	四、六九八
山形県			二	二、三三七	二	四二四	二	一、〇八九	八	一、九二二	一四	三、六六三
福島県	一	一一一	二	三、六一二	一	九二二	六	九二二	七	一、〇七八	一〇	一、五五一
群馬県	一	三三〇	一	一、五五	一	六〇〇	一	一六八	一	一六八	二	四九八
埼玉県			二	四七二	一	二九三	二	二九三	二	八九三	二	八九三
千葉県			二	一、一三一	二	三三〇	一	五四五	四	八五六	六	一、三二八
新潟県			一	五二八	一	一、一三三	二	一、三三九	一〇	三、八六四	一一	四、九九六
福井県			一	一、七三三	二	一、五四八	一	一、一三三	八	一、八六一	一一	三、五五九
愛知県			五	一、七三三	二	二四〇	一	一、五〇	二	一、二一〇	三	一、七三八
三重県			二	三、七三三	一	一、五〇	四	一、〇七三	七	一、五三四	一〇	三、二五八
滋賀県			二	三、七三三	一	一、五〇	七	三、九三〇	七	三、九三〇	一七	三、九三〇
京都府			二	三、七三三	一	一、五〇	二	四、四五四	二	四、六〇四	一三	四、六〇四
兵庫県			二	三、七三三	二	二四〇	二	四二二	四	六六一	六	一、〇三五
奈良県			七	一、一五	一	一九一	四	一、一〇〇	五	一、二九二	一	二、四〇七
和歌山県			一	一、一五	一	一九一	一	一、一〇〇	一	一、一〇〇	一	一、一〇〇
鳥取県			一	一、一五	一	一九一	一	一、一〇〇	一	一、一〇〇	一	一、一〇〇
島根県			一	一、一五	一	一九一	一	一、一〇〇	一	一、一〇〇	一	一、一〇〇
徳島県			一	一、一五	一	一九一	七	二、二〇六	八	二、四九二	八	二、四九二
香川県	一	一四一	一	一、一五	一	一九一	一	一、一〇〇	一	一、一〇〇	三	七一一
愛媛県			一	一、一五	一	一九一	一	一、一〇〇	一	一、一〇〇	二	二、五五
高知県	三	一、一八七	二	六六五	二	三〇〇	八	二、三二七	一一	一、一六	一八	五、五二二
福岡県	九	二、八四一	四	六六五	二	三〇〇	二	二、三二七	七	二、七三三	一六	五、五六四
佐賀県	一	二、四四	三	二、〇二五	二	六九七	二	二、三二七	六	二、二一六	七	二、四六一
長崎県	三	八二五	一	一、〇七六	二	四二七	二	一、一三一	二	一、一三一	五	一、九五七
熊本県	六	九四九	三	三、五〇	二	六九七	二	一、一三一	三	一、一三一	一〇	一、九七一
大分県	八	一、〇〇七	二	二、八六	二	四二七	二	一、一三一	一	一、一三一	九	一、一三三
鹿児島県	一	一〇六	一	二、八六	二	四二七	二	一、一三一	一	一、一三一	二	三、九三五
合計	三	八五八	六	三、七三八	六〇	一、四、二二三	一	二、八六	二八	一〇、七七八	二二三	七、三六〇

量が設計に比べて不足していたり、排土量、客土量が設計と相違しているもの、林道工事において設計と相違しているもの、漁港施設工事においては防波堤の張石、捨石等の規格または船揚機リート量が設計と著しく相違し、工事の手抜きがはなはだしく完成後間もないのに崩壊して補填していないものなどがある。

これら不当事項のうち国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると別表第...

道府県名	計		その他		事業主体が正当な自己負担をしていないもの		工事の施行が粗漏で目的を達していないもの		工事の出来高が不足しているもの		工事の施行が粗漏で目的を達していないもの		千円	
	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額		
北海道	二	三、〇二二	九	三、〇二二	二	一、四八七	二	一、五七八	二	六、二八	二	一、三五〇	一	一、〇八八
青森県	二	一、二二四	九	三、〇二二	二	一、四八七	二	一、五七八	二	六、二八	二	一、三五〇	一	一、〇八八
岩手県	四	三、〇六六	四	三、〇六六	二	一、四八七	二	一、五七八	二	六、二八	二	一、三五〇	一	一、〇八八
宮城県	三	一、一四八	三	一、一四八	二	七六五	二	三、八二	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
秋田県	三	四、五八八	三	四、五八八	二	三六〇	二	八三八	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
山形県	一四	三、四二五	一四	三、四二五	八	一、九二二	二	四二四	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
福島県	一〇	一、〇七八	七	一、〇七八	六	九二二	二	一五五	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
群馬県	二	八九三	二	八九三	一	一六八	一	一五五	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
埼玉県	六	八五六	四	八五六	二	五四五	一	一五五	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
千葉県	一	一、三二八	二	一、三二八	二	二九三	一	一五五	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
新潟県	一	四、九九六	一	四、九九六	二	三、六二二	一	一三九	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
福井県	二	三、五五九	二	三、五五九	九	一、八六一	一	一五〇	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
愛知県	三	一、七三八	二	一、七三八	二	一、二一〇	一	一五〇	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
三重県	一〇	三、二五八	五	三、二五八	四	一、〇七三	二	四六〇	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
滋賀県	七	三、九三〇	七	三、九三〇	七	三、九三〇	一	一五〇	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
京都府	二	四、六〇四	二	四、六〇四	二	四、四五四	二	一五〇	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
兵庫県	六	一、〇三五	四	一、〇三五	二	四二二	二	一五〇	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
奈良県	一	一一一	五	一一一	四	一、〇〇〇	一	一五〇	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
和歌山県	二	二、四〇七	一	二、四〇七	一	一四〇	一	一五〇	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
徳島県	八	二、四九二	八	二、四九二	七	二、二〇六	一	一五〇	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
香川県	三	七一一	一	七一一	一	一〇〇	一	一五〇	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
愛媛県	二	二五五	一	二五五	一	一四〇	一	一五〇	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
高知県	一八	五、五二二	二	五、五二二	八	二、二〇六	一	一五〇	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
福岡県	一六	五、五六四	七	五、五六四	二	二、三二七	二	三〇〇	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
佐賀県	七	二、四六一	六	二、四六一	二	七二二	二	六九七	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
長崎県	五	一、九五七	二	一、九五七	二	一、一三一	二	四二七	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
熊本県	一〇	一、九七一	三	一、九七一	二	一、一三一	二	四二七	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
大分県	九	一、一三三	一	一、一三三	二	七二二	二	四二七	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
鹿児島県	二	三九五	一	三九五	二	二八八	二	四二七	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八
合計	二二四	七、一三九二	一五五	七、一三九二	一〇三	三、四一五	九	三、〇二二	二	一、一〇	二	一、一〇	一	一、〇八八

その施行の実態をみると、農業施設等の工事において水路、堤とう、農道等の石積工事における胴込量、裏込量が設計に比べて不足していたり、排土量、客土量が設計と相違しているもの、林道工事においては法こう配が設計と相違しているもの、漁港施設工事においては防波堤の張石、捨石等の規格または船揚場護岸のコンクリート量が設計と著しく相違し、工事の手抜きがはなはだしく完成後間もないのに崩壊して補助の目的を達していないものなどがある。

これら不当事項のうち国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると別表第二のとおり一

岩手県岩手町古館川土地改良区	四、九一四、〇〇〇円	国庫補助金一、七九四、〇〇〇円	施行した岩手町	野原ほか一地区の客土工事は、農地五七町二反の客土一六、一六〇立米を施行したこととしているが、実際は九、九五三立米を施行したにすぎないなどのため工事は二、六九五、〇〇〇円で施行されていて、事業主体はその負担したとして三、一一〇、〇〇〇円のうち二、二一九、〇〇〇円を負担していない。(出来高不足、事業主体負担不足)(二八二)
群馬県甘楽郡福島町	八六三、〇〇〇円	国庫補助金五六〇、九〇〇円	施行した天王橋梁	二十九年災害復旧は、二十九年八月の災害により被災した橋りょう延長三〇メートルを復旧したものであるが、本件橋りょうは二十七年に被災し地元民により投架け橋程度の簡単な構造で復旧したものが再度被災したのであるから、復旧工事は三五四、〇〇〇円程度で足りるのに災害に名をかり橋脚をコンクリート構造にするなど著しい改良工事を施行したもので、この改良工事費相当分五〇九、〇〇〇円は災害復旧国庫補助の対象から除外すべきである。(改良工事その他補助の対象としてはならないもの)(三〇三)
滋賀県高島郡安曇川沿岸土地改良区	四五、七九六、〇〇〇円	国庫補助金四一、二一六、四〇〇円	施行した農地および水路	二十八年度災害復旧は、農地四八町五反、水路延長二、三二二メートルを五箇所を対象工事に分けて復旧するものであるが、実際は四二、四七一、〇〇〇円で施行されていて、事業主体はその

一二件五五、九一〇、八二六円となっており、そのおもな事例は次のとおりである(各項末尾の()内の数字は別表(第二に掲記した番号を示す))

(1) 岩手県岩手町古館川土地改良区が四、九一四、〇〇〇円(国庫補助金一、七九四、〇〇〇円)で施行した岩手町野原ほか一地区の客土工事は、農地五七町二反の客土一六、一六〇立米を施行したこととしているが、実際は九、九五三立米を施行したにすぎないなどのため工事は二、六九五、〇〇〇円で施行されていて、事業主体はその負担したとして三、一一〇、〇〇〇円のうち二、二一九、〇〇〇円を負担していない。(出来高不足、事業主体負担不足)(二八二)

(2) 群馬県甘楽郡福島町が八六三、〇〇〇円(国庫補助金五六〇、九〇〇円)で施行した天王橋梁二十九年災害復旧は、二十九年八月の災害により被災した橋りょう延長三〇メートルを復旧したものであるが、本件橋りょうは二十七年に被災し地元民により投架け橋程度の簡単な構造で復旧したものが再度被災したのであるから、復旧工事は三五四、〇〇〇円程度で足りるのに災害に名をかり橋脚をコンクリート構造にするなど著しい改良工事を施行したもので、この改良工事費相当分五〇九、〇〇〇円は災害復旧国庫補助の対象から除外すべきである。(改良工事その他補助の対象としてはならないもの)(三〇三)

(3) 滋賀県高島郡安曇川沿岸土地改良区が四五、七九六、〇〇〇円(国庫補助金四一、二一六、四〇〇円)で施行した農地および水路二十八年度災害復旧は、農地四八町五反、水路延長二、三二二メートルを五箇所を対象工事に分けて復旧するものであるが、実際は四二、四七一、〇〇〇円で施行されていて、事業主体はその

負担したとしている四、五七九、六〇〇円のうち三、三二五、〇〇〇円を負担してゐない。

右のうち、五、九七六、〇〇〇円で施行したこととしている青柳水路および川島水路災害復旧はいずれも正当な自己負担をしていないばかりか国庫補助金を下回る五、〇三四、〇〇〇円で工事を完成しており三四四、四〇〇円の剰余を生じたこととなっている。(事業主体負担不足)(三三八―三三三)

(4) 高知県土佐清水市が一、三四〇、〇〇〇円(国庫負担金九二一、九二〇円)で施行した津呂漁港三十年災害復旧は、防波堤延長三〇メートルを復旧するもので、堤体下部は高さ一メートル、幅四・一メートル 総量二二三立米を配合比一・三・六のコンクリートで、また、上部は高さ一・五メートル、上幅一・五メートル、下幅二・四メートル 総量八七立米を配合比五・五の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は堤体下部は現場付近で採取した土砂交りのぐり石八七立米を中詰とし、表面を配合の粗悪なコンクリート厚さ二〇センチメートルで被覆し、上部玉石コンクリートは配合の粗悪なもので施行したにすぎないなど工事の施行が著しく粗漏ですでに堤体下部は洗掘されて空どうとなり、き裂または破損を生じている状況で災害復旧の目的を達していない。(粗漏工事)(三三八)

(三八五) 災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

地方公共団体、土地改良区、森林組合等が施行する農業施設、林道、漁港の災害復旧工事の査定を了したものに對する検査は、昭和二十八年発生災害の分から毎年これを実施し、その結果については二十八年度以降毎年度の検査報告に掲記したとおりであるが、本年においても三十二年発生災害をおもな検査対象とし、なお、二十八、二十九、三十、三十一年発生災害復旧工事の未着手地区で前年までに検査を行わなかったものについてもあわせて実施した。

三十二年発生災害については、査定済の復旧事業費が一億円をこえる長野ほか五県を選び、三十三年二月から四月までの間に、農業施設一、九五二工事三、五二二、七八三、〇〇〇円、林道三五三工事一五四、六三五、〇〇〇円および漁港六四工事八五、一八四、〇〇〇円計二、三六八工事三、七六二、六〇二、〇〇〇円について検査を実施した。

その結果は、農林省において現地査定をさらに強化し、災害復旧事業の採択基準を明確にし査定の厳正をはかったことなどにより逐次改善されてはいるが、被害が激しんであった長崎ほか二県においてはなお同一箇所を頭首工の付帯護岸または河川護岸として農林、建設両省で重複して査定しているものが相当数認められ、また、その他の事例としては、災害を受けていなかったり、被害が軽微であるのに災害復旧の査定を受けて新設もしくは改良工事を施行しようとしているもの、水路、護岸、井せき等の工事に使用する石材もしくはコンクリートの骨材を現場付近で採取することができるのに遠距離から運搬することとしているもの、または農地の排土、客土の土量もしくは運搬距離を過大に見込んでゐるものなど現地の確認が不十分なため設計が実情にそわないと認められるものなどがあり、これらの査定工事費は現地の状況に応じて適正なものに修正する

名 年 別	農林省査定額		減額された工事費	
	工事数	金額	工事数	金額
宮崎県	計	六五四	計	四二
三二	五〇六	三二八二〇	三	三四四
三二	五〇	一三、四三九	三	三、二七〇
合計	計	六五四	計	四二
二八	三三三	九、二一六	一五	四、三六五
二九	一六四	一三八、八四三	三三	八、七〇六
三〇	四八	三、八二〇	一一	二、八八〇
三一	一四七	五、八八二	八	一、〇一一
三二	五、一六七	六、二七、四二四	一七五	七、三、四一〇
計	五、七五九	六、五八、〇七五	二、三二	九、〇、三七三

(三八六)
(三九七)

国庫補助金の経理当を得ないもの

(組織)農林本省 (項)農山漁村建設総合対策費補助 ほか三科目
(組織)水産庁 (項)漁業災害復旧資金融通利子補給及損失補償

農林省所管国庫補助金のうち公共事業関係を除く一般補助については、昭和二十九年以降主として都道府県、市町村等を経由して末端の事業施行者に交付される農村振興、農産物増産、開拓実施、畜産、蚕糸、水産

業振興、利子補給等の補助金を選び、その交付状況および補助金の用途につき実地に検査を実施し、その結果は二十八年以降毎年度の検査報告に掲記したとおりであるが、本年においても、三十一年度国庫補助金のほか三十二年国庫補助金のうち農山漁村建設総合施設費補助金ほか一二費目六、九一一、八五八、一三八円について検査することとした。

右検査は、北海道ほか二八都府県および市町村の一部と各種組合について実施したが、その結果は、関係当局の指導監督の強化および事業主体の自覚等により相当改善の跡が見受けられたものもあるが、なお、補助金の交付が当を得なかつたり、これを目的外に使用していたり、地元負担の一部を負担しないで事業を実施していたため事業量が不足していたり、精算額を過大に報告して補助金の交付を受けているものなど前年同様の不当な事例が見受けられた。

このような事例が跡を断たないのは、事業主体において補助金の算定の基礎となる事業費の精算にあたり、真実の経理に基かないで実際と異なる契約書、領収書、現金出納簿等を作成しこれを精算の基礎としている弊害が十分に改善されないことのほか、利子補給制度の趣旨の不徹底、資金需要の調査の不十分等によるもので今後一層注意する必要があるものと認められる。

しかし、検査の結果これら補助金の経理当を得ないと認められたものは右二九都道府県において二九八件一三、九六二、九八一円となっており、これを種目別態様別に示すと左のとおり

(注)

事業別	補助種目	補助対象外の事業を実施したもの		事業量が不足してたり施行が粗漏となつてゐるもの		積算または精算が過大なもの		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農山漁村建設総合施設事業	土地整備事業費補助	四	二二九	二	四三	六	五八八	八	六三一
	適地適産奨励施設費補助	一七	二、五一四	一五	三〇二	三〇	一、〇〇九	四〇	一、五五一
小計	農山漁村振興共同施設費補助	一	一〇〇	一	七二八	七	三、三六六	一二七	六、六〇九
	生活文化研修施設費補助	二二	二、八五四	二二	一、〇七四	一三八	五、五一七	一八三	九、四四五
計	計	二九	四、一〇一	二八	一、三二八	一四七	五、九二二	二〇四	一一、三四二
その他の一般補助事業(利子補給補助を除く)	農作物病害虫防除機具購入費補助	四	九七七	二	六二	一	一三	七	一、〇五三
	養蚕経営施設その他蚕糸関係補助	一	一四	二	一〇九	八	三九二	一一	一二四
	小田地開発整備事業費補助	二	二五五	一	七二	九	四〇五	二一	一、八九七
計	計	七	一、二四七	五	二四四	九	四〇五	二一	一、八九七

事業別	補助種目	融資金を農家に貸し付けていないもの		融資金の貸付にあたり当を得ないもの		農家が融資金を目的どおり使用していないもの		利子補給金を目的どおり農家に交付していないもの		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
利子補給補助	被害農家営農資金利子補給補助	九	六四六	七	二七二	一、二〇五	二一	三二七	三三	一、八七九	
	有畜農家創設資金利子補給補助	一八	一九六一七	二二	二二六	二二	三二七	三三	七四〇		
計	計	二七	八四三二四	二九	二五三三二	一、二〇五	三二七	六六	二、六二〇		

であり、検査の結果を事業別に説明すると次のとおりである。

(注) 北海道、秋田、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉各県、東京都、新潟、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀各県、京都、大阪府、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、愛媛、福岡、大分、鹿児島各県

(一) 農山漁村建設総合施設事業

(三八六)
(三九三)

農山漁村建設総合施設費補助は、農林漁業者の自主的な創意に基き、適地適産を基調とする農山漁村の振興事業を総合的に推進することにより、農林漁業経営の安定と農林漁業者の生活水準の向上をはかるため、経営条件が類似する農林漁業地域内の市町村、農業協同組合、漁業協同組合、農事実行組合その他各種の団体が土地整備、適地適産奨励、共同利用施設、生活文化研修等二六種類の事業のうちから自主的に選定して行う事業に対し、事業費の三割から五割以内をそれぞれ交付するものであるが、本院において全都道府県管内の一、五〇九地域のうち北海道ほか二八都府県下の一五八地域の国庫補助金三三八三、三三一、四八五円(うち三十一年度分一二五、四七一、三九七円)についてその実地を調査したところ、

(ア) 共同利用施設として採択された作業所、集荷所、育すう所等は、従来なかつた施設を新設することを建前としてゐるのに、既設の建物や機械器具の更新を行つていたり、または共同利用施設として新設したこととしていながら実際は個人施設となつてゐるものなどに補助金を交付してゐるものがあり、

(イ) 農道、共同貯水槽等の工事において、切盛土量が不足していたり、コンクリートの配合が粗悪であったりしているものがあり、また、作業所施設等において所要の機械器具を計画どおり購入していないものなど事業の実施量が不足しているものが多く、

(ウ) 建築工事等において、一括請負により施行したこととしているものの中には、実際は値引をさせたり、一部を直営により低額に施行したり、または資材を現地の時価に比べて高価に積算しているものがあるのに、設計どおり事業費を要したこととして精算額を過大に報告して補助金の交付を受けているものがあり、これら不当経理のうち一件の国庫補助金二十万円以上のものをあげると左のとおり八件国庫補助金二、三三三、九九三円である。

府県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	同上に対する 国庫補助金	不当事業費	同上に対する 国庫補助金相 当額	摘要
(三八六)	茨城県	三三二	共同集荷所	五四〇,〇〇〇 円	一七〇,〇〇〇 円	五五〇,〇〇〇 円	二七〇,〇〇〇 円	対象外
			石岡市石岡農 業協同組合					
(三八七)	同	三一	同	四六〇,〇〇〇 円	三三〇,〇〇〇 円	四八〇,〇〇〇 円	三三〇,〇〇〇 円	対象外
			石岡市村上部 落組合					
			共同集荷所一むね三〇坪を新築したこととしているが、実際は倉庫を目的とした構造となっており、現に、肥料倉庫として使用している状況で補助の対象としては認められない。					
			共同集荷所一むね二〇坪を新築したこととしているが、実際は集荷に利用した実績がほとんどなく、建物は婦人会の集会等目的の外に使用している状況で補助の対象としては認められない。なお、同建物を低額に新築することができたため事業費は三三三、五〇〇円で足りていた。					

(三八八)	同	三二	農事放送	一八九,〇〇〇 円	七四,〇〇〇 円	五九,〇〇〇 円	二四,〇〇〇 円	精算過大
			新治郡八郷町 小桜農業協同 組合					
			農事放送施設を新設したものであるが、実際は機械を低額に購入することができたなどのため事業費は一、二八〇,〇〇〇円で足りていた。					
計				二八七,〇〇〇 円	一四六,〇〇〇 円	一七七,〇〇〇 円	七六,〇〇〇 円	

(三八九)	埼玉県	三一	共同集荷所	四四二,七五 円	一〇七,〇〇〇 円	四四二,七五 円	二〇七,〇〇〇 円	対象外
			南埼玉郡白岡 町篠津第六農 事組合					
			共同集荷所一むね二〇坪を新築したこととしているが、実際は集荷に利用した実績が全くなく、建物は部落の集 会等目的の外に使用しているばかりでなく、うち四坪を補助対象外の宿直室に模様替している状況で補助の対象と しては認められない。なお、同事業は直営で施行し事業費は四〇四、一七五円で足りていた。					
(三九〇)	新潟	三二	農地交換整 備事業	二六九,六五九 円	八六,八九七 円	八四四,六六五 円	二五三,四四五 円	精算過大
			岩船郡神林村 荒川沿岸土地 改良区					
			農地二四町四反の交換整備を二、六八九、六五九円で施行したこととしているが、実際は事業費一、八四四、九七四 円で足りていた。					

(三九一)	京都府		共同作業所	八三六,二六四 円	三七四,〇〇〇 円	八三六,二六四 円	三七四,〇〇〇 円	対象外
			中郡大宮町奥 大野農業協同 組合					
			共同作業所一むね二四坪および付属機具を新設したこととしているが、実際は旧作業所を売却し更新したもので ある。					
(三九二)	山口県		共同集荷所	一、二六〇,〇〇〇 円	五四〇,〇〇〇 円	一、二六〇,〇〇〇 円	五四〇,〇〇〇 円	対象外
			萩市萩農業協 同組合					
			共同集荷所一むね六〇坪を新築したこととしているが、実際は旧集荷所を倉庫に転用した代替として新築したも のである。					

(三九三)	福岡		農地交換整 備事業	二四八,〇〇〇 円	七三,〇〇〇 円	七三〇,二七九 円	二七五,五八八 円	精算過大
			三井郡北野町 北野土地改良 区					
			農地五〇町の交換整備を二、四二八、〇〇〇円で施行したこととしているが、実際は事業費一、七二五、〇二二円で 足りていた。					
合計				一〇,四九五,二八 円	四,〇三三,八九七 円	五,六四五,二二三 円	二,三三三,九九三 円	

(二) その他の一般補助事業(利子補給補助を除く。)

(三九四) 農山漁村建設総合施設費補助を除くその他の一般補助は、農産物増産、開拓実施、畜産、蚕糸業振興等に

(三九五) 関するもので、それぞれの事業費に対しその一部を補助したりまたは定額を交付するものであるが、本院にお

いて北海道ほか二七都府県およびその都道府県内の九二市町村と各種組合等の国庫補助金一〇三、〇八八、五八

四円(うち三十一年度分六四、〇四六、四四九円)について実地を調査したところ、小団地開発整備事業、農作物

病虫害防除事業等において共同利用のものとは認められない個人所有の農機具を補助の対象としたり、事業の

実施および事後の管理が当を得ないため補助の目的を達していないものに補助金を交付していたり、また、事

業主体が補助金に自己負担金を加えて計画どおりの事業を実施したこととしていながらその一部を負担してい

ないため事業量が不足しているもの、事業を計画額より低額で実施しているにもかかわらず実績を上回る精算

報告を行なって過大な補助金の交付を受けているものが見受けられ、これら不当経理のうち一件の国庫補助金

二十万円以上のものをあげると左のとおり二件国庫補助金九二四、二五〇円である。

道名	年度	事業内容	事業主体	事業費	同上に対する 国庫補助金	不当事業費	同上に対する 国庫補助金相 当額	摘要
(三九四)	北海道	三一	防除機具	虻田郡真狩村	二六〇,〇〇〇円	六五,〇〇〇円	二六〇,〇〇〇円	対象外
								動力噴霧機一九台を共同農機具として購入したところ、実際は村で購入した事実はなく、交付を受け
								た補助金を農家が個人で購入した各種の動力噴霧機三三二台の価額に応じて配分していた。
(三九五)	同	同	同	枝幸郡歌登村	一,〇三七,〇〇〇円	三九,一五〇円	一,〇三七,〇〇〇円	対象外
								動力ミスト九台、動力ミスト撒粉兼用機一〇台計一九台を共同農機具として購入したところ、実際は
								村で購入した事実はなく、交付を受けた補助金を農家が個人で購入した各種の防除機具一九台の価額に応じて配
								分していた。

計

三六七,〇〇〇

九二四,二五〇

三六七,〇〇〇

九二四,二五〇

(三) 利子補給補助

(1) 災害融資金に対する利子補給補助

(三九六) 災害融資金に対する利子補給補助は、凍霜害、風水害、冷害等の天災により損失を受けた農林漁業者に
対し、その経営や施設の災害復旧に必要な資金を農林中央金庫、都道府県信用農業協同組合連合会、農業協同
組合等の組合系統金融機関等をして低利に貸し出させ、国および地方公共団体がこれに対して利子の一部を補
給して被害農林漁業者の生産力をすみやかに回復させ、その経営を維持安定させようとするものである。

しかして、右融資金は、その借入資格、用途、借入限度、貸出実行期限、利率、償還方法等についてはそれ
ぞれ関係法規により一定の条件を付しているものであるが、本院において北海道ほか一五県の八四組合の融資
総額三九九、二四八、九一四円、これに対する国庫利子補給済額三四、四三〇、六三三円についてその実地を調査
したところ、融資金を被害農林漁業者に貸し付けたこととして利子補給の対象としていながら、実際は農業協
同組合等で資金の全部または一部を被害農林漁業者に貸し付けずに組合の事業資金に使用したり、資金を貸
し付けるにあたり災害に関係のない組合の旧債権の回収に充てていたり、または貸付を受けた者が資金を貯金

に預け入れたまま使用していないもの、資金を融資の目的に反して使用しているものなど前年度と同様な事態が見受けられた。このように融資金の貸付または使用当を得ないため利子補給の要がなかったものが北海道ほか九県の三四組合で三八件その融資額五五、六六六、四一一円、国庫利子補給済額一、八七九、九五七円となっているが、これらのうち国庫利子補給済額が一団体当り二十万円以上のものをあげると左のとおりである。

県名	融資機関	資 金	融 資 額	同上に対する 国庫利子補給 済額	不 当 融 資 額	同上に対する 国庫利子補給 済額	摘 要
福岡県	浮羽郡吉井町福 富農業協同組合	二十八年発生風 水害経営資金	三、五〇〇、〇〇〇円		三、六六六円		
					二、四八〇、〇〇〇円		
						二、五五六円	不 使 用

右融資額のうち、二、四五〇、〇〇〇円を普通貯金、三〇、〇〇〇円を定期貯金としたまま使用していなかった。

(2) 有畜農家創設資金に対する利子補給補助

(三九七) 有畜農家創設資金に対する利子補給補助は、乳牛、役肉用牛、馬およびめん羊を新規に導入する農家に
対し、その導入に要する資金を農業協同組合をして貸し出させ、国が導入農家等に対しその貸付資金の利子の
一部を補給して農家の家畜導入を容易にしようとするものであるが、本院において北海道ほか一四府県の九四
組合融資総額一四〇、五六七、二四五円、これに対する国庫利子補給済額一六、〇一四、三七二円について検査し
たところ、融資金を農家に貸し付けて家畜を導入させたこととして利子補給の対象としていながら、実際は組
合で資金の全部もしくは一部を貸し付けていなかったり、規定の融資限度である購入価格の七割をこえて貸付
を行っていたり、利子補給金を農家に配分しないで保有していたり、または対象外の農家を含めて配分する

など利子補給金を目的どおり交付していないものが北海道ほか一〇県の三三組合で五六件その融資額四、九七
一、七九九円、国庫利子補給済額七四〇、三七七円見受けられた。

そ の 他

(三九八) 土地改良事業費負担金の徴収が不足しているもの

(部)雑収入 (款)諸収入 (項)公共事業費負担金
北海道開発局で、昭和三十一年、三十二年度における篠津地域泥炭地開発事業に対する公共事業費負担金と
して六一、六一五、五九一円(うち三十一年度分一九、〇二四、二〇四円)を北海道から徴収しているが、かんがい
排水事業の対象面積を誤ったため一一、四七〇、六〇七円(うち三十一年度分四、三五九、九三二円)が徴収不足と
なっている。

右は、前記地域の事業計画八、八四八町のかんがい排水および二、八八二町の開墾建設のうち、三十一、三十
二両年度の事業費一、二四四、〇五二、五六八円から負担金を徴収しない開墾建設事業に要する経費等を差し引
いた六一六、一五五、九〇七円に対しその百分の十相当額を徴収したものであるが、前記開墾建設事業として処
理している二、八八二町のうち一、八五六町は現在畑として耕作しているものを水田とするものであるから、こ
の分については当然かんがい排水事業として負担金徴収の対象とすべきであり、これによって計算すればかん

がい排水事業分としての負担額は七三、〇八六、一九八円(うち三十一年度分二三、三八四、一三五円)となり、差引一一、四七〇、六〇七円(うち三十一年度分四、三五九、九三二円)が徴収不足となっている。

(一) 一般会計
(特定土地改良工事特別会計)

不 当 事 項

工 事

(三九九) 代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの
(四〇二)

(一般会計) (昭和三十一年度) (組織) 農林本省 (項) 開拓事業費

(同) (組織) 農林本省 (項) 開拓事業費

(特定土地改良工事特別会計) (項) 土地改良事業費

農林省で、事業費の全額を国が負担して開墾、干拓等国营土地改良事業の一部を都道府県に実施させている代行工事については、北海道開発局および仙台農地事務局ほか六箇所での経費を支出しているものであるが、本院において、昭和三十三年中、前年に引き続き、これら代行工事施行地区七四五箇所のうち、北海道ほか一

八県につきその二一・八%に相当する一六三箇所を検査したところ、関係当局の指導監督の強化により従来見られたような不当事項は減少し、とくに工事の出来高不足については、北海道開発局および各農地事務局が現地を検査して是正の処置を講じており改善の跡が顕著であるが、なお、かんがい排水補助事業として施行すべきものを代行工事に含めているもの、僅少な既耕地に多額の経費で橋りょうの架換を施行しているもの、しゅんせつの経費を過大に積算したものなど処置適切を欠くものが次のとおり三件不当工事費約二千八十万円ある。

(三九九) 京都農地事務局名古屋建設事務所、岐阜県に施行させている川西北部地区開墾建設工事は、開田一〇

六町、開畑三〇町の造成を行うとともに、既成田四九町に対しかんがい用水を補給するため、代行工事費六八、六四四、〇〇〇円に既成田に対する用水補給分として地元負担させることとした七、一〇三、〇〇〇円を合わせ総工事費七五、七四七、〇〇〇円をもって頭首工一箇所、水路延長八、八一七メートル等を施行する計画のもとに、昭和二十九年度に着工し、三十二年まで八、七三〇、〇〇〇円(うち三十二年分四、八〇〇、〇〇〇円)で水路延長九八八メートルを施行したものであるが、前記開田予定の一〇六町のうち二六町六反は既成の畑地を水田とするものであるからかんがい排水補助事業として施行すべきものであり、この分に相当する一六、七九四、〇〇〇円(うち三十二年まででの施行分相当額二、〇〇三、〇二七円)は代行工事の対象外とすべきものである。

(四〇〇) 熊本農地事務局で、宮崎県に施行させている堂屋敷地区開墾建設工事は、総工事費四、二九二、〇〇〇円

をもつて道路延長三、八七三メートルおよび橋りよう三箇所を施行するもので、昭和三十二年度に一、九一〇、〇〇〇円をもつて架設した橋りよう三箇所のうち九〇二、五〇六円で施行した第三号橋りようは、一町二反を耕作する在来の農家一戸が利用するにすぎないものであるから代行工事の対象外とすべきものである。

(四〇一) 熊本農地事務局で、長崎県に施行させている有馬地区代行干拓建設工事のうち、昭和三十二年十二月、随意契約により予定価格と同額の一七、三〇〇、〇〇〇円をもつて株式会社水野組に請け負わせ施行した堤とう工事は、三〇〇馬力のポンプ式しゅんせつ船を使用して堤とう延長一、八六〇メートルに二一六、〇七四立米をしゅんせつ盛土するもので、盛土工はしゅんせつ一立米当りの経費を人件費および償却費等二八円七八、修理費二二円九六、修理消耗機械償却費四五円三〇計九七円〇四として一一、二九〇、六七六円を積算したものであるが、修理消耗機械償却費として見込んだ四五円三〇のうち修理消耗費四一円〇六は、農林省が修理費の算定基準として採用している一、〇〇〇馬力ポンプ式しゅんせつ船で一〇、〇〇〇立米をしゅんせつする際に要する経費を、本地区の土質に応じて三〇〇馬力のものに換算したもので、これによりしゅんせつに要する修理費は積算されているのであるから、立米当り二二円九六の修理費を重ねて計上する要はなかつたものである。いま、仮にこれにより盛土工の経費を計算するとしゅんせつ一立米当りの単価は七四円〇八となることなどにより総額八、七二五、二四八円となり、本件積算はこれに比べて諸経費を含め約三百十万円高価となっている。

64802

(食糧管理特別会計)

昭和三十二年度決算額は、歳入八千六百八十七億九百余万円、歳出八千六百八億三千二百余万円であつて、歳入超過は七十八億七千六百余万円に上つてあり、事業損益においては六十七億四千七百余万円の損失となっている。これを前年度の損失に比べると九十二億八千九百余万円の減少を示しているが、これは主として内地米の損失額が著しく減少したことによる。

また、食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和三十三年法律第二十三号)により、三十三年三月一般会計から資金として百五十億円繰入されたが、本年度の前記損失額は同法第三条の規定により右資金を減額処理した。

本特別会計において三十二年度中に取り扱つた主要食糧は、左のとおり

買 入		売 渡	
	千トン		千トン
内地米	四、二一〇	主食用米	四、七二〇
外米	四三二	加工その他用米	三二八
計	四、六四二	計	五、〇四八
内地麦	七六五	主食用麦	二、八七三
外麦	二、一六七	加工その他用麦	四三
計	二、九三二	計	二、九一六

となつていて、米穀の買入は、前年度の内地米三百九十五万余トン、外米五十五万余トンに比べて内地米は増加し、外米は減少している。このように内地米の増加したのは、三十二年産米が前年よりも豊作であつたことにより、また、外米の減少したのは主として普通外米の需要量が減退したことによりその購入を差し控えたことによるものである。

しかして、三十二年度において支出した経費は、国内食糧買入費三千五百八十九億千八百余万円、外国食糧買入費千四十三億九千五百余万円、農産物等買入費百九十四億三千七百余万円をおもなものとし、その他これら食糧の集荷、運搬、保管等に要する管理費二百五十八億七千八百余万円および事務費百億千二百余万円と食糧証券の償還等に充てるため国債整理基金特別会計に繰り入れた三千四百七億六千九百余万円等総額八千六百八億三千二百余万円となつている。

右経費の財源には、食糧売払代五千三百十億三千百余万円、農産物等売払代百五十二億千八百余万円、本特別会計の前年度繰越損失補てん、前記法律による資金等として一般会計から受け入れた三百二十二億四千余万円等総額八千六百八十七億九百九十余万円を充てている。

本院において、食糧等の買入、売渡、運送、保管、加工等の状況を食糧庁および北海道ほか三六食糧事務所に ついて実地に検査した結果、製粉工場付属倉庫を利用しなかつたため外国小麦を低額に売り渡しているもの、前年中に不経済な小出横持を実施したため三十二年度の運送単価が高価となつているものがある。

不 当 事 項

物 件

(四〇二) 製粉工場付属倉庫を利用しなかつたため外国小麦を低額に売り渡しているもの

(項)食糧売払代

群馬食糧事務所で、昭和三十二年度中、随意契約により日本製粉株式会社ほか二会社に外国小麦一〇、一九八トンを三七七、九二六、五六六円で売り渡しているが、右三会社の工場付属倉庫にはこれを収容する余力があるのに他の営業倉庫に保管のうえ売り渡したため、工場付属倉庫に保管して売り渡した場合に比べてトン当り二〇〇円総額約二百万円が低額となつている。

右は、食糧庁で、外国小麦の売渡にあたり、工場付属倉庫に保管のうえ当該会社に売り渡す場合は工場の引取経費が軽減されるため他の倉庫に保管した小麦を売り渡す場合の価格にトン当り二〇〇円を加算することと しているが、同食糧事務所では、前記小麦を神奈川食糧事務所から運送受入するに際し、前記三会社の高崎ほか三工場付属倉庫二〇むねのうち臨時指定倉庫九むねを除外した本指定倉庫一一むねだけについて、その収容力を俵包装のもので計算して坪当り四・五トンから五・四トンとしたため、本件小麦を収容する余力がないものとしてこれを付近の他の営業倉庫に搬入のうえ売り渡したものである。

しかし、本院が実地に調査したところ、右工場付属倉庫に収容される小麦はほとんど麻袋包装のものであるから、その収容力は麻袋包装のもので計算するのが妥当であり、これによると坪当り五・八トンから七・〇トンとなり、また、臨時指定倉庫は、構造等の点からみても格別外国小麦の保管に支障があるとは認められないばかりでなく、現に、相当数量の外国小麦を常時保管している状況であるからこれを除外する理由はなかつたものである。

したがって、このような計算によれば、前記工場付属倉庫の収容余力は三十二年度中常時四、九〇〇トン以上あつたものであり、かつ、本件小麦が二二回に分割して搬入されたものであるから、そのほとんどの場合に於いて本指定倉庫に容易に収容することができたものであり、また、本指定倉庫に収容することができない少量のものも臨時指定倉庫に収容すれば足りたものである。

いま、仮に本件小麦を前記工場付属倉庫に搬入のうえ売り渡したとすればその売渡価額は三七九、九六六、〇七九円となり、これに比べて本件売渡価額は約二百万円低額となっている。

役 務

(四〇三) 前年中に不経済な小出横持を実施したため三十二年度の運送単価が高価となっているもの

(項) 食糧管理費

食糧庁で、昭和三十二年度中、随意契約により日本通運株式会社にて内地米三七、八一八、三九八俵の運送を請

け負わせ、県間運送発地諸掛として一俵当り三三三円一三総額一、二五二、九二三、五二六円(うち三十三年分三五、三三〇、九五六円)を支出しているが、新潟食糧事務所における三十一年中の内地米の運送が適切でなく小出横持賃を多額に要することとなつたためこれを基礎として定められた三十二年度の前記発地諸掛のプール運送賃単価が高価となり、約千五百五十万円が不経済となっている。

本件県間運送発地諸掛単価は前年中に実施した食糧の入出庫、貨車積おろし、集配、小出横持等の運送形態、運送数量割合、三十二年度の通運事業料金を基礎として算定する取扱となつていゝもので、本件支払額もこれにより一俵当り三三三円一三と決定したものであるが、このうちに積算されている小出横持賃は倉庫からトラックまたは貨車までの間を、人肩、そり等で運搬するに要する経費で一俵当り二円四五一と算定している。しかし、その大部分を占める新潟食糧事務所について実地に調査したところ、三十一年中に小出横持した内地米五七〇、三七七俵のうち八〇、〇五五俵については、夏期に運送することは空車回送が困難であるとして、積雪期に長距離をそりで運送したため小出横持賃を著しく多額に要している。しかし、同食糧事務所管内には、ほかに積雪期の搬出に有利な倉庫が多数あつて、これら倉庫には同期間に振り替えて県外に搬出することのできるものが約三十万俵在庫していたものであり、また、前記八〇、〇五五俵を夏期に運送するとしても空車回送を要する駅について一駅一箇月一車または二車程度の増加にすぎないものであり、この程度の空車回送が困難であつたものとは認められないから同期間中は本件の運送に代えてこれら倉庫から搬出すべきで

あつたと認められる。

いま、仮に前記八〇、〇五五俵を夏期に振り替えて運送したとすれば本件単価に積算される小出横持賃は一俵当り一円九八八となり、これによつて本件発地諸掛を計算すれば一俵当り三二円七二総額一、二三七、四一七、九八三円となり、これに比べて本件は約千五百五十万円不経済となつてゐる。

(農業共済再保険特別会計)

不 当 事 項

保 險

(四〇四) 農業共済保険事業の運営が適切でないもの

(四〇九)

農業共済再保険特別会計農業勘定の昭和三十二年決算額は、歳入八十九億六千八百余万円、歳出五十七億千八百余万円で、事業損益においては二十六億八千二百余万円の利益となつてゐる。これは主として三十二年産水稻において被害が少なく再保険料収入五十四億七千七百余万円に対し再保険金の支払が十五億七千余万円にとどまつたことによるものである。しかしながら、本特別会計開設以来三十二年までの損益をみると、一

般会計および食糧管理特別会計から累計五百七十一億三千二百余万円(うち三十一年度八十一億二千二百余万円、三十二年度七十八億二千四百余万円)の共済掛金国庫負担金を繰り入れてゐるにもかかわらず、累計百七十三億千二百余万円の損失となつてゐる。このほか、一般会計から末端農業共済組合および都道府県農業共済組合連合会に対し毎年多額の農業共済事業事務費負担金を支出しており、その額は三十二年においても二十一億六千五百余万円となつてゐる。

このように多額の国費が支出されてゐる事情にかんがみ、本院においては二十九年以降事業の主体をなしている水稻、麦等の主要農作物共済に關し、掛金の徴収が適期、適切に行われてゐるか、共済金はその全額が組合員に正当に支払われているか、保険金請求に際し被害の評価および府県農業共済組合連合会への報告は事実に行われてゐるかなどについて調査を実施した。その結果は二十八年度以降毎年度の検査報告に掲記したとおりであるが、本年は、北海道を除く都府県においては近年概して水稻、麦の被害が少なかったため、従来実施した主要農作物共済については北海道の八農業共済組合を調査するにとどめ、調査の重点を従来未調査となつてゐた蚕繭共済に置くこととして三十一年度にとくに被害の多かつた群馬ほか四県の二六農業共済組合の蚕繭共済の経理につき調査を行つたところ、共済金の経理当を得ないと認められるものが、一五組合で六七、二八四、七〇四円(国庫負担推定額五千二百九十九万円)に上つており、これを不当の態様別に示すと左のとおりである。

過は五十二億二千七百餘万円、事業損益においては八十八億三千餘万円の利益となつては、これは主として立木の売却数量の増加と市況の値上り等によるものである。

しかして、立木処分および直営生産事業においては、立木で四千二百餘万石を処分し、直営により二千三百八十八萬餘石を伐採し、素材千六百二十七萬餘石、木炭二萬三千餘トン等を生産して事業費百二十七億四千餘万円、造林事業においては四萬八千餘ヘクタールの新植等を行なつて事業費六十億九千八百餘万円、林道事業においては五百三十一キロメートルの林道新設等を行なつて事業費六十五億二千四百餘万円および治山事業においては二千三百餘ヘクタールの崩壊地復旧等を行なつて事業費二十五億三千八百餘万円を支出している。

北海道における二十九年台風による被害木は約七千万石で、このうち利用可能のもの約六千万石については三十一年度までに四千八百餘万石、三十二年度において千四百餘万石を処理しおひね所期の成果を収めた。

本院において立木および林野加工品の処分等につき林野庁、旭川ほか一営林局および三六営林署について实地に検査した結果、工事が粗漏または出来高不足となつては、立木の売却にあたり処置当を得ないもの、立木を売却しその代金を宿舍建築費等に使用しているものなどがある。

不当事項

工 事

(四一〇) 工事が粗漏または出来高不足となっているもの

(四一一) (項)事業費

青森、秋田両営林局で施行した林道改良または新設工事のうち、施行が粗漏となつていたりまたは出来高が不足しているのに現場監督および検収が不十分なため設計どおり完成したものととして工事費の全額を請負人に支払つたものが左のとおり三件九二九、八五八円ある。

営林局	工 事	請 負 人	着工年月	完成年月	工 事 費	粗漏または出来高不足額
(四一〇) 青 森	赤石川林道第一工区改良	日本林業土木株式会社	三三、九	三三、九	二、六八〇、〇〇〇 円	三三二、九三五 円

林道延長三、〇〇〇メートルの改良にあたり、練積石垣五七八平米は胴込コンクリート平米当り〇・二立米総量一一五立米を施行したこととして、実際は平米当り平均〇・一六立米総量九一立米程度を施行したにすぎず、うち一二八平米は施行が厳寒期であつたのに養生が十分でなかつたためコンクリートが凍結し強度が弱くなつていて、右に對し、当局は請負人の負担において七四九、六四〇円で手直した旨報告があつた。

(四一一) 秋 田 中島台林道白雪川支線新設 日本林業土木株式会社 三三、二 四、四一八、二〇二 二七二、一三九

自動車道延長一、七二〇メートルの新設にあたり、敷砂利九七八立米は原石を破碎して敷ならしめたこととして、実際は敷砂利のうち二一〇立米は破碎しない原石をそのまま使用しているなど出来高が不足している。右に對し、当局は請負人の負担において工事費四〇九、一六〇円で手直した旨報告があつた。

(四一二) 同 屋布林道小長滝支線新設 新東和建设株式会社 三三、一 四、七八六、一六二 三三六、七八四

自動車道延長一、二四〇メートルの新設にあたり、路側練積石垣五〇七平米は胴込コンクリート平米当り〇・二立米または〇・三立米総量一一五立米を施行したこととして、実際は胴込コンクリート平米当り〇・一立米総量五〇立米程度を施行したにすぎず六四立米が不足している。右に對し、当局は請負人の負担において工事費四八六、四二六円で補強する旨報告があつた。

計 一一、八八四、三六四 九二九、八五八

物 件 (四一三)(四一四)

(四一三) 立木の売渡にあたり処置当を得ないもの

(昭和三十一年度) (款) 国有林野事業収入 (項) 業務収入

秋田営林局湯沢営林署で、昭和三十年九月から三十二年二月までの間に、随意契約により三回にわたり山形県早森某に天然すぎ等立木二九六本三四〇石(うち三十年代分一〇本二三石)をたる丸用材等として一七三、五〇〇円(うち三十年代分一一、五〇〇円)で売り渡しているが、立木の材積を過少に見積つたなどのため六七四、八五九円が低額となつてゐるばかりでなく、売渡立木以外に一六七本四八三石評価額三〇一、三六二円が早森某の使用人により不法に伐採されている。

右は、主として風害で折木をたる丸用材等として売り渡したものであるが、材積調査にあたり、樹高、直径をことさら過少に計算したり、生立木をぎ折木として生産歩留りを過少に見積るなどして、実際の材積は一、五八七石評価額八四八、三五九円であるのに三四〇石として前記評価額で売り渡したばかりでなく、国有林の管理が十分でなかつたため売渡立木以外に不法に伐採されるにいたつたものでその処置当を得ない。

(四一四) 立木を売却しその代金を宿舍建築費等に使用しているもの

前橋営林局坂下営林署で、事業運営上必要な経費に充てることとして、昭和二十八年九月ごろから三十一年十一月ごろまでの間に、十数回にわたりあかまつ等立木二、八六七石を正規の手續によらないで売却して代金一、三六三、七六一円を收受し、これを歳入に納付することなく別途に経理して三十二年八月までに職員宿舍建築費、事業旅費等に一、三〇三、一九三円を使用し、残額六〇、五六八円については用途が明らかでないものがある。

なお、右に関連して立木四三九石評価額三三二、四八五円を同営林署経営課長阿部某ほか一名によりほしいままに領得されたものがあるが、右評価額相当額は三十三年五月までに前記関係職員により歳入に納付された。

不正行為

(四一五) 職員の不正行為により国に損害を与えたもの

旭川営林局上川営林署で、昭和三十一年十一月、関係職員により立木をほしいままに領得されたものが三六石評価額二二三、八七二円(うち三十三年九月末現在補てんされた額五五、〇〇〇円)ある。

第七 通商産業省

(一) 一般会計

不 当 事 項

補 助 金 (四一六)―(四二〇)

(四一六) 中小企業輸出振興試作奨励費補助金の経理当を得ないもの

(組織)通商産業本省 (項)貿易振興費

東京通商産業局で、昭和三十三年三月、東京都を通じ、三陽工業株式会社が実施する玩具の試作に対し中小企業輸出振興試作奨励費補助金六七五、〇〇〇円を交付しているが、審査が十分でなかったため補助対象とは認められないものに対し交付したものである。

右は、同通商産業局が、三十二年九月、三陽工業株式会社の電動玩具ジェットプレーンベース―ダースの試作に必要な金型を三十二年六月から九月までの間に製作することとしてその製作費一、四三七、五〇〇円に対し前記補助金を交付するものとして採択したものであるが、実際は、同会社はすでに三十一年十一月製品四、〇〇ダースの注文を受け、三十二年三月から六月までの間に金型を製作して六月末には製品の生産を開始し、七月から九月までの間に約三千ダースがアメリカ向けに輸出されている状況である。このような事情は同通商産業局が補助対象として採択するにあたって十分に調査したならば判明したものであつて、本件は補助の対象と

すべきものではない。

(四一七) 中小企業協同組合共同施設等補助金を財源とする道府県の貸付金の運営当を得ないもの
(四二〇)

(組織)中小企業庁 (項)中小企業対策費

昭和三十一年度中、中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律第十五号)に基く貸付事業を行う道府県に於ては自己資金五二〇、〇〇〇、〇〇〇円、国庫補助金五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円および償還金二八七、二二二、五〇〇円計一、三〇七、二二二、五〇〇円を道府県の特別会計の財源として受け入れ、二、〇〇二事項一、三〇六、二二五、五〇〇円の貸付を行なっているが、本院において北海道ほか三六府県における貸付一、八六五事項一、二〇八、一四九、五〇〇円のうち六四九事項六二二、九二二、〇〇〇円について貸付の当否および貸付金の使用状況を調査したところ、計画どおりの設備を設置していなかったり、貸付の対象とならない企業者に貸し付けるなど資金の使用当を得ずひいては国庫補助金が所期の目的に反して使用されたと認められるものが岩手ほか一〇県において一一事項五、四五三、六六六円これに対する国庫補助金相当額二、六八七、一五六円ある。
いま、そのうちおもなものをあげると左のとおり四件三、七七六、〇〇〇円これに対する国庫補助金相当額一、八八八、〇〇〇円である。

(注) 岩手、神奈川、新潟、富山、長野、静岡、滋賀、広島、愛媛、福岡、長崎各県

県名	貸付先	貸付対象	事業費 (右に對する 貸付額)	不当事業費 (右に對する 貸付相当額)	同上に對する 国庫補助 金相当額	摘 要
(四一七) 長野県	株式会社田中製作所	旋盤四台	1,100,000 (400,000)円	1,100,000 (400,000)円	100,000 円	三十三年三月、補助対象施設を設置したとされているが、対象施設は設置されていない。
(四一八) 静岡県	丸富織物合資会社	ドビー装置二台 付力織機一台	3,048,000 (1,000,000)	3,048,000 (1,000,000)	500,000	
(四一九) 広島	佐藤織物株式会社	力織機四八台	5,108,000 (1,736,000)	5,108,000 (1,736,000)	868,000	
(四二〇) 長崎	長崎船舶装備株式会社	プレスプレキ	1,910,000 (400,000)	1,910,000 (400,000)	310,000	中小企業振興資金助成法第二条に規定する中小企業者ではなく、補助の対象とならないものである。
計			11,766,000 (3,766,000)	11,766,000 (3,766,000)	1,868,000	

第八 運輸省

(一) 一般会計

不当事項

補助金 (四二一) — (四二五)

(四二一) 公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの

(四二四)

(組織) 運輸本省 (項) 港湾災害復旧事業費 ほか二科目

地方公共団体等が施行した港湾工事費に対する国庫負担金または国庫補助金(以下「国庫負担金」という。)は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)等の根拠法規に基いて交付されるものであるが、本院において、昭和三十三年中、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場一、六二七箇所のうち北海道ほか三〇都府県についてその七六・八%に相当する一、二五〇箇所(事業費八、五五〇、六六八、〇一一円、国庫負担金四、五七〇、三一八、九八〇円)を実地に検査したところ、関係当局においても港湾工事の検査官制度の整備、中間検査の増加等の指導監督の強化および事業主体の自覚等により従来に比べて相当改善の跡が認められたが、なお、工事が不当と認められるものがあり、国庫負担金を除外すべきことの判明したものが宮城県ほか五都県において除外すべき額一工事十万円以上のもので九工事一、六七二、七四二円ある。

しかしして、右不当工事としては、従来の検査報告において指摘したと同様、港湾工事におけるしゅんせつ土量または被覆石およびそのならしが設計に比べて不足しているなど設計に対し工事の出来高が不足しているものが見受けられた。

これら不当事項のうち国庫負担金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると左のとおり四件九八九、一九二円である。

(注) 宮城県、東京都、新潟、愛媛、大分、鹿児島各県

県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に対する 国庫負担(補 助)金	同上のうち三 十二年まで の交付済額	国庫負担(補 助)工事費か ら除外すべき 額	同上に対する 国庫負担(補 助)金相当額
(四二一) 宮城県	塩釜港特別失業対策	宮城県	五、三七五、〇〇〇 円	三、三三五、〇〇〇 円	三、三三五、〇〇〇 円	四二一、〇〇〇 円	二四七、二〇〇 円
	塩釜港道路延長六五〇メートルの改良にあたり、練石積九一八平米は胴込コンクリート平米当り〇・三立米総量二七五立米および盛土四、〇七四立米を施行したこととして、実際は胴込コンクリート平米当り〇・二立米総量一八三立米および盛土三、八七〇立米を施行したにすぎず、工事費四二二、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。						
(四二二) 大分県	大分市大分港二十八 年災害復旧	大分県	一、一四五、〇〇〇	一、〇九〇、〇〇〇	一、〇九〇、〇〇〇	二四二、〇〇〇	三九、四三三
	港内泊地一、八六一平米にたい積した土砂三、三五〇立米をしゅんせつしたこととして、実際は二、六四四立米を施行したにすぎず、工事費二四一、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。						
(四二三) 鹿児島県	肝属郡佐多町浜尻港 二十六年災害復旧	佐多町	三、四九、〇〇〇	三、三五、〇七	三、三五、〇七	三〇五、〇〇〇	二九〇、六六五
	防波堤延長一一メートルの復旧にあたり、被覆石八〇四立米および同ならし八一〇平米を施行したこととして、実際は被覆石七二四立米および同ならし六四八平米を施行したにすぎず、工事費三〇五、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。						
(四二四) 同	薩摩郡下甕村青瀬港 三十一年災害復旧	下甕村	三、五七、五〇〇	二、三三八、五九四	二、三三八、五九四	二四〇、〇〇〇	三三、八九六
	防波堤延長八二メートルの復旧にあたり、被覆石五四七立米および同ならし四八〇平米を施行したこととして、実際は被覆石四七五立米および同ならし二八八平米を施行したにすぎず、工事費二四〇、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。						
計			五、九九六、五〇〇	五、六四三、六二二	五、六四三、六二二	五五五、〇〇〇	五二、五六一
合計			一一、五五六、五〇〇	九、九五六、六五一	九、九五六、六五一	一一九、〇〇〇	九九、一九三

(四二五) 災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

地方公共団体が施行する公共土木施設災害復旧工事の査定を了したものに対する検査は、昭和二十八年発生

災害の分から毎年これを実施してきたもので、その結果については、二十八年以降毎年度の検査報告に掲記したとおりであるが、本年においては、三十二年発生災害復旧工事について査定額の比較的多かつた岩手ほか八県を選び、三十三年四月から六月までの間に、総工事数一九九箇所その査定額四億千四百余万円のうち一七三工事三億八千七百余万円について実施した。

その結果は、被害が軽微であるのに改良工事を施行しようとしているもの、堤防の根固捨石の被災断面を過大に算定しているなど設計が過大となつていものが多くあり、これらの査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め当局に注意したところ、岩手ほか五県において左のとおり一五工事につき工事費において四百三十九万余円国庫負担相当額三百四十四万余円を減額は正する旨の回答があつた。

県 名	運輸省査定額		減額された工事費	
	工事数	金額	工事数	金額
岩手県	五	六、四七四、千円	一	一八六、千円
島根県	一九	二二、〇四三、千円	一	四四三、千円
愛媛県	二一	一七、六一八、千円	一	二九五、千円
長崎県	四〇	七六、三二二、千円	一	二七九、千円
大分県	二二	四六、五四三、千円	二	三三五、千円
鹿児島県	三五	一、二七、五〇四、千円	一	六三、千円
合計	一四二	二九七、五〇四、千円	六	一、一五八、千円

第九 郵 政 省

(郵政事業特別会計)

郵政事業特別会計は、昭和三十二年度収益総額千五百五十億八千九百九十九万九千九百九十九円(前年度千五百三十三億九千九百九十九万九千九百九十九円)に対し、損失総額千四百四十三億五千二百九十九万九千九百九十九円(前年度千四百四十二億八千九百九十九万九千九百九十九円)で、当期利益金七億二千七百九十九万九千九百九十九円(前年度十一億七千九百九十九万九千九百九十九円)を計上している。

本年度事業収入(業務外収入を除く)は千四百四十七億九千九百九十九万九千九百九十九円(前年度千四百四十七億四千九百九十九万九千九百九十九円)で、前年度に比べて九十九億六千八百九十九万九千九百九十九円の増収となっているが、これは郵便業務収入のうち切手類代、後納及別納料の増加および郵便貯金特別会計、簡易生命保険及郵便年金特別会計、日本電信電話公社等他会計からの受入増加によるものである。一方、業務費は千百三十一億三千五百九十九万九千九百九十九円(前年度千二百二十二億八千九百九十九万九千九百九十九円)で、前年度に比べて百八億五千四百九十九万九千九百九十九円増加しているが、これは人件費九十一億四千六百九十九万九千九百九十九円、物件費十七億八百九十九万九千九百九十九円であつて、人件費の増加は主として職員俸給、職員特別手当および業績賞与の増加であり、物件費の増加は主として賃金、集配運送費等の需品費の増加である。

当期利益金七億二千七百九十九万九千九百九十九円は、既往年度からの繰越欠損金二十五億千九百九十九万九千九百九十九円があるので、この欠損金の減額に充てることとしている。

本特別会計における他会計業務および各種受払事務取扱に要した経費と、その経費所要額として受け入れている他会計からの繰入額との間に過不足をきたしている事態については、三十年度以来経費所要額の適正な算定について留意を促してきたところであるが、なお、本年度においても事業別損益計算書によれば、為替貯金事業(郵政事業自体の郵便為替等の事業と他会計の郵便貯金業務および各種受払事務部門)の収支決算では二十三億二千三百九十九万九千九百九十九円収入不足で、この不足額は前年度に比べて七億四千三百九十九万九千九百九十九円増加しているがこれは主として郵便貯金特別会計からの受入不足額が前年度に比べて増大したことによるものと認められ、また、保険年金事業では簡易生命保険及郵便年金特別会計から八億二千六百九十九万九千九百九十九円の受入過剰で、これは前年度に比べて二億八千六百九十九万九千九百九十九円増大している。

(郵便貯金特別会計)

郵便貯金は、昭和三十二年度において九百八十一億九千七百九十九万九千九百九十九円の純増加をあげ、年度末現在の貯金総額は七千四百六億九千九百九十九万九千九百九十九円となっている。

本特別会計の本年度欠損金は四十億八千九百九十九万九千九百九十九円で、前年度からの繰越欠損金を加えると欠損金総額は二百八十七億九千七百九十九万九千九百九十九円に達する。

郵便貯金資金平均預託高に対する収入の割合は六・〇九%（収入利率六・〇〇%、雑収入率〇・〇九%）で資金コストは六・六八%（支払利率四・一九%、経費率二・四九%）であるから〇・五九%の逆ざやとなつてはいるが、前年度に比べて〇・三一%減少している。これは、収入の割合が前年度に比べて〇・〇六%低下しているが、他面、支払利率が前年度に比べて〇・〇三%低下していること、平均預託高の増加割合（一九・七三%）に対し事業経費の増加割合（五・四四%）が少なかったことにより経費率が前年度に比べて〇・三四%低下したことによるものと認められる。

（簡易生命保険及郵便年金特別会計）

簡易生命保険は、昭和三十二年度において新契約が保険料で十五億六千三百余万円、保険金額で二千六百七十二億七千三百余万円成立し、同年度末現在契約保険金額は一兆五千五百二十八億九千八百余万円に達している。新契約の付加率平均は二二・七%で、前年度の二二・五%に比べて〇・二%増加し、保有総契約付加率平均も二〇・六%となり、前年度の二〇・二%に比べて〇・四%上昇し、これに対し事業費率は二二・六%で、前年度の二三・五%に比べて〇・九%の減少を示し、このため付加損は二・〇%となり、前年度に比べて一・三%減少している。事業費率の減少は、事業経費（郵政事業特別会計への繰入）二百三十億九千二百余万円が前年度に比べて八・七%増加したが、一方、収入保険料千二十億六千九百余万円が前年度に比べて二二・八%増加していることによるものと認められる。

本年度歳入歳出差引過剰金は八百三十八億四百余万円であるが、保険契約準備金として編入すべき額が八百六十七億五千四百余万円あるので二十九億五千余万円の損失となっている。

（郵政事業特別会計）
（簡易生命保険及郵便年金特別会計）

不 当 事 項

不 正 行 為

（四二六） 職員の不正行為により国に損害を与えたもの
（四三六）

千葉ほか一四郵便局^(注)で、昭和二十六年十月から三十三年六月までの間に、関係職員により繰替払現金等をほしいままに領得されたものが一事項五万円以上のもので一五事項二六、九〇七、九二六円（うち三十三年九月末現在補てんされた額三、八四三、三三〇円）ある。

右は、各郵便局において、

（ア）貯金、保険担当の外務員が、郵便貯金の集金、払もどしおよび簡易生命保険保険料収納の事務等に従事

中、預入金もしくは保険料を受領しながら受入処理をしないでまたは払もどし金を領得したもの、

- (イ) 窓口事務担当の内務員が、為替、貯金等の現金受払事務に従事中、郵便貯金預入金または簡易生命保険保険料を受領しながらその全部もしくは一部について受入処理をしなかったり、または郵便貯金払もどし金受領証を偽造して現金を領得したもの、
- (ウ) 特定郵便局長または普通郵便局主事が分任繰替払等出納官吏として勤務中、郵便貯金預入金を受領しながらその全部もしくは一部について受入処理をしなかったり、または郵便貯金払もどし金受領証を偽造して現金を領得したもの、

- (エ) 普通郵便局庶務会計課長が収入印紙の出納保管事務に従事中、保管中の収入印紙を領得したものなどである。

これらの不正行為の防止については、当局においても業務考査体制を強化して不正行為の未然防止および早期発見に努めるとともに、不正行為の態様を検討することにより業務取扱手続の改善をはかるなどその対策には相当意を用いている跡は見受けられるが、なお、前記のように類似の事例が絶えない状況であり、ことに局内職員を監督する地位にある普通郵便局庶務会計課長、主事または特定郵便局長が多額の現金等を領得している事実の発生していることは遺憾である。

前記一五事項のうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり一一件二六、一八一、二五八円(うち三

十三年九月末現在補てんされた額三、七九九、六三〇円)である。

(注) 左に掲記した箇所のほか東淀川、住吉、小野田、郡山各郵便局

庁 名 不正行為をした職員 不正行為期間 不正行為金額

補てんされた額
(三三、九三〇現在)

(四二六) 千葉郵便局

出納員
事務員

田中 某
三二、一〇から
三二、五まで

五二九、八二二

一九、〇〇〇

同人が貯金課外務員として定額郵便貯金等の募集および集金事務等に従事中、定額郵便貯金預入金等の受入手続をしないでまたは定額郵便貯金証書の再交付請求書を偽造しもしくは積立郵便貯金払もどし金を預金者に交付しないで領得したものである。

(四二七) 勝鹿郵便局

事務員

青木 某
三〇、九から
三二、五まで

一、四六二、〇〇〇

一八〇、〇〇〇

同人が窓口で現金受払事務に従事中、通常郵便貯金の払もどし金受領証を偽造して領得したものである。

(四二八) 半田郵便局

郵政事務官

菅 某
二七、七ごろから
三三、六まで

老万円収入印紙九五
三枚ほか二点
額面金額一四、六二〇〇〇

老万円収入印紙二一
三枚ほか二点
額面金額三、四〇〇〇〇

同人が庶務会計課長(二十二年一月九日までは切手類会計官吏)として収入印紙の出納保管事務に従事中、自己の保管している高収入印紙を領得したものである。

(四二九) 神戸中央郵便局三宮分室

分任繰替払等出納官吏
郵政事務官(主事)

河村 某
三一、六から
三三、四まで

七二五、〇〇〇

一一、〇〇六

同人が分任繰替払等出納官吏として勤務中、定額郵便貯金預入金等の預入報告をしないでまたは少額にして領得したものである。

(四三〇) 下波郵便局

分任繰替払等出納官吏
特定郵便局長

浜田 某
三一、五から
三二、六まで

九〇四、七〇八

四五三、二〇八

同人が特定郵便局長として勤務中、通常郵便貯金預入金の預入報告をしないでもしくは少額にし、または通常郵便貯金の払もど

名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額 (三三、九、三〇現在)
		年 月	円	円

し金受領証を偽造するなどの方法により領得したものである。

(四三一)	草壁 郵便局 郵政事務官 田 某	二六、一〇から 三二、一一まで	二、二五三、六二八	三四一、二八六
-------	------------------	--------------------	-----------	---------

同人が窓口で現金受払事務に従事中、通常郵便貯金預入金等の預入報告をしないでもしくは少額にし、または通常郵便貯金の払もどし金受領証を偽造するなどの方法により領得したものである。

(四三二)	門司 郵便局 出納員 郵政事務官 中村 某	三一、七から 三二、一〇まで	一、五九一、六〇〇	〇
-------	-----------------------	-------------------	-----------	---

同人が貯金課外務員として積立郵便貯金等の集金事務に従事中、積立郵便貯金預入金の受入手続をしないで領得したものである。

(四三三)	秋田 郵便局 出納員 郵政事務官 藤 某	二八、二から 三二、七まで	五〇九、〇八一	一〇、〇〇〇
-------	----------------------	------------------	---------	--------

同人が保険課で窓口現金受払または外務員の集金取まとめ事務に従事中、窓口で受領した保険料預り金の受入報告を少額にし、または外務員から払込のあった保険料の受入手続をしないで領得したものである。

(四三四)	内郷 宮 郵便局 分任繰替払等出納官吏 特定郵便局長 荒 某	三〇、八から 三二、八まで	一、九五六、三八九	四八七、九二八
-------	--------------------------------	------------------	-----------	---------

同人が特定郵便局長として勤務中、定額郵便貯金預入金の預入報告をしないで領得したものである。

(四三五)	陸別 郵便局 出納員 郵政事務官 土屋 某	二九、六から 三二、八まで	六九一、六九〇	二九、一四五
-------	-----------------------	------------------	---------	--------

同人が窓口で現金受払事務に従事中、通常郵便貯金預入金の預入報告をしないで領得したものである。

(四三六)	網走北六条郵便局 出納員 事務員 山本 某	三〇、六から 三二、九まで	一、一九六、三四〇	一二七、〇五七
-------	-----------------------	------------------	-----------	---------

計 同人が窓口で現金受払事務に従事中、通常郵便貯金預入金の預入報告をしないで、または定額郵便貯金の払もどし請求書、証書再交付請求書等もしくは通常郵便貯金の払もどし金受領証を偽造して領得したものである。

二六、一八一、二五八 三、七九九、六三〇

第十 労働省

(一) 一般会計

昭和三十二年歳出決算額は三百四億七千二百余万円で、そのうち失業保険費負担金は八十一億九千九百万円、公共職業安定所が支給する政府職員等失業者退職手当は七億二千四百余万円、地方公共団体が実施する失業対策事業に対する補助金は百五十三億五千二百余万円であるが、三十三年中に実施した検査においては、従来と同様歳出決算額の約五〇％に上る失業対策事業に対する補助金に重点を置きその経理および事業施行の適否について実施した。

(失業対策事業費補助金について)

地方公共団体が実施した失業対策事業に対する検査の結果不当事項として指摘したものは、経理が当を得ないため国庫補助金を返納すべきものが一事業主体当たり十万円以上のもので一六事項九百余万円あり、また、計画が当を得ないため不経済となつていているものが三件あるが、このほかなお次のような点に留意を要するものと認めら

れる。
 失業対策事業における作業能率の改善については労働省においても特別指導訓練作業の実施、応能制賃金の強化、小間割作業の実施、管理監督組織の強化等の諸施策を講じているが、実地検査の結果によると、その作業能率が低く作業歩掛が一般公共事業のそれに比較して三倍以上となっているものが、北海道ほか二三事業主体で道路整備事業等に見受けられ、はなはだしいものは二二倍にも上っている。

不当事項

補助金 (四三七)―(四五二)

(四三七) 失業対策事業費補助金の経理当を得ないもの

(四四九)

(組織)労働本省 (項)失業対策事業費補助

失業対策事業に対する国庫補助金は、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)に基いて事業主体である地方公共団体に交付されるもので、公共職業安定所の紹介を経た失業者等に対し支払った賃金および事業の実施に必要な事務費の三分の二(高率補助の場合はこれをこえる。)ならびに当該年度事業に使用した資材費の二分の一を補助するものであるが、本院において三十三年中に全国一、一四五事業主体のうち約三二%に当る北海道ほか二七都府県、三三六市町村計三六四事業主体について国庫補助金の経理状況を実地に検査したところ、

る、前年度と同様補助の対象として算入してはならない経費、すなわち就労していない者に支払った賃金を補助基本額に算入していたもの、または管理監督要員が定数どおり充足されていなかったものなどがあり、これらの補助対象外経費を控除して再計算すると、一事業主体当り十万元以上の国庫補助金の返納を要するものが北海道ほか六都府県において一六事項九、九二七、六五〇円あり、そのうち一事項二十万円以上のものをあげると次表のとおり一三件九、五二一、九二七円である。

このような事態の生じたのは、労働省および都道府県主務課の指導または中央および地方の失業対策事業監察官の活動がまだ十分でないことによるものである。

都道府県	事業主体	事業年度	区分	国庫補助基本額	国庫補助金交付済額	国庫補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額	摘要
(四三七) 北海道	函館市	三二	労力費	二、七六、七五	一、五七、八〇	三三、三三〇	三三、三三〇	管理監督要員である事務補助員延八一人が充足されていなかったことによるもの
(四三八) 東京都	東京都	三一	同	八、一〇、八三	五、四六、〇五七	三、六四、〇三	二四、一六六	誤って賃金を過大に計上していたことによるもの
(四三九) 神奈川県	横浜市	三二	同	三、七三、三九	二、一八、四六	一、五五、〇三	四七、五九〇	補助の対象としてはならない民間会社に売却するための土地一三、五〇〇平米の整地費を計上していたことによるもの
(四四〇) 富山	魚津	三二	事務費	六八、八五九	四四、五七二	二四、二八七	三九三、〇八五	誤って事務費を過大に計上していたことによるもの
			計	一、五三、八二七	一、〇二、八八四	五二九、六三二	一、五七、八四	

都道府県名	事業主体	事業年度	区分	国庫補助基 本額	国庫補助金 交付済額	国庫補助基 本額から控 除すべき額	国庫補助金 交付済額中 返納を要す る額	摘 要
(四四一)	三重県	三重県	三二	五、七六、九六	三、七五、二七六	八五、二八一	五七〇、二八五	就労していない者に支払った賃金を計上していたことによるもの
(四四二)	同	上野市	同	二〇、八七、五九一	一四、三〇〇、三九四	一〇、三三、三九五	七六、五五二	同
(四四三)	同	松阪	同	二七、五八、四六八	一八、四九、二四〇	三九七、七五	二、九四、三六五	同
(四四四)	大阪府	大阪	同	一一、五六、三三六	七、四三、七五〇	四〇三、七八五	二、六九、一九〇	管理監督要員である事務補助員延九七人が充足されていなかったことによるもの
(四四五)	福岡県	福岡県	同	五五、三六、三九三	三九、七〇、五四八	三〇四、八九七	二、七三、八七七	就労していない者に支払った賃金を計上していたことによるもの
(四四六)	同	福岡市	同	二八、〇三、八三一	一五、〇八、七八二	一〇、五八、八五三	九四三、三四九	同
(四四七)	同	大牟田	同	一七、七五、八五九	一一、〇二、二五四	三、一四三、八六一	二、三三、七〇一	同
(四四八)	同	直方	同	二九、〇五、二五七	三二、五九、六一	四七三、五五九	三、八〇、八六	同
(四四九)	同	八幡	同	五三、〇八、八七六	三五、七五、四六二	四五六、一六	三〇四、〇八四	同
計				一一六、〇四、七四一	八三、〇四、〇五六	一一、七三六、四〇八	九五三、九二七	

(四五〇) 失業対策国庫補助事業の計画が当を得ないもの (四五二)

(組織)労働本省 (項)失業対策事業費補助

留萌市ほか二事業主体が国庫補助金の交付を受けて実施した失業対策事業において、事業の実施にあたり計画が当を得なかつたため不経済な結果となっているものが次のとおり三件ある。

(四五〇) 北海道留萌市が昭和三十一年、三十二年に施行した黄金岬観光海岸道路改良事業(事業費二、五五七、

二五四円、国庫補助金一、七六五、二三七円うち三十一年度分一、四八〇、〇七八円)において、道路護岸工事を事業費六六五、六六〇円(国庫補助金三九一、六五八円うち三十一年度分三一九、五〇九円)で実施しているが、工事の設計が当を得なかつたため崩壊していて事業費が不経済な結果となっている。

右は、黄金岬観光海岸道路(延長一、二二〇メートル)の改良にあたり、道路護岸延長三四〇メートルを三十二年に事業費五三五、五六一円をもつてから石積で施行したが、同年冬季の波浪によりそのうち延長三二メートルが崩壊し、三十二年に事業費一三〇、〇九九円をもつて練石積で復旧したが、根入れを三〇センチメートル程度しか施行しなかつたなどのため再び崩壊しているほか護岸上部も全延長にわたり崩壊している状況である。

しかし、工事施行箇所は道路面が満潮位(+)四〇センチメートル程度の低地であり冬季の波高は五メートルに達する海岸であるから前記のようなから石積または根入れの浅い練石積では容易に崩壊のおそれのあることを予測することができたものと認められるのに、施行効果を十分に考慮することなく安易な工法で施行したのは当を得たものと認められず、これに要した事業費六六五、六六〇円(国庫補助金三九一、六五八円)は不経済な結果となっている。

(四五二) 青森県が昭和三十一年、三十二年に事業費二〇、三二二、二三五円(国庫補助金相当額一一、〇〇一、六九九円うち三十一年度分六、三〇七、一五二円)で玉石を購入のうを砕石とする作業を実施しているが、事業計

画が適切を欠いたため約八百六十万円(国庫補助金約五百五十万円)が不経済な結果となっている。

右は、青森県青森第二土木事務所において、砂利道補修用等の敷砂利に使用するため事業費二〇、三三二、二三五円(うち三十一年度分一〇、七七九、二五六円)で玉石を購入し碎石一五、七六八立米(うち三十一年度分九、一一五立米)を製造したもので、碎石の製品価格は立米当り三十一年度一、一八二円、三十二年度一、四三四円となっている。しかし、その使用目的からみて普通の砂利を購入のうえ使用してもならぬ差支えないもので、砂利を購入するとすれば青森市における失業対策事業の砂利道補修用敷砂利購入の実例によるも立米当り三十一年度四九八円、三十二年度四九五円程度で購入することができたものであり、著しく経済的と認められる。いま、仮に地域的な条件を考慮し冬期を除くとしても、それ以外の期間に製造した碎石約一万千立米の製造に要した労力費等の事業費約八百六十万円(国庫補助金約五百五十万円)は他の事業効果の高い失業対策事業に使用することができたものと認められる。

(四五二) 高知県幡多郡大方町(旧白田川村)が昭和三十一年一月、総工事費一七、九七二、八〇〇円で着工した東磯埋立工事は、工事計画が当を得なかつたため着工後間もなく事業の遂行が困難となり、実施済の事業費九一四、二二九円(国庫補助金五三七、四〇〇円)が不経済な結果となっている。

右は、海面埋立一一、六〇八平米、防潮堤延長一七九メートルおよび道延長三九メートルの掘さくを実施する計画を立て、労働省の承認を得て着工したもので、工事を遂行するには多数の労働者および相当の技能を必要とするものであるが、計画当時、白田川村の失業対策事業就労者は一日二〇名程度であり本件事業を実施することは困難であつたと認められるのに、これらの事情を考慮することなく計画したため着工後間もなく労力を充足することができないなどの事情で実施不可能となつた結果、事業主体は計画の約5%に当る海面埋立約百二十平米、防潮堤延長約三十メートルを九一四、二二九円で施行しただけで同年六月事業を中止し、既成部分は利用価値もなく放置されていて不経済な結果となっている。

(労働者災害補償保険特別会計)

昭和三十二年の損益の状況は、保険料等利益は四百一億三千二百余万円、保険金等損失は三百七十二億七千五百余万円、差引二十八億五千七百余万円の利益となっているが、このうちには労働福祉事業団(労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第百二十六号)により三十二年七月設立)に対し保険施設財産四十三億二千二百余万円を五十二億二千二百余万円と評価して出資したことにより生じた出資益九億余万円を利益として計上しているもので、これを控除して計算すると十九億五千六百余万円となり、三十一年度の利益が六億五千七百余万円であつたのに比べて増大している。

なお、労働福祉事業団の発足に伴い、従来国から労災病院等の経営を委託されていた財団法人労災協会は三十二年六月解散し清算中であるが、その清算状況を調査したところ、労働福祉事業団の経費を同協会で支払っていた

などのため、国に引き渡すべき残余財産の額の増加するものが三百六十二万余円に上っている。

不当事項

保 険

(四五三) 保険給付の適正を欠いたもの

(項) 保険費

労働者災害補償保険事業における保険給付の適正を欠いた事例については、昭和三十年度以降の検査報告に掲記してその適正をはかるよう注意してきたところであるが、三十三年においても、主として休業補償費の給付状況につき、全国三三七労働基準監督署のうち北海道ほか二七労働基準局管下の札幌ほか二二八労働基準監督署で三十三年七月までの間に支払った五三、四三四事項についてその適否を実地に調査したところ、被災労働者が休業期間中に事業主から賃金の支払を受けていることもしくは休業日数が七日以内であることなどのため受給要件を欠いていたりまたは補償費算定の基礎となる休業日数、平均賃金額に誤りがあったものなどに対し十分な調査を行わないでそのまま給付したため保険給付の適正を欠いているものが札幌ほか二一〇労働基準監督署において四、三二〇事項五、二八〇、五九六円あり、これを労働基準局ごとに集計すると左のとおりである。

労働基準局	労働基準監督署	調査事項数	事項数	金額
北海道	札幌ほか一五	四、二三〇	四一五	八二八、一八四
	青森ほか五	一、二四〇	四九	三八、一九六
	盛岡ほか三	五二二	六〇	七三、九九〇
	仙台ほか三	三七九	一八	四五、四〇六
	秋田ほか五	一、〇七一	一一七	一六二、三九五
	福島ほか八	二、九四八	一七四	一六〇、八九九
	宇都宮ほか六	一、六一五	五三	五九、一一八
	高崎ほか七	一、五一九	一〇五	一〇三、五三二
	浦和ほか七	一、〇五〇	一〇八	九九、五三九
	中央ほか一六	五、一五九	六六五	九六五、二九一
	横浜南ほか九	二、四八九	二二八	三三六、五三二
	富山ほか三	六〇五	一一〇	一八〇、五三四
	甲府ほか三	六〇二	三九	三四、八八〇
	松本ほか八	一、七一六	八二	九一、八九五
	岐阜ほか六	三、八八五	六三	九三、七八八
	名古屋北ほか一一	三、六〇五	五八〇	六四九、五五五
	四日市ほか六	一、〇二三	一五七	一六五、九七二
	阿倍野ほか二	三二四	一五	二七、〇七六
	神戸東ほか一〇	五、五二七	一五八	九九、四三九
	鳥取ほか二	六二七	三一	一四、七〇八
	松江ほか三	六七一	五一	三七、五四八
	岡山ほか六	九八七	四四	二五、四二一

労働基準局	労働基準監督署	調査事項数	保険給付の適正を欠いたもの 事項数	金額
広島	広島ほか八	二、七五五	一三一	一一一、三三五
山口	下関ほか八	二、七九四	一〇二	七九、六六五
香川	高松ほか三	八〇二	四一	一七、七八四
高知	高知ほか三	二、七一〇	一〇一	八七、〇〇三
福岡	福岡ほか一	四、五八六	四八八	五六八、六四三
熊本	熊本ほか六	一、一四〇	一一五	一二二、二六八
計		五三、〇八二	四、三二〇	五、二八〇、五九六

是正させた事項

保 険

(四五四) 労働者災害補償保険料等の徴収不足を是正させたもの

(款) 保険収入 (項) 保険料収入
 (款) 雑収入 (項) 雑収入
 労働者災害補償保険料等の徴収不足については、毎年度の検査報告に掲記して適正な徴収の処置をとるよう注意してきたところであるが、昭和三十三年においても、北海道ほか二五労働基準局において管内の四〇七、二二三事業場のうち二・四%に当る九、六〇〇事業場について調査した結果、保険料算定の基礎となる賃金総額が事実と相違しているため保

険料および追徴金の徴収不足をきたしているものが右労働基準局のすべてに見受けられ、これを徴収決定させたものが右九、六〇〇事業場の四・五%に当る四二九事業場で一三、八〇七、九七四円あり、これを労働基準局ごとに集計すると次表のとおりである。

このような事態を生じたのは主として事業主の賃金総額の報告に事実と相違するものがあつたことによるのであるが、労働基準局においても事業主についての調査または他の関係機関との連絡を十分にする要があると認められる。

労働基準局	保 険 料	追 徴 金	計	納付義務者数
北海道	六五八、三三一	六五、八二三	七二四、一五四	二六
青森	六九、四四〇	六、九四三	七六、三八三	一一
岩手	四八九、三六五	四八、九二九	五三八、二九四	一一
宮城	一八八、八〇五	一八、八七六	二〇七、六八一	一一
秋田	九七、五五九	九、七四九	一〇七、三〇八	一三
福島	七八、三三四	七、八三〇	八六、一四四	一四
栃木	六五、二七七	六、五二五	七一、八〇二	七
群馬	一四六、六三五	一四、六五九	一六一、二九四	一一
埼玉	九一、八二四	九、一七八	一〇一、〇〇二	一一
東京	二六八、九八五	二六、八九〇	二九五、八七五	一六
神奈川	二一四、九〇一	二一、四八四	二三六、三八五	一六
富山	三八四、五二一	三八、四三八	四二二、九五九	二八
山梨	五四、〇三七	五、三九九	五九、四三六	一一
長野	一九七、四四九	一九、七三二	二一七、一八一	二二

労働基準局	徴収不足		納付義務者数
	保険料	追徴金	
岐 阜	二二七、九九二	二二、七八八	一六
愛 知	五九〇、五六一	五八、七九七	四九
三 重	三三、九〇三	三、三八九	四
兵 庫	一四八、八五〇	八、七一九	五
鳥 取	六九、七二九	六、九六五	一二
島 根	一三二、七四二	一三、二七二	三
岡 山	四三四、一七四	四三、四〇二	三〇
広 島	一〇、八九五	一、〇八八	四
山 口	六二、四二八	六、二四一	三
香 川	二一、二七〇	二、一二二	七
福 岡	七、六六三、九四五	七六六、三五九	七八
熊 本	一五六、七七一	一五、六七四	七
計	一一、五五八、七〇三	一、二四九、二七一	四二九

(失業保険特別会計)

昭和三十二年度の損益の状況は、保険料収入等利益は四百七十四億六千八百余万円、保険金等損失は三百十四億四千五百余万円、差引百六十億二千三百余万円の利益となっており、前年度の利益百二十八億八千七百余万円に比べると三十一億三千五百余万円の増加となっている。したがって、前年度からの繰越利益四百四十五億三

千七百余万円を加えた六百五億六千余万円を翌年度に繰り越している。

このような利益の増加をもたらしたのは、前年度に比べて保険金支払等で失業者の増大により保険金受給実人員が約一〇%増加したなどのため四十二億六千六百余万円(約一六%)の増加をきたしたのに対し、保険料収入等で事業所の適用促進等による被保険者百五万三千余人(約一二%)の増加、平均貸金八百余円(約五%)の上昇、資金運用部預託金の増加等のため七十四億二百余万円(約一八%)の増加をきたしたことによるものである。

なお、労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第百二十六号)により三十二年七月設立された労働福祉事業団に対し、保険施設財産十億千六百余万円を十三億七千余万円と評価して出資している。

不 当 事 項

保 険

(四五五) 保険給付の適正を欠いたもの

(項) 保険金

失業保険事業における保険給付の適正を欠いた事例については、昭和二十九年度以降の検査報告に掲記してその適正をはかるよう注意してきたところであるが、三十三年においても、約五十万人に達している一般失業保険の保険金受給者に対する給付の状況につき、全国六七四箇所の公共職業安定所等のうち比較的失業保険金

受給者の多い札幌公共職業安定所ほか一二七箇所、再就職した者二六、七二二人についてその適否を实地に調査したところ、公共職業安定所等において、事業所から提出される被保険者資格取得届を活用するなどの方法により、再就職したのにその届出を怠った者に対し失業保険金を支給することがないようその防止の万全に努めてはいるが、なおその調査が十分でないため三十三年七月までの間に給付された保険給付のうち適正を欠いているものが札幌公共職業安定所ほか一〇〇箇所において六一七人九、四九二、七三五円ある。

右保険給付の適正を欠いたものを都道府県ごとに集計すると左のとおりである。

都道府県名	公共職業安定所 (出張所を含む)		受給者調査人員		保険給付の適正を欠いたもの	
	人	金	人	金	人	金
北海道	札幌ほか八箇所	一、一三三	二八	三二一、九〇五		
埼玉県	浦和ほか七箇所	一、〇〇一	二八	三五三、二五五		
東京都	飯田橋ほか一五箇所	二、〇〇七	二二八	一、九〇二、三五五		
神奈川県	横浜ほか一〇箇所	二、三九三	七六	一、四八九、七八〇		
愛知県	名古屋ほか一一箇所	五一一	三三	一八五、二四〇		
京都府	京都西陣ほか三箇所	二一〇	一四	二〇三、八二〇		
大阪府	大阪城東ほか一五箇所	四、八〇六	二〇一	三、七七三、一八〇		
兵庫県	神戸ほか九箇所	二、二二四	五二	五六〇、六四〇		
福岡県	福岡ほか一四箇所	八一五	五八	七〇二、五六〇		
計		二五、〇九六	六一七	九、四九二、七三五		

是正させた事項

保 険

(四五六) 失業保険保険料等の徴収不足を是正させたもの

(款) 保険収入 (項) 保険料収入
(款) 雑収入 (項) 雑収入

失業保険保険料等の徴収不足については、毎年度の検査報告に掲記して適正な徴収の処置をとるよう注意してきたところであるが、昭和三十三年においても、北海道ほか二七都府県において管内の二二二、九九八事業所のうち二・九%に当る六、〇七七事業所について調査した結果、保険料算定の基礎となる賃金総額が事実と相違しているため保険料および追徴金の徴収不足をきたしているものが右都道府県のすべてに見受けられ、これを徴収決定させたものが右六、〇七七事業所の一四・三%に当る八六六事業所で二〇、六一三、七七八円あり、これを都道府県ごとに集計すると次表のとおりである。

このような事態を生じたのは主として事業主の賃金総額の申告に事実と相違するものがあつたことによるのであるが、都道府県の当事者においても事業主についての調査または他の関係機関との連絡を十分にすると認められる。

都道府県名	徴収		納付義務者数
	保 險 料	追 徴 金	
北海道	二、八六三、三三一	三五四、五〇〇	三九
青森県	五九〇、七七六	五一、一〇〇	四五
岩手県	八六、〇二七	七、〇〇〇	一〇
宮城県	五二二、一七二	四五、四〇〇	二七
秋田県	九八三、九五一	八三、五〇〇	三四
福島県	二一一、〇九五	二一、五〇〇	一〇
群馬県	二七七、一六一	一六、六〇〇	三六
埼玉県	三九七、六八七	三五、四〇〇	三一
東京都	一五、八二八	六〇〇	三
神奈川県	一、七九三、九六二	一八四、二〇〇	三二
静岡県	九一八、六六九	一四二、九五〇	二九
富山県	二三八、七三九	一八、九〇〇	二五
山梨県	三六九、四七六	二八、五〇〇	三八
長野県	六一六、二六六	五〇、四〇〇	三六
岐阜県	五〇五、九九一	四四、二〇〇	六〇
愛知県	六二二、八七三	四六、九〇〇	五六
三重県	一〇〇、九〇八	六、三〇〇	一六
大分県	九三一、一一〇	八一、五〇〇	二九
兵庫県	二八〇、二五三	二二、〇〇〇	一六
鳥取県	一九八、三七四	八、二〇〇	四九
島根県	三四、七九八	二、〇〇〇	八
岡山県	七二六、二二四	五七、六〇〇	五二

第十一 建設省

(一) 一般会計

不当事項

補助金 (四五七) (四七六)

都道府県名	保 險 料	追 徴 金	納付義務者数
広島県	一三六、〇二〇	九、三〇〇	一三
山口県	六九、三〇四	五、一〇〇	八
香川県	三〇九、一五一	四一、四〇〇	四四
高知県	五三二、二一八	四二、五〇〇	四二
福岡県	四、三七八、七〇一	四五七、七〇〇	六九
熊本県	三八、七七三	八、七〇〇	九
計	一八、七三九、八二八	一、八七三、九五〇	八六六

(四五七) 公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの
(四七六)

(組織) 建設本省 (項) 河川等災害復旧事業費 (ほか九科目)

地方公共団体が施行した公共土木施設の建設、改良および災害復旧等の工事に対する国庫負担金または国庫補助金(以下「国庫負担金」という。)は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)、公共土木施設災害復旧事業費国庫

負担法(昭和二十六年法律第九十七号)等の根拠法規に基いて交付されるものであり、昭和三十二年度において支出したその合計額は八百四十六億六千四百余万円で建設省所管支出済歳出額千三百六十六億九千四百余万円の六一・九%に当たっている。しかして、右に対する検査については従来災害復旧事業に重点を置いて実施してきたところであるが、三十三年においては、これとともに道路事業、都市計画事業等一般公共事業についても留意し、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場四五、一九五箇所のうち北海道ほか三四都府県につきその一三・八%に相当する六、二五一箇所(事業費三七、三六二、二五六、八四三円、国庫負担金二二、三七四、三七五、六六六円)を实地に検査したところ、災害復旧事業については、工事のしゅん功検査を嚴重に励行するなど関係当局の指導監督の強化および事業主体の自覚等により従来に比べて相当改善の跡が認められ不当事項として指摘したものは前年よりさらに減少したが、なお、護岸等の石垣工事における胴込、裏込コンクリートが設計に対し不足していて工事が出来高不足となっているものなどがあり、また、災害復旧事業以外の工事については右と同様、設計に対し工事の出来高が不足しているもの、切土において玉石交りの粘土を転石交り軟岩とするなど設計が過大と認められるもの、または工事の残材についての精算処理が適当でないものなどがあり、災害復旧事業以外の一般公共事業についても工事の施行および経理処置についてさらに適正を期する必要がある。しかして、^(注)国庫負担金を除外すべきことの判明したもので除外すべき額一工事十万円以上のものが青森県ほか一九都府県において二八工事一〇、五九七、〇七〇円あり、右のうち国庫負担金を除外すべき額

一 工事二十万円以上のものをあげると左のとおり一八件九、〇〇一、六〇八円である。

(注) 左に掲記した都府県のほか青森、福井、島根、鹿児島各県

県名	工事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担(補助)金	同上のうち三 十二年まで の交付済額	国庫負担(補助)工事費か ら除外すべき 額	同上に対する 国庫負担(補助)金相当額 のうち三十三年 度以降交付す べき額
(四五七) 岩手県	一 関市市道須川線道路改良(企業合理化促進)	一 関市	二七〇六、九三三 円	一、八四六、六六六 円	一、八四六、六六六 円	一、八四六、六六六 円	一、〇七三、六三三 円
(四五八) 秋田	由利郡松ヶ崎村衣川 二十六年災害復旧(旧松ヶ崎村)	本荘市	五〇〇,〇〇〇	三三三,五〇〇	三三三,五〇〇	三三三,五〇〇	三三三,五〇〇

道路延長二、〇二二メートルの改修にあたり、切取土二二、三二四立米のうち一〇、八三〇立米を転石交り軟岩として一、二二七、一〇〇円(国庫補助対象額一〇、〇二七、一〇〇円)で請け負わせ、三十二年度で四、〇九二、五七二円(国庫補助対象額二、七〇六、九四三円)相当の工事を施行したこととして、現地の土質は右設計と著しく異なり設計に比べて軟質のものが多く認められたので当局に注意して精査させたところ、切取土は一七、四七七立米と増加するがうち一〇、二六六立米は玉石交り粘土となるなどのため工事費は八、八九六、五九四円で足り、三、二三〇、五〇六円相当額(国庫補助対象額二、六七一、〇九二円)のうち三十二年度分一、五七一、四四九円が設計過大となっている。なお、同市は三十三年三月までに四、〇九二、五七二円相当の工事を施行したとして、三十三年五月会計実地検査当時において硬土、粘土の切取一、一三九立米等一八六、〇〇〇円相当の工事を施行したにすぎず、また、このような出来高に対し工事請負人に一、四五〇、〇〇〇円を支払い、かつ、帳簿上の支払を三、二七四、〇〇〇円とし、八二四、〇〇〇円を別途預金として保有していた。

護岸延長三〇メートルを練積石垣二五六平米で復旧したこととしているが、実際はうち一八メートルは査定外の箇所を施行しており、また、国庫負担対象の一三メートルについては石垣の根入れが著しく不足しているばかりでなく土台木も施行していないなどのためすでに崩壊して災害復旧の目的を達していない。

県名 工事 事業主体 工事費

同上に対する
国庫負担(補助)
金

同上のうち三
十二年度まで
の交付済額

国庫負担(補助)
工事費から
除外すべき
額

同上に対する
国庫負担(補助)
金相当額

うち三十三
年度以降交付す
べき額を
要する額

(四五九) 茨城県

真壁郡真壁町国道石
岡下館線道路改良

茨城県

六三、四六五

四、四三〇

四、四三〇

三〇、四〇〇

二〇、二六六

道路延長七四〇メートルの改修にあたり、練石垣一、四八七平米は胴込コンクリート平米当り〇・二立米総量二九七
立米を、また、コンクリート側溝八九六メートルは底厚二センチメートルでコンクリート総量二五二立米を施行し
たこととしているが、実際は胴込コンクリートは平米当り〇・一五立米総量二二三立米を、また、側溝の底厚は三分
の二程度で総量二九立米を施行したにすぎず、工事費三〇四、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。

(四六〇) 東京都

西多摩郡檜原村小沢
ほか三団地公営住宅
建設

檜原村

五三、六〇〇

二六、八〇〇

二六、八〇〇

五七、二七五

二九、六三〇

公営住宅一五戸を工事費五、二一六、〇〇〇円で建設したことにしているが、実際は四、六二八、七二五円で施行して
おり、事業主体はその負担したとして二、六〇八、〇〇〇円のうち五八七、二七五円を負担していない。

(四六一) 神奈川県

横浜市長道横浜鎌倉
線吉田橋架換

横浜市

三六、四〇〇

三五、七〇〇

三五、七〇〇

一、三七五〇〇

七六、三三三

橋りょう架換工事費の精算にあたり、その工事費三八、六四〇、〇〇〇円を国庫補助基本額としているが、工事施行
に伴い発生した鉄筋七六トンを売却した収入金一、一三七、五〇〇円は右基本額から控除すべきである。

(四六二) 新潟県

東蒲原郡上川村常浪
川災害関連

新潟県

二〇、五〇〇

二、九五三

二、九五三

一、四九九

九五、二一五

護岸延長一、一〇七メートルの復旧にあたり、練石張四、六六一平米は平米当り胴、裏込コンクリートおよび裏込ぐ
り石をそれぞれ〇・三立米総量一、三九八立米ずつ施行したことにしているが、実際は胴、裏込コンクリートはその
三分の二程度を、また、二、六三四平米については裏込ぐり石を二分の一程度施行したにすぎないなどのため工事費
一、四八九、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。

(四六三) 富山県

東礪波郡平村村道小
谷川線二十八年災害
復旧

平村

二〇、二六五

一、八四七

一、八四七

四三、〇〇〇

三九、九九三

道路延長三八メートルの復旧にあたり、路側コンクリート擁壁は高さ九・五メートルまたは一〇メートルで総量四
一四立米を施行したことにしているが、実際は高さ八・一メートルまたは八・九メートル総量三二九立米を施行し
たにすぎず、工事費四二四、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。

(四六四) 山梨県

北巨摩郡武川村大武
川二十八年災害復旧

山梨県

二二、七〇〇

一、三二四

一、三二四

二九、〇〇〇

二八、〇〇〇

護岸延長六〇メートルの復旧にあたり、練石張三四五平米は控四五センチメートルの築石を使用し、胴込コンク
リート平米当り〇・二三立米総量七九立米を施行したことにしているが、実際は築石は控三五センチメートル程度
のものを使用し、胴込コンクリートは〇・一二立米総量四一立米を施行したにすぎないなどのため工事費二九八、〇
〇〇円相当額が出来高不足となっている。

(四六五) 愛知県

知多郡上野町二級国
道名古屋半田豊橋線
ほか一〇舗装新設お
よび舗装補修

愛知県

九二、四四三

四九、三三八

四九、三三八

一、六八〇

八三、九三三

道路舗装の新設および補修工事費の精算にあたり、その工事費九〇、二四四、一二三円を国庫補助基本額として
いるが、工事施行に伴い発生したアスファルトあきかん五、一七二個を売却した収入金一、六八八、〇〇七円は右基本額か
ら控除すべきである。

(四六六) 同

名古屋都市復興事
業上水道配水管移設

名古屋市

二四、四九七

一三、四九七

一三、四九七

一、七三三

八六、七三六

土地区画整理のため施行した上水道配水管移設工事費の精算にあたり、その工事費二四、四九八、九七四円を国庫負
担基本額としているが、工事施行により撤去した再使用不能の鑄鉄管はか二点のうち売却した二七トンの収入金二、
二八〇、〇五六円および保有している二四トンの評価額五、一三、四一七円の合計額一、七九三、四七三円は右基本額か
ら控除すべきである。

計

(四六七) 三重県

桑名市都市計画街路
桑名西方線築造

桑名市

三、九四四

二、二九六

二、二九六

五三、〇〇〇

三三、〇六六

第二章 第五節 第十一 建設省 (四六三—四六七)

第二章 第五節 第十一 建設省 (四六八―四七〇)

一五〇

県名 工 事

事業主体 工事費

同上に対する
国庫負担(補助)
金 十二年度まで
の交付済額

同上に対する
国庫負担(補助)
金 工事費から
除外すべき
額 うち三十三年度
以降交付予定
額中減額を
要する額

街路延長四一〇メートルの築造にあたり、切土六、一八二立米、盛土二、四八一立米は人力で施行したこととして工事費を三、一九四、四一〇円と精算しているが、実際は市単独の宅地造成工事と合併して機械で施行したものであって、これにより計算すれば国庫補助対象額は二、六六八、四一〇円で足りたものである。

(四六八) 広島県

佐伯郡友和村神宮川
二十六年災害復旧 (旧友和村)

一、八三九、七〇〇

一、七九〇、八二九

一、三三四、一〇二

三〇六、〇〇〇

二九六、二〇八
(二九六、二〇八)

護岸延長一四五メートルの復旧にあたり、練積石垣六一九平米のうち下部四四五平米は裏込コンクリート平米当り

〇・一立米総量四四立米を施行したこととしているが、実際はこれを全く施行していないなどのため工事費三〇六、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。

(四六九) 徳島県

徳島市都市計画街路
轅町ほか五地区側溝
新設

徳島県

一、六五五、七三三

八二二、三三六

八二二、三三六

四三三、〇〇〇

三二一、五〇〇

側溝延長三、八九一メートルの新設にあたり、轅町ほか三地区のL型側溝一、三六七メートルは底厚一〇センチメートル、コンクリート総量八二立米を施行したこととしているが、実際はコンクリートが粗悪で底厚も五センチメートルから七センチメートル程度総量五五立米を施行したにすぎないため随所にき裂を生じ一部はすでに破損している。

(四七〇) 高知県

土佐郡大川村道朝
谷線道路改良(企業
合理化促進)

大川村

二、五五一、九五五

八三六、七三六

八三六、七三六

一、四三三、〇〇〇

九四七、三三三

道路延長二、二八八メートルの改修にあたり、路側および山留練積石垣は五、四〇一平米を胴込コンクリート平米当り〇・一立米総量五四〇立米で施行したこととしているが、実際はうち一、九九七平米は胴込コンクリートが著しく粗

悪で、積同様の状態であり、三、一一八平米の胴込コンクリートは三分の二程度で総量二一八立米を施行したにすぎないなどのため工事費一、四二一、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。

(四七一) 福岡県

早良郡早良町県道福
岡佐賀線道路改良

福岡県

一、三三三、〇〇〇

八八八、三三三

八八八、三三三

三三三、〇〇〇

三三三、〇〇〇

道路延長四五八メートルの改修にあたり、硬岩切取六、二二六立米を施行したこととしているが、実際は五、八六一立米を施行したにすぎず、工事費三二五、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。

(四七二) 同

八幡市平野川二十八
年災害復旧

八幡市

二、三三三、四〇〇

一、八五七、二二〇

一、八五七、二二〇

四四四、〇〇〇

三三九、三〇〇

護岸延長三三二メートルの復旧にあたり、練積石垣四八二平米は平米当り胴、裏込コンクリート〇・二立米または〇・二六立米総量一〇七立米、裏込ぐり石〇・三立米または〇・三五立米総量一四八立米を施行したこととしているが、実際は胴、裏込コンクリートはその三分の一程度、裏込ぐり石は半量程度を施行したにすぎないなどのため工事費四七四、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。

計

一、五六五、四〇〇

一、〇七四、四三三

一、〇七四、四三三

六九〇、〇〇〇

五九二、二〇〇

(四七三) 熊本県

飽託郡河内芳野村小
責川三十二年災害復
旧

河内芳野村

六、五五六、〇〇〇

五、一〇〇、五五六

五、一〇〇、五五六

二六〇、〇〇〇

二二七、八〇〇

護岸延長三三八メートルの復旧にあたり、練積石垣一、一八〇平米は裏込コンクリート平米当り〇・三立米総量三五四立米を施行したこととしているが、実際はうち四五九平米は半量程度で総量二九五立米を施行したにすぎず、工事費二八〇、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。

(四七四) 大分県

津久見市都市計画街
路松崎中ノ内線築造

津久見市

一、九一六、三〇〇

一、二七七、五三三

一、二七七、五三三

六二七、〇〇〇

四二一、三三三

街路延長六〇メートルの築造にあたり、練積石垣四八〇平米は平米当り胴込コンクリート〇・一二立米総量五七立米、裏込ぐり石〇・六立米総量二八八立米を施行したこととしているが、実際は胴込コンクリートは半量程度、裏込

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担(補 助)金	同上のうち三 十二年まで の交付済額	国庫負担(補 助)工事費か ら除外すべき 額	同上に対する 国庫負担(補 助)金相当額 のうち三十三年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
鹿 児 島	シ	シ	七四一	四九四、五五九	二六九	二〇一	二〇一
宮 崎	シ	シ	五九五	五三三、二七〇	三三七	一〇〇	一三三
熊 本	シ	シ	一、〇〇〇	一、三六三、三四	六九四	一〇〇	一、三三三
長 崎	シ	シ	一、六九八	三、四〇二、八二五	一、〇三七	一〇〇	一、六六八
愛 知	シ	シ	一、〇九二	六、九四、二五〇	二、九三三	七	一、六四三
岐 阜	シ	シ	一、〇九九	一、〇六八、八九一	三三八	三	一、〇六八
長 野	シ	シ	一、一三三	一、〇九五、五二〇	四〇三	六	一、〇九二
合 計	六八九六	八五五、六二九	三、四六九	五、三三、一八七	一、九四八	一八	三、四〇七

ぐり石は〇・四五立米総量二一六立米を施行したにすぎないなど工事の施行が粗漏でその一部はすでに崩壊して
る。

合計 三、五七六、八九九 一、四三、八四、七三六 一、四三、四三、八〇九 一、四、一五、七〇四 九〇、一〇、六八
(二九六、二〇〇)

(四七五) 災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

地方公共団体が施行する公共土木施設災害復旧工事の査定を了したものに對する検査は、昭和二十八年発生災害の分から毎年これを実施してきたもので、その結果については、二十八年以降毎年度の検査報告に掲記したとおりであるが、三十三年においては、三十二年発生災害復旧工事について査定額の比較的多かつた長野ほか六県を選び、三十三年二月から四月までの間に、総工事数六、八九六箇所その査定額八十五億五千五百六十余万円のうち三、四六九工事五十三億二千五百十万余万円について実施した。

その結果は、長崎、熊本両県が局地的に大災害を受けたこともあつて査定時において建設省および農林省相互間の連絡調整が十分に行われなかつたため同一箇所の工事を建設省と農林省の双方で査定しているものなどが多数見受けられたほか、既存の施設が被災していないのにこれを含めて復旧することとしているなど改良工事を施行しようとしているもの、または工事用材料の運搬距離を過大に見込んでいるなど設計が過大となつて
いるものがあり、これらの査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め当局に注意したところ、長野
ほか六県において左のとおり九二工事につき工事費において三千百四十万余円(うち実施の際設計変更予定の
もの一〇工事四百四十万余円)国庫負担金相当額二千四百四十万余円を減額は正する旨の回答があつた。

県 別	名 称	建設省査定額		同上のうち本院 において実地検 査したもの		減 額 さ れ た 工 事 費		計
		工事数	金額	工事数	金額	二重査定 金額	改良工事その他 金額	
長 野	シ	一、一三三	一、〇九五、五二〇	四〇三	五九四、三四七	二	三〇〇	一、一三三
岐 阜	シ	一、〇九九	一、〇六八、八九一	三三八	五〇七、五九九	三	四三	一、〇九九
愛 知	シ	一、〇九二	六、九四、二五〇	二九三	四九三、四八五	二	七	一、〇九二
長 崎	シ	一、六九八	三、四〇二、八二五	一、〇三七	二、三三三、九〇三	一九	一七〇	一、六九八
熊 本	シ	一、〇〇〇	一、三六三、三四	六九四	八二〇、三九七	九	二	一、〇〇〇
宮 崎	シ	五九五	五三三、二七〇	三三七	三四三、七三二	三	四	五九五
鹿 児 島	シ	七四一	四九四、五五九	二六九	二二二、七二六	三	三	七四一
合 計	六八九六	八五五、六二九	三、四六九	五、三三、一八七	三三	一八	三九	六八九六

なお、右のほか査定の時と状況が変化したりまたは査定と関係なく別途に工事を施行済のため災害復旧工事
として施行する要がないと判明したものを注意して減額は正させたものが、二一工事につき工事費において八

百七十余万円国庫負担金相当額六百九十余万円ある。

(四七六) 防衛支出金による道路改良補助工事の計画が当を得ないもの

(組織)建設本省 (項)防衛支出金

兵庫県城崎郡香住町が、昭和三十二年度に全額国庫補助により施行した町道余部御崎線改良工事は、事業費一八、一〇八、〇〇〇円で延長二、五七八メートルを完成したものであるが、計画が当を得ないため不経済工事となつてゐる。

右工事は、香住町が、同町御崎地区に設置される予定の駐留軍関係伊笹岬通信施設の建設資材等を搬入するため同町余部港に至る町道を改良するもので、全延長三、〇一一メートルのうち三十二年度に二、五七八メートルを施行したものである。

しかし、本件通信施設の建設にあつて、必要な資材の搬入路については駐留軍から文書による要求はなく、駐留軍は本件基地に近い御崎港から資材を揚陸し搬入することとしていたものであるが、本件の折衝に當つていた調達庁は、同港は資材の揚陸に適しないとして基地から約五キロメートル隔てた余部港を利用するよう駐留軍に説明し、この間の町道は日本政府において改良することとして同意を得、建設省が本件改良工事を施行したものである。しかし、余部港はさきに駐留軍が揚陸地点と定めた御崎港と同様の小漁港にすぎず、着岸設備も不備で御崎港に比べてとくに資材の揚陸に適しているものとは認められず、一方、御崎港は資

材の揚陸には全く不適當であるとしてゐるが、基地付近に設置されている御崎燈台(昭和二十六年設置)の建設資材は、すべて御崎港から揚陸されている事実もあり、駐留軍も実地踏査の結果資材は御崎港に揚陸して基地まで分解運搬する計画を立てていたのであるから、とくに余部港を揚陸地と選定し改良工事費を負担してまで二千余メートルに及ぶ搬入路を建設する要はなかつたものである。

当局は、余部港の利用は過渡的なもので、将来は陸路による輸送が当然予想されるところであり、本件搬入路をさらに県道鳥取、浜坂、香住線に取り付けることによりこの場合にも対処することができるものとしてゐるが、前記県道は車の通行は不可能で、これを改修しなければ基地まで陸路輸送することはできず、建設省の計算によつても応急の改修に千数百万円を要し、既定の道路改良計画にも含まれていないから直ちに実現するものとは思われず、また、本件搬入路の一般道路としての公共性についてみても、本件道路を利用する者は御崎部落の少数の住民に限られていて、これとても従来どおり旧道を利用すれば足り、とくに本道の完成を急ぐ理由に乏しいものである。

要するに本件は、実情を十分に調査することなく計画を立てて施行したため不経済な工事を施行した結果となつたものである。

所管	報告受理	処			計
		有責任	無責任	その他	
大蔵省	六〇件 (五五)	五五件 (五七四)	二元 (二六)	三〇件 (五九三)	五五件 (一三〇七)
文部省	六件 (四六)	一件 (一四四)	〇件 (〇)	一件 (七四)	五件 (一三三)
厚生省	二件 (二)	〇件 (〇)	一件 (一〇八)	一件 (四八七)	二件 (二三九)
農林省	三件 (五)	一件 (七〇)	五件 (五九七)	三件 (四八七)	二件 (四八七)
運輸省	二件 (二)	〇件 (〇)	一件 (七〇)	一件 (四七六)	二件 (一七六)
郵政省	一九九件 (一五四)	三三件 (二九六)	三件 (五八)	三件 (二〇八)	二四件 (四二七五)
労働省	三件 (三)	一件 (八四)	〇件 (〇)	一件 (八四)	四件 (一三九〇)
建設省	二件 (二)	〇件 (〇)	〇件 (〇)	一件 (八四)	二件 (八四)
計	三三〇件 (二六〇)	三三三件 (三二九)	五三三件 (二八三)	四七六件 (三九〇)	一、五五〇件 (七五九九)

備考 1 ()内の数字は現金にかかるとを示す。

2 「その他」の欄の四、七三八件四六、一一二千元は、日本国との平和条約の効力発生に伴う予算執行職員等の弁償責任の減免に関する政令(昭和二十七年政令第三百三十一号)の施行により弁償責任に基く債務の免除されるものに該当するため検定の手続をとるにいたらなかったもの三件二、二八二千元、出納職員が現金または物品を亡失し損じたことよって生じた損害の全額が弁償済となっていて検定する実益がないなどのため別途処理したもの四、七三五件四三、八二九千元である。

前表の有責任と検定した三三三件は、いずれも現金の亡失に対するもので、その内訳は、出納職員の犯罪行為によ

るもの二二件二四、五九八、五五八円、出納職員が善良な管理者の注意を怠ったことによるもの一一件九、六九七、六六六円である。

現金については、郵政省における繰替払現金について部内職員の犯罪行為によるものが目立つ状況である。

物品については、有責任と検定したものはないが、総理府防衛庁における兵器、被服等供用物品の亡失し損件数が依然として著しく多く、その原因のおもなものは盗難および紛失である。

第二 物品管理職員に対する検定

昭和三十三年十二月から三十三年十一月までの間に、物品管理職員が物品を亡失しまたは損傷した事実について所管庁から報告を受け受理し処理を要するものは繰越分を含め一〇、六〇七件五八二、八六一、七三九円で、これに対し弁償責任の有無の検定等の処理をしたものは五五九件三七二、一九二、八八四円で、その所管別内訳は左のとおりである。

なお、処理未済件数は一〇、〇四八件二二〇、六六九、八五五円でその大部分は所管庁との間に照会中の案件である。

所管	報告受理		有責任		無責任		その他		計
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	
裁判所	1	67							1
総務府	933	82,636			1	1	35	477	36
法務省	14	2,337							1
外務省	1	596			1	596			1
大蔵省	25	9,725			6	3	17	4,538	3
文部省	44	48,871			1	6			1
厚生省	14	24,343			7	69,847	10	868	10
農林省	32	346,389			1	2	205	269,653	282
通商産業省	2	69			1	2	1	67	2
運輸省	55	10,693			2	5,479	34	2,677	47
郵政省	67	37,967			3	343	7	10	20
労働省	9	1,696			1	9	7	1,696	9
建設省	136	16,926			5	183	118	15,733	133
計	1,067	582,863			17	76,482	436	295,710	559

備考 「その他」の欄の四三六件二九五、七一〇千円は、物品管理職員が物品を亡失または損傷したことによって生じた損害の全額が弁償済となっていて検定する実益がないなどのため別途処理したものである。

前表に掲げたものは、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)施行後において物品を亡失または損傷したものであるが、同法施行前と同様、依然としてその件数が多く、とくに総理府防衛庁における兵器、被服等供用物品の亡失損傷件数が著しく多い状況で、その原因のおもなものは盗難および紛失である。

第三 予算執行職員等に対する検定

予算執行職員が法令に準拠せずまたは予算で定めるところに従わないで支出等の行為をしたと認められるもので、昭和三十三年十二月から三十三年十一月までの間に、弁償責任があるとして検定したものは次のとおり一件である。

大津地方法務局で、同法務局支出負担行為担当官、支出官法務事務官笠井某、同山本某、予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)第二条第一項第八号の規定による支出官の補助者法務事務官荒居某が、昭和二十九年五月一日から三十一年一月十九日までの間に、国が債務を負担した事実がないのに物品の購入代金、工事の請負代金等の名義で架空にまたは国が実際に債務を負担した金額に付増して支出するなどしてねん出した資金八七九、八八六円を別途に経理し、うち八三七、四七八円を予算外に債務を負担した諸会議費、接待費、職員厚生経費等に使用した件

右は、同支出負担行為担当官らが、国が債務を負担した事実がないものについてまたは国が負担した債務をこえて支出負担行為を行い、支出を決定し、または債権者のために振り出されるものでないことを知りながら小切手になつ印するなど法令または予算に違反した行為をしたことによるものであるが、うちその事実が予算執行職員等の責任に関する法律第四条第一項ただし書きの規定に該当するものおよび国の経費として認容することができ、るもの使用されたもの計七八九、九五九円を除き、残余の四七、五一九円について予算執行職員等の責任に関する

る法律第三条第二項の規定に該当すると認められたものである。

第七節 審査事項

国の会計事務を処理する職員の会計経理の取扱に関し、利害関係人から審査の要求があり、昭和三十二年十二月から三十三年十一月までの間に、本院においてその決定をしたものは次のとおり一件である。

城南化工材株式会社(旧城南化工機株式会社)は、元東京第一陸軍造兵廠十条工場所属の賠償指定機械のうちターレット旋盤等五個の使用について、関東財務局長から昭和二十五年十一月一日から二十六年十月三十一日までの間の普通財産一時使用認可を受け、その間の使用料は二十九年十二月八日これを納付したが、同会社は、右期間経過後も本件機械を返還することなく使用料相当額も納付しないままに三十年七月十日無断でこれをくずし化処分した。しかして、同財務局歳入徴収官は、同会社に対し、二十六年十一月一日から三十年七月九日までの間の使用料相当額七八、〇一八円をすでに納付済の使用料の納付遅滞に対する延滞金七、四七二円および機械がくず化されたことに対する損害賠償金一七七、四〇〇円とともに納付するよう要求した。これに対し、同会社から、二十六年十一月一日から三十年七月九日までの間の使用料相当額は同会社において本件機械を事実上使用していなかったから一般慣例上その支払を免除すべきであるとして審査を要求したものである。

右の事実について審理したところ、城南化工材株式会社は、本件機械について特別の事情が介在したため当初の目的どおり使用収益するにいたらず、経済的負担を受けた事実はあるが、同期間中国と同会社との間にはなお依然として一時使用認可等の関係が継続していたものと認められ、現行法令の建前からみても本件機械がくず化されるまでの間の使用料相当額の徴収を不当とするには足りないものと認められる。

したがって、本件使用料相当額の徴収についての関東財務局歳入徴収官の取扱は是正を要しないものと決定した。

第七回 審査事項

（一）審査事項

（二）審査結果

（三）審査意見

（四）審査報告

（五）審査結果の概要

（六）審査結果の分析

（七）審査結果の考察

（八）審査結果の結論

（九）審査結果の附録

（十）審査結果の索引

第三章 政府関係機関の会計

第一節 決算の検査完了

政府関係機関名	決算		同上のうち検査未完了額	
	収入	支出	収入	支出
日本専売公社	二五三九六、六三三、九五〇〇	一四四、二九四、六三四、四三六〇〇		
日本国有鉄道	三三、九三三、五二、六八九〇〇	三三、三六四、〇〇六、三七六〇〇	七六、九四〇	
損益勘定	九九、四八、四八〇、七五四〇〇	九九、四八、四八〇、五三〇〇〇		
資本勘定	九、九二二、七五七、五四〇〇	九八、七四四、八三三、三三〇〇		
日本電信電話公社	一五八、八三〇、〇三三、四一六〇〇	一四八、五七八、三九〇、六二二〇〇	一五八、一八〇	
損益勘定	七六、〇九三、七七一、七三三〇〇	七六、〇九三、七七一、七三三〇〇		
資本勘定	六八、一七〇、三三三、六六〇〇	六九、三三七、〇三六、三六六〇〇		
建設勘定	五、七六五、二七八、五六七〇〇	四、四三八、五〇六、五七八〇〇		
国民金融公庫	六、五四八、四八八、七六〇〇	五、九三二、八一四、一〇〇〇		
住宅金融公庫	六、三三二、〇三三、七三三〇〇	五、九六八、二四三、九三三〇〇		
農林漁業金融公庫				

第三章 政府関係機関の会計 第一節 決算の検査完了

一六六

政府関係機関名	決算		同上のうち検査未完了額
	収入	支出	
中小企業金融公庫	六八七三、九一四、三三四〇〇	五、六三三、二九〇、六四七〇〇	
北海道東北開発公庫	八三〇、六四四、八二〇〇	六、七三二、四六七〇〇	
公営企業金融公庫	一四九、一七三、七三二〇〇	一、八二五、三五、二五七〇〇	
日本開発銀行	二、九五五、三六八、四八二〇〇	一〇、一八四、一四八、六九六〇〇	
日本輸出入銀行	二、七九一、〇六八、七三四〇〇	一、八五六、五六三、二〇五〇〇	
計	一、二四二、六五三、三九、九五五〇〇	一、〇〇四、一七〇、〇五五、三七〇〇	九七、六〇〇

右各政府関係機関決算額は、検査未完了額を除いてこれを検査完了した。検査未完了額の内訳は

政府関係機関名	事由	収入、支出	金額
日本専売公社	犯罪に関し調査中	支 出	四、八八〇、一九〇
日本国有鉄道	犯罪に関し調査中	収 入	七六九、四八〇
損益勘定	犯罪に関し調査中	収 入	一五八、一八〇
日本電信電話公社	犯罪に関し調査中	収 入	

であり、その各科目の金額は付表第七のとおりである。

第二章 政府関係機関の会計

第二節 各政府関係機関別の不当事項

第一 日本専売公社

(事業概要について)

昭和三十二年におけるたばこの製造数量は千八十四億二千七百余万本、輸入数量は二千二百余万本で、その販売数量は千七十億千五百余万本、金額二千二百九十七億四千六百余万円、塩の受入数量は国内産塩が八十六万九千余トン、輸入塩が百九十五万二千余トン(うちソーダ工業用自己輸入塩は百七十六万二千余トン)計二百八十二万千余トンで、その販売数量は二百八十万三千余トン、金額二百三十二億八千八百余万円となっていて、前年度に比べると、販売数量ではたばこ三十二億八千九百余万本の増加、塩十萬三千余トンの減少となっており、販売金額ではたばこ百二十七億六千五百余万円の増加、塩四億二百余万円の減少となっている。また、粗製しょう脳等の購入は三千七百余トンで、販売数量は三千二百余トン、金額七億八千二百余万円となっている。

(事業損益について)

公社の昭和三十二年事業益金は千二百三十億五千九百余万円、前年度に比べて七十三億七千余万円を増加している。

たばこ事業の益金は千二百四十二億九千二百余万円、前年度に比べて七十五億三百余万円の増加を示している。

るが、これは主として新生およびピースの売行が伸びたためである。

塩事業の損失は十一億三千六百余万円、前年度に比べて一億三千五百余万円の損失増加となっている。これは主として前年度に引き続き輸入塩に対する一般用塩の需要を漸次原価高の国内塩に転換したためである。

なお、しよう脳事業でも九千六百余万円の損失となっている。

専売納付金として国庫に納付した額は、前記事業益金千二百三十億五千九百九十九万九千九百九十九円から三十二年度中における固定資産および無形資産の合計額の増加額八億六千九百九十九万九千九百九十九円を控除した千二百二十一億九千九百九十九万九千九百九十九円であつて、一般会計収納済歳入額の八・七%を占めている。これを前年度に比べると七十九億八千七百九十九万九千九百九十九円の増加となり、予定額に比べて四十一億八千四百九十九万九千九百九十九円の増加となっている。

また、右の専売納付金に都道府県および市町村に納付したたばこ消費税四百二十四億千七百九十九万九千九百九十九円を加算すると、国および地方公共団体に納付した額は千六百四十六億千六百九十九万九千九百九十九円となり、これを前年度における専売納付金千四百四十二億千九百九十九万九千九百九十九円にたばこ消費税四百二億八千九百九十九万九千九百九十九円を合計した千五百四十四億九千二百九十九万九千九百九十九円に比べると百一億二千四百九十九万九千九百九十九円の増加となっている。

不正行為

不正行為

(四七八) 職員の不正行為により日本専売公社に損害を与えたもの

(項)たばこ事業費

日本専売公社一宮出張所で、昭和三十年三月から三十三年一月までの間に、社員鈴木某により支払資金をほしいままに領得されたものが八、三一〇、〇〇〇円(うち三十三年九月末現在補てんされた額現金一、四八四、五三三円、宅地四一・二二坪ほか四六六坪評価額三、九〇五、二二〇円)ある。

右は、同人が経理係に勤務し、支払職の補助事務に従事中、一宮市および木曾川町に対し納付すべきたばこ消費税を正当額より少額に払い込み、職員等に対する諸給与の小切手を偽造または変造して正当金額との差額を付増しし、これを領得したものである。

第二 日本国有鉄道

(事業損益について)

日本国有鉄道の昭和三十二年度決算についてみると、営業利益は百五十六億七千四百余万円、営業外利益は六十九億五千七百余万円で、計二百二十六億三千二百余万円の純利益を計上している。

これを前年度の営業損失百六十一億七千八百余万円、純損失百五十三億三百余万円に比べると、営業損益において三百十八億五千三百余万円、純損益において三百七十九億三千五百余万円がそれぞれ利益増加となつてい